

に、語々悉く一致せり。左れば委員會より呈出せる條件の包含する所は、唯舊時の權利なるか、然る時は無用なり、若くは聯邦會議の特權中、新に確保せられたる權利なるべし、然る時は憲法に違反し、又聯邦會議及普魯西王の爲めに承諾すべからざるものなり、是れ實に、如何なる場合に在りても帝國政府が適從する能はざる一の壓制と謂ふべきなり。比公は更に論歩を進めて曰く、千八百六十七年以來全獨逸憲法時代に於て、獨り聯邦會議がエルベの水面に於ける關稅境界を定むるの權能を有することは、何人も決して疑はざるべし。聯邦會議も亦當時の大臣デルブルュック氏の議長の下に、漢堡自由港境域を區劃せむが爲め、關稅境界をウィッテンベルクよりベルグドルフに移せしに當りて、此憲法に遵據せる權能を確定したりき。而してデルブルュックの決議案は、實に同人の手より一時共同の關稅境界以外にと更正せられ、漢堡及ブレイメンの代表者は千八百六十八年七月八日、是に賛成調印せり。當時漢堡の上院は漢堡自由港の境界を劃定するは、全く聯邦會議の職

比公の演說

務なるを承認したり。何となれば上院はベルグドルフ及ゲーステアハットの住民が、漢堡自由港との分離に就き、提起したる控訴に答ふるに、「吾人は該市民の控訴を許容すること能はず、是れ自由港の境界を定むべきは上院にあらせして、聯邦會議の決する所なればなり」と曰ひしを以てなり。「自由派なる帝國有名の國法學者ラバンド及フォン・ロエンチ氏は比公の採れる法律上の論點より異議を唱へしに由り、比公は音吐朗々、獨逸國民議會の國民的良心に訴へたり。曰く、

「獨逸統一と新帝國の創設とに對する熱心の稍衰へ來りし以來、法律觀念、法律智識及び諸官省に承認せらるゝ法律代表の實に一大變化を生じたることは、予の茲に論證せむと欲する所なり。然り、諸君、這般の熱中全く衰へ來れり。余は之を承認し得べき位置に立てり、今や分立主義パルチエリスムの精神は增長し、政黨の紛争は起りぬ。是等は實に憲法根底の保持を名として斯る紛々の戰場を作りしものなり。人々此根底を以て破壊すべからざるものと思惟し、若くは此根底を破壊

することに力めず。余は余の見解より重要な證據を與ふるに充分の權利を有するもの、余は是に對して充分なる證人なり……余は獨逸統一の爲めに力爭すること茲に三十年、余が始めて此目的を以て聯邦議會に臨みたるより方に三十年を経たり。余は余が數年前睡眠を得ざる夜に於て、誦讀したる佛國歴史家の言に適合せる地位に在ること茲に十八年(其書たる、余自ら擔當せる如き多くの事務を負擔せる政治家を論ず)。曰く、長く在職せる大臣は頭上に積累せる飽くなき憎惡の重荷の爲に屈服せざるを得ず、(II) devait succomber au poids des haines inassouvies qui s'accumulent sur la tête de tout ministre qui reste trop longtemps au pouvoir)。余は十八年間久しく此位地に在りしを恐る。余は發達し來れる諸政黨と戰はざる可らず、各政黨に對して余は激烈なる抗爭を爲さざる可らず、是に由りて佛國史家の云ひたる如き、飽くなきの憎惡(Les haines inassouvies)生じ來るなり。余今や日噓れ途遠し、親愛、爭鬪總て閱みし盡せり、餘す所獨り平和なる生活ありのみ。余が屢々余の地位を棄んと欲して能はざる所以は、寂慮の畏こきに由れり、余は遂に老帝の意志に違ふこと能はざるなり。然れども翻りて獨逸帝國、獨逸國民、獨逸統一の爲め、全力を致さむとするに當り、妨害者に對して戰はざるべからざるを想へば、余は實に疲勞せり、心力既に盡きたりと言はざるを得ず。余は虚心平氣を失はむことを恐れ、爰に是を極論せざるべし……然れども滿腔の熱血を揮て是が根據を立つるに盡瘁したる獨逸帝國の退歩を冷然傍觀するは、洵に余の忍びざる所なり。年齒老るに隨ひ益々平穩沈靜を希ふは、人の至情、余も亦閑地に靜養するの日あるべし、此時に當りて諸氏は諸氏の欲する所に從ひ帝國を指導せよ、然れども諸氏が帝國の基礎を論し、正義なり義務なりと信する時に當りて、諸氏又余の協力を望むこと勿れ。

此一大演說の後、ベンニグゼン氏は自ら仲裁的勸議を提出し、此事件を再び委員に委託せむと論せり、曰く帝國議會は五月十日に開會せら

るべきを以て、此争は次年に延期せらるゝに至るべしと。然れども此動議は第二讀會に於て可否の數同點なりき二百二十五票に對する百二十五票。委員會案(デルブルュック)は百十票に對する百三十八票を以て廢棄に歸せり、是れ國民自由黨が委員會決議に反對し、ベンニグゼン案を賛成したればなり。條約の第四條及第七條は僅少の多數を以て否決せられぬ。五月十日の第三讀會に於て保守黨が廢棄せられたる條約案を復活せしめむと希望せしに當り、第二讀會にベンニグゼン案を賛成したる百二十五議員の多數は、甚だ薄弱なる權利に據りて帝國議會より要求せられたる論争を爲さむより、寧ろ此論争を延期するこそ得策ならめと思惟せり。此理に由りデルブルュック、ウインドホルスト及オイゲン・リヒテルはベンニグゼンの延期案を賛成し、遂に多數を以て可決せり。爾後幾もなくストルベルク伯は帝國宰相に代りて帝國議會の閉會を宣言せり。

比公は豫め聯邦會議に於て意見の衝突なきを力めり、是れ公が五月十九日漢堡の廓外地ザンクト・パウリを除き、唯アルトナのみを關稅區域に編入せむとするの動議を提出したるにて知るべし。此動議は同日聯邦會議の委員會に於て全員の一致を得、聯邦會議も亦遂に五月二十二日に至り全會一致を以て之を可決したり。

若し比西馬克の反對者にしてザンクト・パウリに對する此讓歩を以て鐵血宰相が衷心不安の證據なり、或は全く弱點より起れりとの斷案を下すものあらば、是れ實に一大誤解と云はざるを得ず。何となれば七月一日聯邦會議に提出するに下エルベを關稅區域に編入すべき普通の動議を以てしたればなり、即ち、假りに實行の法式として、エルベ河はアルトナ及ハルブルクよりクックスハーフェンに至るまで、關稅區域に包括せらるべきこと、又アルトナ及びハルブルクに至るエルベ兩岸防衛の費用は公共費用を以て負擔せらるべきことを提議せしを以て見るべし。此動議は帝國憲法第三十三條及一般に帝國の全管内を單一の關稅區域と看做せる千八百六十七年七月八日の關稅條約三、四、五、

十條より第二十條及第二十二條を以て其論據となしたるものなり。此提議に添へたる覺書は、此提議は漢堡自由港の狀況及び漢堡に帝國憲法第三十四條に由り賦與せられたる特權を侵さむと欲して、クックスハーフェンに轉置し、以て總て漢堡北海船舶に増大せる關稅を課せんとすてふ風説の全く譏誣なることを辨じたり。「かゝる觀察は全く無根なり。故に漢堡の關稅外に立つを廢棄するは獨逸帝國の利害上願はしきことなるも、帝國政府は常に成立せる憲法を尊敬し、唯誠實なる方法を以て漢堡の自決を促すものなり。されば北海漢堡間なる船舶の交通往復は、漢堡に著しき負擔を與ふることなく、北海及自由港範圍間の連絡を明白に保持すべき唯形式的關稅のみに従事するに過ぎざるべし」

聯邦會議は此動議を委員に附托するなく、直ちに全院會議に附せむと決定せしも、獨りバイエルン及漢撒諸市は從來の委員會議に附せむとを主張せり。聯邦會議は遂に漢撒諸市の主張に反對して六月八日

此動議の第一讀會を六月十四日に第二讀會を開きたり。

此決議は漢堡市民の多數間に非常なる不平を喚起せしも、他方に於ては同市關稅編入黨をして公然比西馬克の目的に賛同せしむるの勇氣を興へたり。プレーメン市の工業會議及工業議院は、既に五月二十四日に於て、同市の關稅編入に賛成の宣言をなしぬ。兩漢撒市に於ても、比西馬克の有力なる指導に依り、年末に及んで此の種の宣言愈々増長するに至れり。固より編入反對者は活潑なる抗爭を始め、アルトナに起りたる運動の如き渠等が七月一日伯林に在る比西馬克に委員を送りしに當り、帝國宰相は健康に害あらんとを恐れ、婉曲に是が面會を謝絶し、秘書官チーデマンをして謂はしめて曰く、諸子の請願に據ればアルトナは尙漢堡の外廓地として存立せむことを請ふもの、如し然れども是れ余が欲せざる所なりと。新聞は請願者に對する比西馬克の書簡を論せり、此の書簡たる官の秘密を漏泄せし者にして、フィルヒヨウの探知する所となり、爲めに五月八日の帝國議會に於て得意に朗

讀せられたり。其書簡に曰く、「グックスハーフェンに關稅境界を移轉せば、漢堡をして關稅範圍に入るの同意を惹起せしむるの結果あるべし」と。「北獨逸普通新聞」は七月二十五日比西馬克の委囑に由り、帝國宰相は常に斯の如き意見を口にせり。左れば帝國宰相が獨逸の統一上、決然たる目的を有することを證明せむが爲め、故さらに書簡を窃取するの必要あらざしならむと。

當時比公も亦謂ふて曰く、余若し諸氏が余の責任を盡すべきを文書上より立證せんが爲め、此書簡に價値を置けるを豫知したらむには、余は好むて諸氏の爲めにかゝる書簡十通を書したりしならむ。固より法律的方法に由り、又帝國憲法第三十四條を遵奉し、漢撒諸市の關稅編入に志すは、余の義務なり。帝國の政界は漢撒諸市をして關稅區域内に編入せらるゝを諾せしむるを方針となさざるべからすと。

讀者の知るが如く、此目的に對する方策の最大部分は、既に千八百八十一年年頭に測量し了れり。然れども帝國議會が二月十五日再び開

下エルベ編入に關する普國案

會するに先ち、比西馬克はエルベ下流を關稅區域内に編入するに關し、千八百八十年七月十四日聯邦會議議決實行の豫備を提出せり。此處置費一回の支出豫算額は、アルトナの關稅編入を加へて百九十三万六千五百三十馬克なり、又比西馬克が聯邦會議に其動議を提出したるに當り(二月四日)聯邦會議は提出の方策、及び爾餘の法案、殊に普國漢堡及其他關稅同盟に對する費用の別負擔に於てに、同意を表せむと決するに至れり。當時獨逸輿論の大部は、此問題に就きて比西馬克を贊し、殊に獨逸工業者が漢堡は爾後始めて純獨逸の商業市たる觀念を起すべく、又漢堡が獨逸の關稅區域内に編入せられなば、獨逸内製造品及び其輸出好況を呈し、全然從來の面目を改むに至るべしと同せしは、至當と云ふべきなり。此の他、同意見を發表せしもの亦鮮からず、例へば既に一月七日ライプチヒに集合せる、獨逸毛織業者中央團體の大會議の如し。又激烈なる比西馬克反對者は、比公が此際多難なる行路の中に在りて、大に進歩を來せしを見、明らかに不快の情を洩せり。殊にオイゲ

ンリヒテルは二月二十四日帝國議會に於ける豫算案の第一討議を利用し、帝國宰相に對して烈しき攻撃をなして曰く、是れ帝國宰相の帝國征服方策なり、帝國權力の範圍を總ての方面に擴張せむとするの政策なり、帝國宰相の禁止權なり」と。

比公の從來此辯士に答ふると常に痛激なるに反し、今や頗寛大なるの觀ありき。公辭に謂ふて曰く、余は人の想像するか如く惡人にはあらず、リヒテル氏の演説は、主として帝國宰相たる職責の外他の職責を認めざる獨逸帝國の憲法に對する攻撃よりも、余一人に對する人身攻撃なり」と。而して帝國宰相たるものは、憲法の範圍内に於て、皇帝、聯邦會議、及帝國議會に對し、其職權を實行するのみなる事を論明したるの後、次の著明なるに章句を以て其演説を結びたりき。吾人の囊に公が「唯一の指針、公が唯一の北斗は國利民福(Salus publica)なり」との句を引用したるは此の演説なり。

「余は余の生涯に於て決して理論家にあらず、諸政黨分離結合の法式

は余に於て第二の問題に過ぎず。余が第一の目的は外國に對する國民の位置、獨立、及吾人が世界に於ける大國民として自由に俯仰し得るに在り。諸君、余は明言す、是に踵て起り來れる自由、反動、保守諸黨の憲法の如きは、余が第一の目的に非ず、是皆家屋が建立せられたる後に生ずる裝飾の贅澤物なり……自由主義に基きて治めざる可らざるの時あり、總督政治を爲さざる可らざるの時あり、是時宜に由りて變すべく、決して永久なるものにあらざるなり。然れども余は獨逸帝國の建物と獨逸國民の統一とは泰然暴風雨に動かされずして屹立せむことを希望す。予は予の政治的能力を擧げて初めより帝國の創造鞏固に盡したり。又假令一瞬間なりとも此指針に由らざりしことあらば、願くは示せ、然らば諸氏は余か誤謬に陥りたるを辯ずるに足らむ、然れども余か國民的目的を一瞬時も眼中に置かざりしと云ふに至りしは諸君能く予を論難する者なけむ」と。

漢撤諸市關稅編入の事件は、三月中旬漢堡の上院が漢堡の關稅編入

に就きて比西馬克と秘密交渉を開きしに當りて有力なる一大進歩をなし、着々其の目的に向ひ來れり。此交渉は主として「報告的性質」を帶ふべきものなりと雖も、其合併の報告のみにて、之が賛成者及反對者に對して、精神的な一大結果を有したり。此交渉は幾もなく確乎たる状態を取るに至りぬ。何となれば既に三月二十八日漢堡の上院は、聯邦會議及比公と漢堡の關稅編入に關する正式的交渉に着手し、出來得る限り調和を希望したればなり。當時上院は此目的に就き、左の問題を提供すへき新委員を撰出せむとを市民に要求せり、(一)何に由て自由港の境界、エルベ河、港、埠頭、位置、船渠は制限せらるべきか。(二)誰か變更の費用を負擔すべきか。人々皆帝國が此費用の一部を引受けむことを希望すと。四月六日委員は漢堡の市民より撰出せられしに、皆編入の同意者なりき。是れ二人の絶對的編入反對者は其職を辭し、此黨爾餘の候補者は皆其所信を更められたればなり。此の委員は四月十四日大多數を以て漢堡關稅編入の條件に就き、正式的交渉を伯林に開かむてふ

上院の決議に賛せり。

同交渉は爾後着々として其歩を進め、帝國政府は主として左の五點を其條件として出來る限り保證するに決せり、(一)漢堡は制限せられたる自由港區域を保持すること、(二)漢堡の區域に於ける關稅行政は漢堡官廳の手に引渡すこと、(三)未來の自由港區域に於ける輸出業の成立及發達進歩、(四)漢堡貿易に於ける關稅規則適用の爲め、該規則に重要な變更を加ふる事、(五)關稅併合に要する莫大の費用を帝國の負擔とする事是れなり。

比西馬克は此交渉の確乎たる進行を願ひ、五月十七日アルトナの關稅合併に關する動議を聯邦會議より撤回せり。是に由りて帝國宰相はアルトナの關稅編入に必要な費用の豫め帝國議會の同意を得べきものなるか、或は然らざるかの問題に就き、帝國議會と更らに一段の交渉をなしたり。乃ち帝國議會は三月二十四日之を討議に附し、四五票(保守黨)に對する全數を以て之れを可決しぬ。

之に對して、比公は聯邦會議に送りたる覺書に於て、漢堡との交渉が豫期したる結着を生ずる能はざる場合に對する處置を講じ、且千八百八十一年十月一日より實行せんが爲め、エルベ河下流の關稅編入を即刻に實施せむことを提議せり。十一月一日公は進て漢堡に於て成立せる關稅局、及關稅同盟の倉庫を廢棄し、又漢堡の自由港區域に對する關稅境界の確定及此境界に於ける關稅の課稅に必要な處置を普國政府に附托せむとの動議を起したり。

人民保護者此の場合にては兼て上院保護者なるオイゲン・リヒテル氏は、再び此等の動議を目して漢撒諸市の憲法上の權利に卑劣なる侮蔑を加へたるものとし、氏の黨友カルステン氏(アルトナ)と共に一動議を議會に提出し、若し聯邦會議が單に一州の合法權利の自由使用を制限せむが爲め、關稅制度の變更を計畫するとせば、是れ聯邦的關係に適應せず、亦重要な憲法上の權利を侮蔑するものなり」と、五月二十五日聯邦會議の要求は帝國議會の討議に上り、遂に比公が立案し、聯邦會議

リヒテル、
カルステン、
案

が賛成したる相當の拒絕は、聯邦會議の名義を以て秘書官フオン・ボエテヘル氏に由りて述べられたり、即ち氏は次きの抗辭を朗讀せり。

「リヒテル、カルステンの動議は、聯邦會議が各邦の重要な憲法上の權利を等閑に附するの決議をなし得るとの假定より生じ來れるものなり。余は聯邦政府の委任に由り此動議を返戻す、余は又斯る先例を作りて、聯邦會議の自由決議に關涉する計畫を防がざるべからず。聯邦會議は其憲法に適合する權能及義務に就き、完全に知悉せり、而してリヒテル、カルステンの如き動議に參與せむとは、聯邦會議を當に自ら代表すべき所なる彼の聯邦政府の威嚴を傷ふべし。」

朗讀終りてボエテヘル氏及全聯邦會議員は席を去りぬ。議員リヒテル氏は憐れにも無力なる漢堡を勸めて帝國議會の保護を受けしめ、先づ絶叫して曰く、吾人は常に此針路を取て奮進するものなり」と。

氏は以爲らく、此事件に於ては從來有名なりし帝國宰相の外交手腕を見る能はざるのみならず、寧ろ、今回漢堡に對する公の舉動は、無謀

刻薄に陥り、公は假令形式に於ても、獨立の見識獨立の意思及獨立の意味より、帝國宰相の意思に反對せるものを攻撃するに至れり。若し夫れ此の如くして停止する所なくむば、吾人は遂に腕力は正義の上_レに位するに至るを見るべく、吾人は獨逸國內の狀態に於て吾人が眞實に吾獨逸祖國の爲め力めて避けむと欲する危険と困難とに遭遇するに至らむ。

此壯語にも係らず、リヒテル・カルステン勳議を承認して一の賛成演説を試みる者なかりしは誠に自然の勢と謂ふべし。但ウインドホルストの勳議は其採用する所となれり、其は漢堡と將來の交渉が永久的歸着を致さる間は、現在の狀態に少しも變更を加へざるべきを帝國宰相に要求するに在り。

然れども議員リヒテルが此交渉に就きて帝國宰相の外交拙劣なるを歎し、又比公に取りては、正義の前に腕力ありと語り、公の交渉手段を非難したるに拘らず、漢堡との關稅編入條約は、千八百八十一年五月二

一八八一年
五月漢堡と
關稅編入
條約

十五日を以て成立し、伯林に於て調印せられたり。此條約は談判開始の際、既に陳述したりし漢堡の希望を尤完全に満したるものにして、決して腕力をして正義の前に立たしめしものに非ず。又數月前には行ふ可らざるの觀ありし此條約の決定に由り、首相の外交手腕は自ら證明せられたりしが、其巧妙なる、恐らく議員リヒテル自身と雖も決して摸倣し難き所なるべし。此條約は主として左の決定を含有せり。

漢撒同盟の自由市漢堡は其全範圍を擧げて、然れども下に表示せる例外あり、帝國關稅區域内に加入すると一致せり。帝國憲法第三十四條は漢堡市が自由港の權利を永續すべき範圍に永遠の効力を與へ、漢堡の同意を得ずして其範圍内に於ける自由港の權利を廢止し、或は制限すべからざることを保證すと。之に次ぎて自由港の區域を精密に規定し、最後にクックスハーフェンの港稅は從前の如く關稅區域にあるべし、而して關稅同盟物揚場は後日關稅區域編入と共に廢止せらるべき事と決定せり。此他漢堡に於ける輸出業の繼

續を保護すべく、漢堡の希望に添ひ、漢堡市に於ける關稅及租稅取扱の權を漢堡の官廳及官吏に委任せらるべし。又漢堡の狀態を酌量し、關稅準備處置、並に同盟關稅法の實行を特許する規定に必要な變更を加へたり。然れども自由港の(縮少せられし範圍に於て)維持と共に、漢堡に必要な條約の規定と云ふべきは、漢堡の關稅編入及び是と關聯せる現在の商業、及貿易の變動に由りて生すべき建物、庭園、造作、土地收用等に就き、帝國が四千萬馬克以内を補助すべしとの契約なり。此金額は上院及市民が協賛後より計算し、十年間均一の割合によりて支拂べきものなり。最後の規定に曰く、漢堡の市及其區域の編入は、千八百八十八年十月一日後聯邦會議の指定せる時日より効力を有すべし」と。

漢堡の上院は此條約及び愛國的句調充溢せる覺書を、原文の儘、全市民に直に公布し、又上院は同覺書の冒頭に於て市民が其同意を發表すると共に、豫約せし此協商を決定せむことを欲すと宣言し、且つ曰く、今や吾人に提出せられたる條件よりも、一層幸福なる條件、若しくは同様幸福なる條件を以て協商を成立せしめんことは、既往に在りても、又將來に於ても到底能はざる所なるべし」と。同覺書は漢堡條約が擔保する利益に就き左の如く記せり。

「從來の如く今後も船舶、及物貨出入の自由、及輸出策の繼續を保證せる自由港域(假令狹縮せられしにもせよ)の所有、並に關稅區域と自由港區域との出來得る丈、輕便にせられたる結合を維持することを責となせる關稅管理官、即ち帝國政府の好意に由りて條約上保證せられたる此の二の讓歩は、漢堡の海外貿易を從來の如く盛大ならしめ、同時に進歩せる無害の内國貿易は、多數の新取引開始に由り、避くべからざる損失を償ふべき効果を奏するに足らむ」。

此の如くして久しく人心を動搖せしめたる問題解釋せられしに關し、全獨逸は一般に満足の意を表しぬ。是を以て現に漢堡に於ても亦六月十五日四十六票に對する百〇六票、即ち憲法上所要の三分の二の

多數に超加すること五票の大多數に由りて、五月二十五日伯林條約を可決せり。

編入補助費

帝國議會は此條約が漢堡に於て決定せられし日、即ち六月十五日に閉會し、十月二十七日に新撰舉を行ひ、又是を以て漢堡の編入費一億四千八百万に對する四千万馬克の補助金に同意を表し、以て五月二十五日の條約に協賛するは、正に獨逸國民の新撰代議院の任務となれり。

此協賛に就き、保守黨、自由保守黨、國民自由黨員が、初めより盡く之に同意したりしものは、帝國の補助額不當に至らず、能く高大なる國民的目的に協ひたればなり。中央黨の多數及自由左黨の分離したる一派も、亦今や此に賛成せむと欲しぬ。帝國宰相は千八百八十一年十一月二十八日新帝國議會に於ける此提案第一讀會の際、二大演説を以て未定者を説破せむが爲め雄辯を振へり。其第一演説はウインドホルストの意見即ち漢堡に對する關稅編入は有益のものなるや否やとの問題に對して駁撃を加へたり。所論公明聽くに足れり。

「此提案の反對者は最大商業市が關稅界に由りて、帝國より分離す可らざる事に就き、帝國の有する所、又有せざるべからざる一大利害を看過するものなり」と云ひ、更に進むで、

「宜しく先づステツチン、ダンチヒ、コエニスブルグ等、凡ての商業諸市が内國より關稅界に由りて分離せられたる場合を一考せよ、ブレメン、ハムブルクの意味に於ける諸自由港は、吾人に對して關稅上外國となるべし。諸君よ、實際諸君の中、或は全内國に對し、此を以て無關係の事件なりと主張せむと欲する人ある乎。漢堡が凡て其他の海市よりも要用なる所以は、其商業貿易の影響、エルベ流域、柏林も亦此中に在りに及び、之に加ふるに、遠くバイエルン、埃太利、シユレジュンに達するものなればなり。人若し法律的方法に依り、制壓を加へたるものなりとして比西馬克を非難せば、余は信ず、是を以て余を告訴するの不當なるを、之に反し、余を以て國民的觀念を懷き、帝國の國民的目的を完成せむと盡力するものとせば、是余を賞讃するもの

と謂ふべし、余は是に對して承認を希望し、非難を希望せむ。」
既に論ぜし如く帝國議會の大多數は、比西馬克の要求せし漢堡に對する四千万の帝國補助金を同意し、其承認を表示するに決せり。帝國議會の委員は、既に十二月十二日、二票に對する十一票を以て（八人棄權）此議を是認し、帝國議會は千八百八十二年一月二十日及二十一日委員會の勸議を、百二票に對する百十一票を以て可決したり。故を以て千八百八十二年二月十六日の帝國法律は、關稅域内に漢堡の關稅編入を發表するの運に至れり。

千八百八十五年三月三十一日の帝國法律中、ブレーメンの關稅編入亦同事情の下に實行せられたり。帝國乃ち之に對して、合併費用最高評價の半額、一千二百万馬克の補助金を支拂へり。

かくて帝國憲法第三十三條は、其目的（即ち全獨逸帝國の區域は統一せる關稅及商業區域を形造すへしとの目的）を果すを得たり、又獨逸漢撒市中の關稅編入成りたるの年は、實にブレーメンの議員モズレ氏が

千八百八十一年五月二十五日公言したる勇敢なる豫言の、眞實なるを證明せり、曰はく「漢撒諸市は關稅區域に編入せられたるの後數年にして渠等は何故に長く區域以外に居りしか、何故に關稅同盟に入らむが爲め、自ら早く勸議を出さざりしかに就き、記憶することなきに至るべし」と。漢堡の關稅合併以來、如何に大規模を以て、獨逸貨物か漢堡に輸入せられしか、如何に安全に、該大商業市の利益が増大せしかは、獨逸經濟通信に於ける漢堡輸入表に由て知るべきなり。爾後千八百七十一年乃至千八百八十年に於けるエルベ上流よりの國內輸入は、七億七千三百七十万馬克なりしが、千八百八十一年乃至千八百八十五年に於ては、十一億一千四百八十万に上れり、千八百八十六年のみにて十億九千八十万、千八百八十七年のみにて十一億七千七百十万に達したり。

かくも長歲月に亘れる困難なる盡力に由り、國民の一大進歩を獲得せし年に於て、獨逸國民は忘るべからざる一大國祭日に遭遇せり。千八百七十九年六月十一日皇帝皇后陛下は、一大國民の誠實なる同情中

に金婚の祝典を舉行せられたり。獨逸王公の一隊は、之を賀せん爲め、親ら伯林に來れり、老健なる皇帝は、此際殆んど八百人の罪囚を放免し、以て其聖徳を表明せられたり、加特力教徒の罪囚は、此恩典に浴せざる爲め、僧侶黨新聞が之を號呼したるにも關らず、一般の祝祭を歡喜するの至情を破壊すること能はざりき。千八百七十九年十月一日ライプチヒに於ける帝國裁判所の開院式は、千八百四十八年以來全獨逸國全體の議長たり、又常に獨逸祖國の統一と權力との爲め、鞠躬盡瘁したりし榮譽ある議長ジムゾン氏の指導の下に舉行せられたり。氏は其開院式に述べて曰く、軍隊組織、外交事務、及公共の商業組織と共に、司法權の統一に由りて、獨逸統一第四の柱礎建立せられたり。帝國裁判所は國民の權利を嚴正に保護し、辛苦艱難の餘に成りたる統一を守護し、分裂離散を防ぐを以て其任務となすべきものなり」と。

爾後殆ど一年、千八百八十年十月十五日コェルンに於ける伽藍落成式は、偉大なる儀式を以て實行せられたり。皇帝、皇后、皇族、及皇帝より

帝國裁判所の開院式

コェルンの伽藍落成式

招待せられたる王公は、コェルン伽藍落成式の盛儀に參し、諸官省陸軍の長官亦式に列りしが、獨り僧侶は今や外觀完成せし驚歎すべき神殿内に在りて皇帝を迎へ、副僧正パウドリ博士をして、缺職なる大僧正に代りて、其人は當時免職せらるる祝賀せしめ、又毫も其祭式に與らず。當時渠等及全越山黨等は、後者はミュンステルに於ける喧譟なる加特力教徒會議に於て、實に左の如き暗號を播布せり、曰く、コェルン及來因州の全加特力人民は、伽藍落成式の際、價值ある遠慮を勵行すべし、又此方便に由りて寺院法案に反抗すべし」と。此暗號は誠に來因の首府、及來因の忠節なる祝典を歡喜せる國民に對して、一の効果を收むること能はず、却て笑ふべき失敗に陥れり。然れども皇帝カ比西馬克及普國大臣の諫言を用いずして、實行したる此祝祭をして、黨派的憎怨の好題目たらしめむとせし越山黨の計畫は、老帝の心裡に深く出血せる傷痕を留めたりき。

最後に吾人は全州郡に於ける全獨逸國民が狂奔せし祭日の下に獨

維廉親王の結婚

逸未來の帝位相續者たる、普國維廉親王の千八百八十一年二月二十七日に於ける結婚を記すべし。數日前、新婦たるアウグステンブルグ家の息女、シュレスキツク、ホルスタインの、アウグスタ、ウクトリア女王は、歡喜せる伯林に入興あり。當時半官報、地方通信が「全獨逸人民は、此結婚に満足の意を表するなるべし、是れ消し難き不正を柔らげ、シュレスキツク、ホルスタイン問題其終りを告ぐべければなり」と云ひしは、決して過言にあらざるなり。

此國民的祝祭當時に於けるよりも、更に慨歎すべきものあり、僧侶黨の領袖及末派は、渠等の帝國に對する友義の證據を擡起したり、是れ渠等は、僧侶黨は帝國最良の友人なりとの千八百七十九年に於けるウインドホルストの言語に保證を與へむとしたればなり。千八百八十年は帝國の擴大及び狀態を甚しく震撼する二箇の問題と決議とに由りて十分に之が機會を與へたりき。

千八百八十年一月二十二日比西馬克は、主として千八百七十四年帝

千八百八十年
新陸軍條
令(七ヶ年
繼續費)

國議會の協賛を得たる法案第八章を見よに代ふるに、七年繼續費の陸軍條例案を聯邦會議に提出したり。此法案たる實に千八百七十五年の人口に比例して、常備軍二万五千六百十五人、戰時兵力殆んど八万人乃至九万人を増加し、又完全なる改良に由り、第一補充兵に教練を加へんとせしものなり。斯案の理由とする所は、統計の示せる如く、佛蘭西露西亞の兵力は、兵數並に組織上、獨逸よりも優勢なりと云に在り。聯邦會議は二月九日此提案に何等の修正を加へず、全院一致を以て承認したり。三月一日及二日帝國議會の第一讀會に於て、保守黨、獨立保守黨、及國民自由黨の大部が是に賛成し、僧侶黨、進歩黨、波蘭黨、社會黨、及佛國を眷戀するエルザス、ロートリンゲン、及ウエルフ黨が是れに反對すべきは、殆むと明白なる形勢なりき。此豫想は四月九日及十日の第二讀會に於ける投票の際、果して事實となりぬ、即ち七年繼續費及該提案は實に九十六票に對する、百八十六票を以て可納せられたるも、中央黨中、一人として獨逸帝國の急要なる軍備費を賛成したるも

のなかりき。四月十五日及十六日の第三讀會も亦同前の結果を呈したり。帝國議會最終決議の際、國民防禦の準備完成に賛同したる百八十六票、百二十八票に對して中、一人の中央黨員あらず。

新陸軍條令議決の後、政府は直ちに聯邦會議の協賛を経たる勅諭、即ち千八百七十八年の決議後、千八百八十一年に至り、其繼續期限を終るべき社會黨法律を、更に千八百八十六年三月三十一日迄、延期するの議を帝國議會に提出せり。若し帝國議會にして此延期案を五年或は更に是より短縮するに一致せば、見識ある政治家は、必ずや千八百七十八年該法律の發布に對して宣言したる理由の、千八百八十年初、新法案提出當時よりも寧ろ一層鞏固なるに至るべきものなること、又該法律は現今決して廢棄無効たらしむる能はざるものなるを看破せざる可らず。何となれば社會民權黨の非法秘密の組織は、未だ全く完成せられずとするも、至る所に實行せられ、又至る所に保存せらるればなり。現にプレスラウ、エルフルト、グラウヒアウ、メラチ、漢堡に於ては、社會民權

社會黨法律
の延期

黨が至る處、帝國議會の補缺選舉に當選したり。千八百七十九年十月該黨はチューリッヒに本部を設け、ホルマルの指揮の下に、機關新聞「社會民權黨」を發刊し、其條件とする所、未來の政黨大會議を賛成せむとするに在り。モスト、及カール、ヒルシュは、其「革命技」の爲め、換言すれば該黨の真正なる意見を發表して其總理と善からざるに至りし爲め、該黨と縁を絶ち、外國に漂泊するの已を得ざるに及べり。當時國會議員たりしハツセルマン氏は、リープクネヒト、及ベーベルの意見を、甚明白に言明せしが、幾もなく亦同様の運命に際會せり。社會民權黨が、昔時の革命的目的を以て方針とせしは、其機關紙「社會民權黨」の公言せし所なり、該紙は斯黨の暗號を作り、以て、

「若し法律の桎梏、一度下るに及びては、社會主義反對者に對して如何に公然たる示威運動の生せむことを豫期せしめ、同時に之を煽動せむと欲したり。該紙は尙曰く、何人も公共目的即ち社會革命に就きて吾人の如く熱心に盡力するの人あらざるなり。而して此事たる

決して勿々に發生し來らざるべく、佛國革命の百年祭(千八百八十九年)に一種の變動形成せらるゝ迄は起ることなかるべし。次の十年間(千八百九十年より)は、獨逸の賤民に救済の時期を齎らすべき幸福なる兆候あり。

然れども過激黨の無耻不法なる破壊的精神に疑を挾むの士は、帝國議會が第三讀會に入りたるの際、帝國議會の演壇より、社會民權黨議員の陳述せし所に由り、學得するを得へく、又然せざるべからざるなり。委員會は此法案に對して社會黨法律の延期を三年間、即ち千八百八十四年九月三十日迄に短縮したり。ペーベルは揚々、社會民權黨新聞に於ける、獨逸法律に對する大膽なる嘲笑の語を朗讀せり。其語に曰く、「吾人の公然組織に代りて起りたる秘密(即ち隱密非法なる)組織は、各法律に違反せるものなり。是を滅絶せむが爲めに、近代の文明を破壊せざる可らず」と。此妄想的演說者は更に私見を述べて曰く、「吾人をして、猶永く法律的方法ありと信せしむる者は、痴漢ならずんば逆

徒のみ。現在の狀態に有力なる破壊を興ふるの外、吾人は他に方便を有せず、是れ實に諸君が達し得たる結果なり。若し諸君にして此結果に就き満足したらむには、吾人も亦安んずべきなり。」

リープクネヒト亦同様の意思を以て演說せり。ハツセルマン氏は市街戰の騷擾を目的とせる演說を行ひ、余は革命的社會黨なりとの自信を明かにし、結論して曰く、「國會に於て喋々するの時は既に去れり、實行に訴ふるの機は來れりてふ思想は、深く民心に銘刻せられたり」と。

想ふに社會黨法律延期の必要に對し、國務大臣、聯邦會議は共に是より更に好良なる辯護者を希望すること能はざるべし。此等激烈なる演說は全議會並に、獨逸帝國の盟友、帝國及祭壇の尤鞏固なる保護者、越山中央黨諸氏に非常なる感想を喚起せしめたり。現に帝國議會第二讀會に於ては大多數を以て、又五月四日の第三讀會に於ては、九十四票に對する百九十一票を以て、委員會の聯邦會議より修正せられたる動議を可決するに當り、中央黨にして此多數に加はりたるものは十三票に

過ぎず、爾餘の越山派議員は渠等にかくも、友義を表する「獨逸帝國が、頼る處なく破壊黨の犠牲となり了らむことを欲したり。

今や比公は往年幾種の希望を屬したる政黨に對し、猛省せざる可らざるに至れり、既に述べし如く、五月八日公はエルベ通航條例を辯護せむが爲め、初めて議會に出席するや、議院の諸政黨、殊に自由黨に對して、帝國の眞正鞏固なる發達、方法及法律の利害上、中央黨に對する反對を勸告し、更に喝破して曰く、「吾人の大敵は中央黨なり」と。

「是れ實に百人以上の多數を擁し、常に出席數の二分一以上を占むる強大にして訓練せられたる反對黨なり、是實に輕々に看過す可らざる重要な事實とす、然れども余は益中央黨の附屬物に就き憤らざるを得ず。此黨や政府の破る能はざる戰闘準備を整へたる「攻城塔」を以て、攻撃の姿勢を取り對立す、眞箇吾國會なる財産に重荷の累を感せしむる受動的物體と云ふべく、若くは活動なき重量とも云ふべし。是等は樓櫓より、余は比喩を以て説明すべし、政府の城壁を破壊

せむと欲し、又黨與に補助せられて政府を攻撃し、政府に反對せんと欲す。諸君……常に準備せる中央黨の反對を、多少中央黨の肩上に破裂せしめ、以て政府の戰闘に利用せんとする覺悟は、政府果して之を有するや疑ふべし。余は勇往邁進獨逸の意向に献身し、政府の反對に當らむが爲め、帝國か創立せられたるも未だ充分に完美鞏固ならざる地盤を保持するものなり、此黨派を反對熱に便なる一結晶點として利用せむとする此組織の繼續は、余か帝國の憲法上破壊的なりとなす所なり、殊に自由主義況んや又保守主義より論する時は愈破壊的なるを信す……。中央黨勢力の打勝つべからざることを、及び爾餘の獨逸の分裂離散が、中央黨に何等の痛痒を及さざることを見れば、余の利益並に國內の平和上、余か退職するに當りて、中央黨の希望と保守黨の希望と兩々相連合し得べき範圍内に、余の相續者たるべき内閣を、皇帝陛下に奏請せざる可らず……。又他の方策は中央黨の運動と一致せざる人士か、自ら進んで帝國の保持永續に關する争

闘よりも比較上、瑣細なる闘争を長く鎮靜せしむることを得る時に
あらんのみ、換言すれば、若し全自由黨にして中央黨の横暴を助け、
常に反對するの決心を有するの時に在り、自由黨諸氏にして是を
斷せば、余亦豈之に關して最後の心力を盡すに吝ならんや。」

國民自由黨
の不和

此演説は、全院殊に深く國民自由黨の感奮を喚起したり。是れ他な
し、第一比西馬克は中央黨との經驗に鑑みる所あり、公の有力なる手腕
を、新たに廣大なる協力に對して、調和的に延ばしたればなり、諸君にし
て之を斷せむには、余亦豈此に關して最後の心力を盡すに吝ならんや、
てふ、他を感動せしむべき偉人の言語は、前年にありては必ず全國民自
由黨をして比公を謳歌せしめたりしならむ。然ども今や此調和の辭
を以てするも機既に去りたるを如何せむ。是より先き、二月に於け
る帝國議會の總會に於て、左黨の決定は關稅論當時より既に調和す
べからず、又舊友を離間せむと企て、卑劣にも左翼自由黨は新陸軍條例
法案及社會黨法の延期を目して其の機となせり。然れども猶左翼に

屬する議員は、千八百七十四年に於ては、悉く七年繼續費を賛成し、千八
百七十八年には社會黨法案に一致を表したりき。今や此二法案を否
認せむとする中央黨に對して、國民自由黨は實に舊時の勢力を挽回す
へき至幸なる境遇に際會せり。想ふに渠等は千八百六十七年より千
八百七十九年に至る迄の如く、今や比西馬克及保守黨と提携して、確乎
たる國民的自由の帝國の政策を補助進行せしめ得しなるべく、該黨の
左翼は双手を以て之と握手せざるべからざりしなり。若し然らば、彼
の中央黨か其好む處に従ひ、或は保守黨或は急進黨と提携して、議院の
多數を制するか如き、不吉なる危険を除去し得べく、過度なる反動か、一
朝中央黨を擁して鞏固なる後援となるが如き、危険を禦くを得べし。
然れども左翼の人士は、此調和政策を以て今日の計にあらずとなし、燥
急なる黨畧を遵行し、二月二十九日(即該派の陸軍條例案討議の第二日)
フォルクムベック氏は前年の夏に於けるよりも、激烈にベンニグゼン
氏に對して人身攻撃を企てたり。

千八百七十七年耶蘇誕祭の節、國民自由黨首領の入閣に關する比西馬克とベンニグセン氏との交渉すらも、フォルケンベック氏は其有毒なる批評の範圍内に引用せり。ベンニグセン氏がフォルケンベック氏の提出せし條件を忠實に辯護せし事、及び此條件の爲めに殆んど交渉の破裂を致すべき危険ありしことを答へしに當り、フォルケンベック氏は、此條件たる元交渉を破碎すべき意向より提出せりとの意味を有する宣言を以て、此會議を攻撃したり。該派は聲を吞みて此發表を驚聽せり。沈着大度のベンニグセン氏すらも、其奮激を禁する能はざりき(ポエツチヘル記録二六〇—二六一頁)。

國民自由黨の分裂

該黨内部の不和は、三月一日公開せる議會に於て、陸軍法案の討議開始の際に暴露せり。ベンニクセン氏は該黨多數の優勢を代表して、事實的論據より氏の斷然たる賛同を宣言しぬ。之に對してスタウヘンベルグ氏は其翌日毎年豫算の協賛に對する國會の權利を請求するは、「吾將來の憲法發達に於る目標記號なり」と注意し、又三年間繼續費用の協賛は許容し得べき極限なりと論したり。加之、國民自由黨の意見は社會黨法律討議の際、一層紛然たるに至りき。マルカルトゼン氏が該黨の多數を代表して延期案を賛成せしに當り、ラスケル氏は斷然是に反對したりき。

ラスケルの脱黨

該黨の左翼が陸軍條例法案を以て、議會の暗號となさむとしたる企謀も、今や全く失敗したりしは、斯黨の自白せざるべからざる所なり。ラスケルは最早此漂蕩したる位置に堪ゆる能はざるに至れり。氏は從來唯陸軍條例案に就きての黨議にのみ出席し、黨簿に記名せらるゝを拒絶せしが、三月十六日に至り、共に自ら創立し、爾來十四年間從屬せし、政黨團體を脱したり。氏は新に自由保守の多數を形成せむとする該黨多數の運動に就きて、其選舉人に對し、公然意見を表明して曰く、此の運動より一事件の交渉は惹起せられぬ、此事件たるや戰畧の必要を先にして、事態の眞價を省みざるものなりと。

オイゲンリヒテル氏が陸軍法案の第二回討議の際、ラスケル氏の書

筋を引用して其非難を反覆したりし時、國民自由黨左翼の論客リツケルト氏は、千八百六十六年以來の國民自由黨の政策を熱心に辯護し、其「戰畧」たる、今猶變化することなし、獨りラスケル氏の戰畧は、却て變化したるものなるを論せしかば、急進的自由黨は一大驚愕を喫したりき。リツケルト氏は熱誠を以て辯すらく、予は爰に彼の三年間の軍備案を賛成するも、五年或は七年間に對しては、然すること能はずとの限界を立つる自由主義を謝絶せざる可らず。余は之を以て主要なる問題となさず。余は七年案に對して投票するものなり。是實に左翼に列せるスタウヘンベルグ氏の「目標記號」に對する一大打撃たりし。四月九日、出席したる七十四人の國民自由黨員中、スタウヘンベルグ氏の動議に賛成せし者は、僅に十一人のみ、而して此十一人中、七年案に賛成せしは三人に過ぎざりき。然れども四月十六日の決議に及び、フォルケンベック、及バムベルケル氏は、唯二人の親友と共に、スタウヘンベルグは病に罹れり、否認の數に加はれり。五月四日社會黨法律決議の際には、國

民自由黨は斷然賛成の投票をなせり。

形勢此の如し、是を以て此機會は、新政黨組織に對して、一の好望を與へざりき、是れ陸軍法案を以て、我將來の憲法發達に於ける目標記號なりと公言せしこと、實に嚴明に失したりしが故なり。當時帝國議會會期に先づ二日、更に比西馬克の重要なる演說あり、爲めに國民自由黨の大多數は、此有力なる偉人と相提携して、國民保守聯合政策の新時代を形成するに至り、左翼は萎靡振はざるの失調者となれり。

左黨諸氏は痛苦困難なる議場の敗北を感じ、又該黨内部に有力なる前途の經綸を畫するなく、會期の終りに及び、袂を揮つて舊時の朋友と分離せり。想ふに、渠等は軍備問題の際、明白に渠等に反對したるリツケルト氏なくんば、此の如き完全なる破裂を來すなかりしなるべし、今や渠等は及ぶ限り、迅速に此破裂を公にせむを希へり。吾人が次章に論ずべき、普國下院に於ける宗教政策の交渉は、千八百八十年の夏期に於けるベンニグゼン氏と、リツケルト氏との衝突となりぬ、是れベンニ

分離（千八百八十年八月）

グゼン氏は加特力補助の面倒を生ずる提出法案に反對するの意向を有し、リツケルト氏はフルクの立法維持を必要なりとするの主論者なりしが故なり。

「此點こそリツケルトがベンニクゼンより分離せむと操縦せし槓杆の支點となり、遂に成功せり。運命の惡戯亦驚くの外なし。普魯西宗教政策上に於ける立法の第一制限より來れる不滿は、必や一政黨形成の外因たらん、此政黨たるや、爾後一層の變更に悉く同意せしものなり、否獨り之に止まらず、更に他の一政黨を形成するに至るべし、此の新黨たるや、斯黨創立者の位置の示せる如く、該立法には全く關係なき帝國政略を以て、其の運動場となすものなり。」

八月々未に於ける慘憺たる時機に際し、フルケンベック、スタウヘンベルク、バムベルクの分離ハ遂に實行せられたり。二十人の議員は帝國議會の國民自由黨より脱せしが、多くは自由貿易問題に原けり。渠等は到底帝國政府と相容れざる、關稅政策の點に於て、全然政府に反對

分離派の大
抱負及び實
行

の姿勢を執れり。自由貿易論者は自ら呼稱せる如く、分離派の張本たり、而して新聞は此の語を獨逸邦語に移して巧に渠等と呼ぶに、憤激せる自由貿易黨を以てせり。此等國民自由黨の分離派は、政綱なくして政治舞臺に入りしと雖も、將來獨逸人民に捧げ、又捧げらるべき偉大なる抱負を以て、謂て曰く、渠等の目的は凡て自由主義の元素を包括せる一の偉大なる政黨の形造にありと。渠等は、重要なる問題に於ける自由黨との或る協同、若くは種々の自由諸黨派の紛亂混雜せる鬭争の廢止に就き、語る所ありき。渠等の行動に對する責任の感情は、左の主張を以て完済せられたり、即ち國民自由黨は、渠等の權利並に勢力の根源たりし政治的思想の統一を保持すること能はざるべし、語を換へて之を云へば、分離派の張本人は、獨り正當と稱すべき一大自由黨の形成を宣言し、右より左より國民自由黨及進歩黨より其精華を吸取するにより、憐むべき此等黨派の殘餘は忽ち又不名譽に滅亡せざるを得ざるべし。此一大預言は遅くも千八百八十一年十月に行はるべき、帝國新選

舉の際、充實せらるべし、何となれば全自由黨の人民は舊時の黨界を脱出して新旌旗を歓迎すべければなり。

吾人は如何に此預言の實現せられし事僅少なるかを見るを得べし。分離黨は是に對して亦政治的生活、殊に政治上急進主義に傾きたる平原に於ても、非常に優勢なる引力原則の容赦なき眞理を経験せり。數年の後、分離黨が惟一なる一大自由黨の中堅を形造する迷夢は、益活氣を失ひ、紛糾に陥り、オイゲン・リヒテルの掌中に歸し、急進反對黨に捨てられ、遂に千八百九十三年五月、陸軍法案爭論の際、國民的義務の觀念より、首領オイゲン・リヒテルの專横に堪ふる能はざるに由り、自由思想派同盟てふ總稱を有せる、獨逸自由主義を離れ、別に一新派を形成するに至れり。

第五章 羅馬と和合せんと計る事(千八百

七十八年より八十三年)

宗教政策の範圍に於ける普國及帝國の立法は、フアルク氏の有力なる稱道によりて、前述したる結果に歸着し、激烈なる争闘の餘、羅馬加特力教をして數千の傷痍に惱ましめ、千八百七十九年七月一日大臣フアルク氏が辭職せし時代には、普國十二の僧正領中、八個は其僧正なく、又牧師領中、千四百は其牧師なく、加特力師範學校は悉く閉鎖せらるゝに至りたり、然れども他方に於て國家は僧正をして、國法の規定せる報告義務フンクツリヒト(僧正より撰任せられたる牧師の下に、歸服せしむること能はざりき、爲めに千四百以上の牧師の缺員を生じ來れり。加之帝國議會、普國國會に於ける越山黨をして、國家の宗教法律に服従せしむる能はず、又國家に對して一の宗旨的政略派の出師準備を廢止するが如き希望をも實行すること能はず。抑此希望は千八百七十九年の春、帝國議會が比西馬克の經濟改革案を討議せしに當り、吾人の論じたる如く、實に一時勢力を有し、爲めに中央黨もウインドホルストの確言せし如く、帝國宰相の宗教政策に賛否を意とせざりしに拘はらず、斷然政府と相結托せり。

然れども此希望は中央黨が千八百八十年、及千八百八十一年に帝國議會及普國國會に提出せる諸政府案に、反對の態度を執るに及びて滅絶するに至りしは、前節に論じたる所なり。中央黨は國家の完成を破裂せむと欲する攻城塔ベッセルツェッセルを守り、又國家と戰はんとする戰士、即ち波蘭人ウェルフ黨乃至社會民權黨を糾合しぬ。是比西馬克が千八百八十年五月八日の演説に議院權能の重荷となれる暗黒なる受動的物體にして、各不平黨が自己の重量を附加し行く、活動なき動物なりと明示したる所以なり。

然れども人文戰爭が修心養徳の便を奪ひ、又た牧師總管の放逐等により、誤導せられたる可憐の加特力教徒に加へたる創痍を其心中に銘せしこと、比公の如く深き者あらざりき。當時公は實に惻隱の心を起し、公をして國民の爲めに悲痛せしめたりき。又千八百七十八年二月七日闘争を好めるピウス九世歿し、三月三日其經歷上平和的なるべきレオ十三世、新に法王に選ばれ、加冠の式を挙げしに當り、比公は羅馬と

レオ八世及
維廉皇帝の
文通
(二八七八)

和解せむを希ひしが、新法王も亦温和なるカーヂナル、フランキを國務大臣に任し、踐祚勿々其平和的思想を實行せむと欲せり。是を以てレオは友義的語調を用ひて、獨逸皇帝に向け其法王の位に上りしを報し、同時に往時普國と法王との間に成立せし好關係を有せざるの遺憾を訴へたり。是に於てか維廉皇帝は、三月二十四日比公の副署せる書簡を法王に致して、其政府開始の報知を謝し、法王監督の下に委任せられたる寺院の多幸なる政府を誠實に希望しぬ。

「朕は法王閣下の追想に和して、爰に一言するを得んか、曰く、數百年間獨逸國民の耶蘇教的觀念は、國家の平和及其主權に對する柔順を誠實に格守したり、而して將來に於ても此の貴むべき美德の遵奉を保證せりと。朕は喜びて閣下の友誼ある言辭に望みを屬す、曰く閣下は其の僧侶に對する憲法の勢力に依り、從來僧侶の國法を遵奉せざりし者をして、其の長上の實例に倣ひ、其の住地の成規に服従せしむるに至らしめむかと。」

法王は四月十七日返書を裁して、曩時の善良なる和衷の回復を望むの旨を明言し、之を果すの方便として普國に成立せる諸法律、及憲法上規定の變更を指示したり。當時皇帝に對する二の暗殺事件あり、法王はノービリングの暗殺計畫の原由に就きて、六月二日皇帝に同情を表したるの後、六月十日皇太子より返書を法王に送れり。此返翰は比西馬克の副署あり、其の帝國宰相の手に成りしものなること、皇帝の前書簡と同じ。皇太子は晝中先づ皇帝に代りて、法王の友愛なる意志の發表に向つて、誠實なる感謝の意を表し、次に述べて曰く

皇帝が四月十七日閣下の書簡に對する回答を遷延せられしは、實に一の希望に基けり、曰く信任せる解釋に由りて、文書往復の際に顯はれたる四月十七日附の貴簡の意味にては、免れ難き文書上の主義的衝突を勦絶し得むかと。來意に由れば、閣下は閣下の宗徒が國家の法律と其主權とに對する服従を承諾せらるゝならむとの、三月二十四日の余が父帝の書に言明せる希望を未だ充分信用し玉はざるも

のと推定せざるを得ず。是に對して閣下が四月十七日の書に言明せられたる羅馬加特力教に對して、普國の憲法及法律を變更せよとの希望は、普魯西國に適應し得るものにあらず、何となれば普國立法の自由が普國以外に成立せる權力に由りて左右せらるゝとせば、現在祖先傳來の所有として、又余の邦國に對する義務として、守護する王國獨立の實權は削減の不幸を蒙むるに至るべければなり。

若し夫れ一千年來他國に於けるよりも、獨逸の史上に生じ易き重大なる紛争を圓滑にするの任は、余が力及恐くは陛下の力にあらずとするも、余は余が平和協同を愛する精神(耶蘇教信仰の結果なる)を以て祖宗傳來の紛争より生ずべき困難を處理せむと欲するものなり。皇太子の書簡が之を得ざるを遺憾とせし所謂信任せる解釋は此書簡の達せし後望外にも速に着手せられたり。比西馬克が千八百七十八年七八月の頃キッシンゲンの温泉に入浴せるに當り、ミュンヘン朝廷に於ける、法王使節カルデナル・マセラは、國務大臣カーデナル・フランキの

キッシンゲ
ン商議

委任に由り、キッシンゲンに赴き、爰に七月二十九日寺院紛争の和解に關する商議を始め、八月十六日に至りて有望なる終結を來せり。當時此商議の要旨は、尤も注意を加へて秘密に附せしと雖も、單に商議ありしとの事實のみにて、已に全政黨の新聞をして激昂するに足らしめたり。國民の機關新聞は、羅馬政府と商議を始めて政府の從來宣言せる宗教政略に對する職務、及び義務の觀念を捨つるに至らむかとの杞憂を泄らし、殊に越山黨の機關新聞の如きは、益然、商議進行の情況を公示せらるべしと迫れり。半官報、地方通信は八月十四日、比西馬克及び宗教平和なる一條を掲げて、國民新聞の畏懼、及び越山新聞の不遜なる希望に、斷乎たる攻撃を加へたり。

尤驚然として商議の公開を希望するの人は、平和事業の成功に就きて、尤僅少なる利害を有する政治界の人士なり。若し比公をして其職務上眞摯明瞭に、平和に對する其手腕を揮はしめば、公か尤も激烈なる闘争中に在りて、常に明亮に斷言したる所を實現せむことは豫

め保證することを得べきなり。若し比公の同年六月十日の皇太子書簡、及び其書中に指示せられたる假定の精神を以て、如今其の準備せる研究により、法王の尤信任すべき使節と事實に基きて、和睦の途に出來得べき第一歩を進めしは、上に述べたる如く、宗教問題に於ける政府の任務に對する公の從來の觀念と全く吻合するものなり。千八百七十八年に於けるキッシンゲン商議の要旨と進行とは、千八百八十年三月十七日の普國內閣々議を經、同年四月十二日の告示に由りて、初めて一般に認知せらるゝに至れり。其發表中に曰く

「二年前帝國宰相は法王使節、マセラとフランキ條件に基き、第一回の豫備談判をなせしことあり、元來此のフランキ氏提出の根本條件の據る所は、双方共事實的讓歩に依り、實際的生活の範圍に於て互に相近通せむとの考慮に出でたるものなり。而して其際該讓歩と云ふべきは、羅馬に在りては、僧侶任命、當時の報告義務の承諾、普國に在りては國際的交通の復興なりき。此等の綱領はキッシンゲン條約の最

初に於て兩者の承認を得たるは確實なるに似たりと。

然れども當時兩者の希望せる調和が何故に停止せられしかは、甚だ簡單なる事情に基けり。曩きに國務大臣カーヂナル・フランキは、マッサラ氏をして、五年以來加特力教中尤勢力ある耶蘇會派より、全く行ふ可からざるの事なりとて拒絶せられたる、國家に對する報告義務に同意を表せしめたり、而して此の報酬としてフランキの普國に望みし所は、羅馬に普國公使を駐紮せしむることを再興するに過ぎざりき。國家の權力との調和に於て、耶蘇會を無視したる法王政府の幾多の材幹ある諸政治家が遭遇せし運命は、今やフランキの頭上に來りしに、フランキは千八百七十八年八月一日突然死去したりき。

法王はフランキの代りに、カルヂナル・ニナを國務大臣に任せり。氏が普國との商議停止を勸告せしより見れば、不幸なる先輩フランキ氏よりは、耶蘇會派に同情を寄せしこと明亮なりとす。然れども法王は先づ調和の路を一層進捗せしめんが爲め、其國務大臣を督勵したり。

フランキの
逝去

後任者ニナ
等

千八百七十八年八月二十七日法王レオはニナに書を與へて曰く、

「カルヂナルよ、吾人が此困難なる時に當り、良心の指導する所に従ひ、寺院が有力の援助を國民の統治者に與へむと欲することは貴下の既に熟知する所ならむ。而して加特力教徒が與へたる困難なる地位の爲めに、特に吾人の配慮を要する善良なる獨逸國民の皇帝に同意を表したりしことも亦た貴下の知る所なるべし。獨逸國の宗教的平和を復興せむとの一念より與へたる此の言語は、尊嚴なる皇帝より好意ある承諾を得悦ぶべき結果として、友誼的協商を開始するに至りたりき。抑も此の協商の企圖する所は、新紛争の原因となるべき簡單なる休戦にあらずして、信實確固永久に、平和の障害を防止せむと欲するに在り。彼帝國の歴史に通せる賢明の人士が、正當なりと思量すべき此目的の重大なる事は、此の帝國の運命を左右し得るに足る顯貴の人の、必ず一考すべき所なり、予惟ふ此重大なる目的を貫徹せんが爲め、予は彼と好を修むるに至るならむと。高尚なる

國民と平和を結ぶに至らば、寺院の幸福を得るに至るべきや疑を容れず。帝國も亦是に由りて少なからざる幸福を享くるに至るべく、又加特力教徒の子孫も其本心に復るに及ば、以前の如く、尤も忠實熱誠なる臣民となるに至らむ。

半官報、地方通信は普國外交上の慣例を破り、既に千八百七十八年十月二日を以て法王の前書簡を公にしぬ。是れ加特力教元首の決心と見解とを、中央黨に教へんが爲めに出てしもの、されば此公示の結論にも、該新聞は次の如く記せり、曰く、然れども、越山派新聞が此の如き平和なる意見、目的に對して觀察する態度は、粗暴過激にして甚しく法王の舉動と反對するものなりと。該新聞は比公の居常直接に獎勵せる所十一月六日に於ける該新聞の第三項は、忌憚なく中央黨を評論し、其大體上、詭計に富みたる行爲を表白せり。

「宗教平和に對する法王の希望も抱負も、越山黨に由りて一も賞讃を博したることを見ず。加之其首領たるものは、最初より獨逸政府と

平和の成るを妨礙せむとの舉に出でり。左れば之に就きて公然羅馬と反對せざらむが爲めに、越山黨新聞は、秘密商議は法王の聖旨に出でしものならずと辯し、比公が單に一時政治上の目的を達せむが爲めに此商議を開きたりと抗論せり。而して法王が自ら此主張を虚誕なりと非難し、カルデナル・ニナに贈れる著名の書簡中に、其平和に對する希望を明言せしに及び、越山黨の主論者は總て平和を愛すること、及平和條約に對する總ての效績を、法王にのみ歸するに力めぬ。法王が其書簡に於て、普國と信用すべき十分の協商を爲すは、同時に加特力教徒が皇帝及び帝國に對する忠實の新證たるべしとの希望を表明せるに當りて、越山黨は帝國議會に於て政府の社會民權黨鎮壓策すらも拒絶し、又日毎に、帝國宰相に對して不敬と侮蔑とを差向け、斯る平和的解釋は、政府の爲す能はざる所なりと論明し、又此主張を補助せむが爲めに、此商議は實際破裂したるものなりと唱道せり。然れども事實は之に反して以前の如く、爾後法王政府と獨逸

帝國との間には信用すべき交渉進行せしなり。是等の顕著なる事情は、數年以來單に獨逸加特力教徒の宗教的利害の代表者として生誕したる、中央黨の性質、組織、及舉動に由りて知るを得べし。然れども此中央黨たるや、羅馬加特力教と一も共通なる實際の利害なき、他の純然たる政治的見解にのみ拘束せらるゝものとす。然れども此の利害を感情的に重視する事は、偶以て以前よりも宗教上鬭争を激烈有害ならしめ、是を以て加特力教の人民に云ふ可らざるの危害を與へたるものなり。奸猾手段を弄して、曩時のウエルフ公家、嚴正なるルーテル主義を越山黨の利害と混合せしめ、其他諸般政略の方法運動に老練なる越山ウエルフ黨首領(ラインドホルスト)の指揮を仰ける全黨の意向は、該黨の困難危険なる惑溺、及其新聞の憎むべき行爲を誘致するに至りたりと。其結論に曰く、若し獨逸政府が獨逸に於ける宗教的平和を回復せむが爲めに、平和を愛する法王と同盟を結ぶべき正當なる盡力にして、實際永久に成功せしめんとすれば、先づ

在任せる僧官の手を借りて、加特力教民の爲めに紛亂有毒なる該黨の所業を停めざる可らず、抑も此の黨の首領等は、宗教上の利害を以て、政治上の破壊的目的の掩護物となし、獨逸帝國內加特力教徒の忠實に關する法王の希望に對しても、其の舉動上、公然たる輕蔑の意を表するものなり』

此の如き中央黨の無情なる非國民的態度は、千八百七十八年十二月該黨が普國國會に提出せる越山の動議に由りて益活潑なるに至れり。此の動議は再び僧侶の講社を認可し、普國憲法の第十五、第十六及第十八條を復興せむとするに在り。大臣フランクは此計畫を以て、國家の無條件屈服を主旨とせる條約にして承認すべきものにあらざ、又辯明すべきものにあらざと反駁し、普國議會も亦大多數を以て此動議を排棄したり。然れども此に法王使節ヤコビニの代表せる法王政府と、比西馬克とが、千八百七十九年九月再びガスタインに談判を開くに當りても、其間に弄せし中央黨の有害なる勢力は、顯然として蔽ふ可らず。是

ガスタイン
及び維也納
の商議

れガスタイン談判に於ては、法王政府よりキッシンゲンに於けると全然異なる論點を提起したればなり。キッシンゲンに在ては、カルデナル・マセラは報告義務を以て、羅馬に於ける普國使節の設置に對する報酬なりとして提議したりしも、之に反してガスタインに於ては、ヤコビニは比西馬克に要求するに、羅馬政府の報酬なくして、五月法律を廢止すべきを以てせり。固より此意見は帝國宰相が鋭く攻撃せし所、千八百八十年五月二十六日、比西馬克は、全獨逸に對して從來秘密に附せし商議の要領を認知せしめんが爲めに、公が此商議中落手若くは發達せし尤信用すべき文書、及千八百八十年四月二十日維也納滞在の獨逸大使ロイス公に送れる信用すべき訓令を突然發表せり。其訓令中に曰ふ、余はマセラ氏に對しても、ヤコビニ氏に對しても、未だ嘗て羅馬の要求に従ひ、五月法律の廢棄を許可すべきを表示する片言隻語を述べたることあらず。平和的所行と、兩者の和睦を基礎とせる、想し得べし交際際 モリス・ヴィヴェンディ Modus Vivendi とは余が常に成效し得べしと信ずるものなり。

り。余は千八百四十年前の法律に復歸するは、主義上認容すべきものなりと宣言せしと雖も、千八百四十年前より七十年間に變遷せる事勢が、屢吾人に要求したる機會に在りては、斷然拒絕せざるを得ざりき。此拒絕は禮義の缺乏にあらずして、却て拒否し難き政治上の必要に出でしなり。故を以てガスタインに於けるヤコビニと比西馬克との交渉は、更に抄取らざるを以て、公は其談判をヤコビニの在職地なる維也納に移し、特に宗教法律學者ヒュウブレ博士をして、談判の衝に當らしめ、同時に比公とロイス公との間に頻繁なる文書の往復をなしぬ。然れども千八百七十九年十一月二十日維也納に始まりたる商議は、其全月を費せしにも係らず、更に結着の運に至らざりき。是れ羅馬は其報酬なくして要求を貫かむことを勉め、普國は斷乎として國家と宗教の限界は、千八百七十三年より七十五年に至る普國の憲法に由りて動かすべからざることを主張したればなり。故に國家の方より折合はむには争

論點の廢棄し得べきを友義的に説明するの外なし。羅馬の要求せし所は、教務大臣ブットカーメルが千八百八十年五月二十八日下院に於て、多く例證を擧げて説明したる如く、獨り國家的宗教法律の輕減のみならず、かゝる法律の全廢に在りき。法王政府の冷淡はガスタイン以來滅却せしと云ふよりも、寧ろ増長し來りたり、之が爲め維也納に於ては商議にあらずして惟豫備談判を爲せしに似たり。

此時に當り法王は突然自ら談判速了の目的を執り、其希望せる平和に對して一の犠牲を供せり。既に法王は千八百七十八年前ユルン大僧正メルシユルに送れる第一書中に公言して曰く、獨逸に於ける宗教的平和の回復せられざる限り、吾人は安心を求め難し。故に信者たるものは自己の態度に因り、且は信仰と撞着せず、又加特力教に對する義務に矛盾せざる法律に全く服従することに因り、平和の惠福を回復享受するに力を致さるべからずと。然れども此高尚なる宣言及忠告は、中央黨に對しても、ガスタイン及維也納に於ける談判者に對しても、

千八百八十
年二月廿四
日の法王告
示

報告義務

等しく毫も効果を收むる能はざりき、是に於てか法王は一層嚴肅なる法式を以て、己れの見解と意思とを發表し、千八百八十年二月二十四日に於てユルンの前大僧正フレイフェに告示を與へたりしが、直に公にせられたり、其中に曰く、

「若し夫れ兩者が平和を維持するか、若くは必要ならば之を回復することに意あらば、宗教及國家權力の間に、永久の調和を成立せしむること難からず。余が此精神及意思によりて鼓舞せらるることは、余が尊敬せる僧正足下の知る所、又獨逸の全信者が確然明白に知了する所なり。然り吾人は全く精神の救護と、社會の秩序上、生すべき利益を先見して、此調和を容易ならしめんが爲め、寺領の僧正が其教導を補佐せしめ、爲め撰用せる各僧侶の姓名を、宗規的任命以前に、豫め普國政府に報告することを承認すべきことを足下に明言して憚らざるなり。

「羅馬は約定したり (Roma locuta est)」、是れ無過法王の公言せし所なり。

千八百八十七年三月十七日
普國決議

法王政府が今や恰も七年以來忍ぶべからざる、又出來得可らざるの事なりと明言しながら、キッシンゲンに於ては承諾し、ガスタイン及維也納に於ては商議の議事日程中より全く除去したる彼の報告義務は、依然報告義務としては承認せられざりしも、少くも僧正よりの報告として法王は黙許せむとせり、千八百八十年三月十七日普國政府は是に關する内閣總會の決議を公言せり。

普魯西王國政府は千八百八十年二月二十日の法王の令書に於て、外國に對して平和的觀念を承認せしむべき確實なる状態を呈したるが如き、法王が熱心に懷抱せる平和的觀念の確たる一新傾向あるを認む。然れども王國政府は是と關係せる國法上の規定と一致し得べきか否の疑點の存する限り、並に確定せる合法的報告義務の實行を保證する法令の明白なる缺點を認むる限り、其宣言に對し只理論的價值を與ふるを得るのみ。次に政府は多少法王閣下の調和的見解の斬新なる宣言に於て、事實上の結果を與へられむことを希望

す。普國政府は理論并に事實に顯はれたる證據を得ば、直に渠等に對して其計畫せる法律の方針及施行の際、寛大を保證すべき全權を國會より得むことに力を盡すべし、又是によりて加特力教の殘刻なりとせる如き規定法則を寛大にし、或は廢棄し、又國家をして加特力信徒に適應する待遇を實行せしむるに盡力すべきなり。

比公が如何に普國內閣決議の實行上、羅馬の状態を重要視したりしか、如何に良好なる理由を以て法王が稱讚すべき決心を耶蘇派の團體に向つて主張し得るかを疑ひ得しかは、三月二十九日ロイス公の維也納より比公に送りし公文書に由りて知ることを得べし。即ち此公文書に於て在維也納大使は、羅馬の人士が三月十七日に於ける普國內閣の決議を聞知せしに先ち、前法王使節ヤコビニが三月二十三日附國務大臣ニナの布告を氏に提出せしことを報道せり、其布告の中に曰く、法王閣下は寺院の所望せる特權を得ば、其の報酬として一の新規定を設けむと欲せらる、曰く僧正 Ordinarium (今や教職の自由執行を恢復し

三月二十三日
日ニナの布告

たるは終身牧師インペリヤルの叙任に關しては、先づ此の候補者に對する政府の意見苦情を問ふべしと。人若し此事件(法王閣下の關係せらるる)を完全に知悉する以上は、かゝる讓歩は終身牧師に對するの外、決してなし能はざる事明なるべく、從て特に今之を閣下に辯明するを須むざるべし、何となれば寺院の爲め最功績ある政府に對しても、決して是より以上は讓與し得べきものならざればなりと。大臣ブットカールメルは下院に此事情を報告し、附言して曰く、是れ實に歴史的不正の事なり、之を證明するは又敢て難きにあらざと。ニナの布告は更に論及して曰く、『更に生じ得べき誤解を避けむが爲め、法王閣下は次の如き解釋を加へんと欲せらる、曰く、僧正の牧師叙任に當り、先づ政府の意見を質すは、畢竟國家の同意インテリヤツを確むるに外ならずと、故を以て寺院の主權者は疑義を生ずるの場合に於ては、國家に満足と與ふるの希望を有し、又寺院の利害に關するものならむ。然れども僧侶任命の適宜に關する最後の判斷は常に僧正に屬し、僧正と國家との間に

異論の起りたる場合にありては、宗教上の首長に屬すべし。』
耶蘇會派の法王攝政は、二月二十四日の告示プロクレムを斯の如く解釋せり。
故に此の報告の義務も亦羅馬思想に過ぎず、之に従れば、報告は只終身牧師任命の際に起るべくして、一般の僧官任命の際に起るものにあらず。報告は無條件の同意、即ち國家の同意を待設くる儀式的報告の外、更に何等の意味あるものにあらざるなり。其の空しく握潰となるも、或は全く拒絶せらるゝも、羅馬は毫も損害を受くる所なし、何となれば僧職任命適宜に關する最後の判斷は僧正に屬し、僧正と國家と見解を異にしたる場合に於ては、法王に屬すればなり。故に國家は僧侶任用に對する干渉權を失ひしものにて、羅馬は是を以て、寺院の爲めに要求したる利益の報酬なりと云へり。實にニナ布告の目的中には、猶一層複雑なる要求潜匿したりしなるべし。該布告は即ち寺院の甚だ些細なる報告義務を條件として、僧正 Ordinarii は再び其教職執行の自由を所有すべく、隨て一切の裁判宣告に由りて免職せられたる僧正は、再び

其職に任命せらるべきことを豫定せるものなれども、此事や唯五月法律の廢止によりて初めて實行するを得べし。

若し夫れ是れを以てニナ布告の精神なりとの事に就き、或は疑義を抱くものありとするも、ヤコビニの言行を見るに及ば、必ずや釋然として其惑ひを解くならむ。ヤコビニは三月二十九日此布告に就きてロイス公と商議せしに際し、普國政府が此訓令を歡迎するならむと假定したりしもの、如し。

何となれば維也納の前法王使節は、國務大臣ニナの委托の外、別に比公に對して三箇の謙遜せる問題を提出したりしなり、即ち(第二)は普國は免黜せられたる僧正にも報告を許容すべき乎、如此報告を悦びて受納すべき乎、又政府の同意は前陳せる範圍(即ち單なる許可の如き)に於て與へらるべき乎。(第二)政府は第一案(羅馬の解釋に由れる「報告義務」)に對する讓歩を以て満足し、是を以て第一案の下に記載せられたる高僧の大赦、其復職、被罰僧侶に對する特赦未決訴訟の棄却

を、皇帝陛下に奏請するに足るものとなす乎。(第三)若し此二問にして満足なる返答を得ることあらば、普國政府は法王に對して、普國の法律を加特力教の原理と一致せしむべきことを保證せむと欲する乎、若し此問題にして幸福なる返答を與へられなば、彼希望せられたる僧正に對する訓令は、インストゥクツィオン直に發布せらるべし。(此の公文書はシユルテスの千八百八十年、歐洲史鑑百六十四頁乃至百七十二頁に見ゆ)。

四月四日比公は是に關して返書をロイス公に與へ、カルデナル・ヤコビニに言はしめて曰く、法王が理論及アカデミイ學派的性質の範圍内に於て其宣言を保ち此範圍を放棄せざる限り、普國は内閣決議にて知らるゝ如く、對等處置 *Pari Passu* に由りて平和なる親近を保たむことを希ふ。普國政府はブトカールメルの就職以來、此實行の範圍内に於て尙かに卒先せる所ありしを信ず。然れども束縛處分を猶一層節制せむとならば、政府は先普國議會より特別に法律的權能を受け、然る後唯之を實行すべきのみ。加之政府は唯議會の同意に由りて羅馬に於ける

普國使節の設置を決定することを得るなり。カルヂナルが三月二十五日ロイス公との談判に提出したる問題、及三月二十三日附ニナの布告に就きては、ブットカーメル大臣が一宣言をなしたる後、比公より返答すべし云々と。三月二十三日に於けるニナの訓令の要旨は、ブットカーメルに對しては、少くも氏を奮興せしむべき感動を與へず、氏は此の宣告に依りて、從來慣れ來れる計畫は、再び其の出發點より始めざる可からずと信するに至れり。

然れども三月十七日の普國內閣の布告が羅馬に知れ渡りし後は、羅馬と調和するの希望愈達し難きに至りぬ。此布告は實に二月二十四日の法王告示の讓歩に對する耶蘇會派の解釋を駁したるもの、此が爲めに惹起せる羅馬の感情に就き、ロイス公は四月十六日比西馬克公に報知して曰く、前法王使節の余に示したる一書に據れば、三月十七日に於ける普國內閣の決議は、尤痛楚なる感情を神聖なる法父に與へたり。ヤコビニは自ら是に附記して曰く、

「今や實に危急存亡の秋なり、渠は徒に平和を樹立せんが爲め、有害なる決心を以て法王を控制せむとするの方策を求む。若し普國政府が少くも其期望せる状態、自由行爲の全權並に普國羅馬政府間の外交的關係の回復せる加特力教の情況に對して、法律的規定をなすべき目的を有するの意を公にせずんば、羅馬は吾人より促せし調停處分をなす能はざるべし。法王は早晚法律的根據を有する平和、及び交際 *Modus vivendi* を得べしとの期望位は、信徒に示して可なるべきも、此法律的根據は唯普國宗教法律の改正に由りて達せらるべきのみと。ロイス公は結論して曰く、前法王使節は此商議の全く破裂に至らむことを恐るゝものゝ如し。其結果として法王は何故に商議が無効に終りしかの理由を、普國舊教信者に明示すべき責任を有すとの宣言を畏怖せり。されば羅馬及普國政府間の分離が彌増大するに至るべきは、カルヂナルの憂苦に堪へざる所なり」と。

比公は既に記載せし信用すべき四月二十日の公文書に於て、先づ

イス公の述べたるカルデナルの憂慮に對し、冷淡に對して曰く、閣下の三月十六日の報告に由りて通知せられし如き反撃が、吾人の商議上に早晚起るべきは、中央黨の態度に照らして、余の居常豫想せし所、吾人は更に吾人が忍び得べき交際 *Modus vivendi* を得るに至るまでには、羅馬は外交の諸方便を用ゐる盡すべく、吾人亦現今の如き事態に遭遇せざるべからざるを覺悟すべきなり。何となれば、羅馬の僧侶は普國の情況を誤解して過大の希望を抱き、又其目的を持すること高きに過ぐればなり。吾人の單に戦備を撤せしに止まらず、立法の方便に依りて、我武器を破碎せむと欲すと信する者あらば、是れ余が決して余の宣言を以て明示したることなき一大愚行を以て、予輩に嫁したるものと謂ふべし。羅馬政府が或は平和的に、或は復讐的に其政策を行ひ得るの間、吾人が法王及其顧問の往年の意思に従ひて吾人の劔を破碎すべきことは、吾人の首肯し能はざる所なり。前法王使節が自ら明言せし如く、法王は吾人に對して和解の模様を示せしが、吾人は既に之に着手し居りたり。

此模様は普國國會及帝國議會に於ける中央黨の態度(吾人は這裡に法王訓令の實行的説明及び一解釋を認む)に由りて、終に不信用の感情を醸すに至りぬ。若し夫れ普國の加特力教徒が、徒らに法王の意思に従ふことを諾しながら、社會黨の破壊的運動を公然援助するに決せば、假令理論上法王が社會黨に反對して吾人を援助するも、吾人に取りては又何の益かあらむと。此等罪惡の概畧は左の一節に包含せらる。『一年前加特力黨が關稅問題に就き、吾人を援助せしに當りて、余は法王の措置の信實なるを信用したりき、吾人が兩者間に起りし商議を獎勵せしも、亦實に此の信用ありしが爲めのみ。爾後特に法王に對して、忠勤を公表したる加特力黨は、國會に於て鐵道問題、酒類課稅問題、波蘭問題、原野取締法案に就き、一々政府を攻撃したり。加之帝國政策、並に緊急問題たる軍事擴張案、社會黨法律案、及租稅改革案等に於ても、加特力黨は、一致して斷然吾人に反對し、又帝國に敵對せる諸運動を援護せり。思ふに其組織の終始變更するとなき社會黨、波蘭

黨、或はウエルフ的フロンデの如きものは、皇帝の政府に勢強く抵抗することを得べし。或は曰く此等の黨派は戦闘によりて生存し、平和には畏懼を抱ける二三首領の爲めに誤導せられ、爲めに無用の長物となるに至れりと、然れども次ぎの事實に照さば、予は遂に之を信じ難しとす。事實とは何ぞ、曰く數多の僧徒は其の貴賤を問はず、皆非政府黨直參の黨員となり、其社會黨を援助する政策は、豪富顯榮なる貴族の黨員よりも援助せらるると、而して此等貴族の動機たる、男子殊に女子に對する教父の勢力に外ならざるべし。法王或は僧正の一語は假令微々たる勸告なりと雖も、加特力の貴族僧侶をして、社會黨との不倫なる連合を絶たしむることを得べし。若し夫れ然らずして政府が其存在成立上、羅馬加特力黨と相争ふに至らば、政府は到底之に屈從する能はず。政府は平和的運動に對しては、平和に待遇することを得れども、若し鬭争脅迫に由りて政府を壓せんには、政府として是を拒絶せざる可らざるなり。若し夫れ法王、少くも法王使節

が閣下に對して、商議の爲め脅迫的言語の利用を希望するが如きことあらむには、余は羅馬人士が交際法 (Modus vivendi) に於ける好觀念に遠かるに至るかを悲む。商議の破裂及び自餘の脅迫の如き、永遠又は一時的の決議の表示は、何ぞ吾人の齒牙に懸くるに足らむや。加特力黨は普國に於ける抗争に關して、夙に其火藥を消費し了れり。僧侶及其低廉なる新紙の紛争は、王國政府を其臣民の耳目より掩蔽して、其行爲を障害せむが爲に、抗争の初年に於て百方其策を講せり。僧侶黨の新聞は是に就きて社會黨の新紙よりも大なる効果を收め、又方法の撰擇に於ても、社會黨の如く苦心する所あらざりき。此方法に由りて吾人に不快なる危険の事變を與へ得べかりしものは、既に吾人の耐忍したりし所、而して猶僧侶が自己を國家民人より益隔離すべき役目を扮し行かば、吾人は更に一層耐忍せざる可らず。僧侶の減少、僧正の消滅、教導の衰頹等に依りて、其僧侶より放棄せらるる吾加特力市民の熾なる同情心は、吾人に流注し來るべし、何となれ

ば僧侶は政治上、又俗人に了解し難き動機より教導を拒絶するを以てなり。是が責任を負ふは、實に寺院及法王の任務なり。吾人は曾て諸外國に於て、加特力僧侶が頗る困難なる境遇の下に、否一大危険と輕蔑の下に立ちて、猶渠等を要する信者に満足を與ふるのみならず、却て五月法律と衝突することなくして、普國の教導を實行せむか爲めに其出來得べき耐忍(Tolerari posse)を盡すを見たり。若し現今の宗教政治が其目的請求を高くし、俗界法律に服従するよりも、寧ろ信者に對して、寺院の慈悲を拒絶せむと欲せば、宗教と國家とは神と歴史とが命する結果を負擔せざるべからず。從來實際和解せむとしたりし者は、即ち吾人なりき、而して警察裁判處分の如きも、法律の許す限りは措きて問はれざりしなり。吾人は出來得る限り檢事及び警視に對して沈黙と節制とを命じ、又大抵尙吾人に許さるべき法律を提出することを差控へたりき。然るに寺院は帝國議會、普國國會、及其新聞に於ける自己の辯護者をして、大小の戦争を穩和なる形式を以て、然れども實行的決心を以て、従前の如く進行せしめたり。若し夫れ法王にして友義的讓歩よりも、抗爭及脅迫によりて吾人より得る所あらむと信せんには、又若しヤコビニの如き敬愛すべき僧侶が、吾人の態度に就きて、懺焉たらざるが如き原由を有すとせば、是實に予の洪敷に堪えざる所なり。然れども對等讓歩の先鞭をなさむことは、寺院の不能並に國家の不能の必須となす所なりと。此等の證明的議論も、羅馬に於ては毫も感動を與へざりき。羅馬の人士は斷然此未決の談判を破裂せしめんと決心し、隨て自己が中央黨に對して、僅少なる勢力をも有せずとの説明は、決して吾人の信する能はざる所なりと論じたり。次に五月十四日國務大臣カルデナル・ニナは維也納に於ける前法王使節ヤコビニに公書を與へ、ヤコビニは五月十七日之れをロイス公に傳達せり。此公文書中、簡單に左の意を陳べられぬ。「若し普國政府にして加特力教に對して、自由行為權以外の權能を與ふることを欲せずとせば、二月二十四日の告示に於て公言せら

られぬ。若し普國政府にして加特力教に對して、自由行為權以外の權能を與ふることを欲せずとせば、二月二十四日の告示に於て公言せら

れ、又ロイス公に對して反覆されたる宣言は、到底(Non avenue)貫徹せられざるものと考へられざる可らずと。比公は五月二十一日是に就きてロイス公に返書を與へたり。公は此ニナの希有なる外交文書に關して述べて曰く、「此の解釋は吾人が彼の宣言報告の義務を以て、忍び得べきものなり」と説明したる法王の用意を受納したる先見の正當なることを證明するものなり。此の宣言に次ぎたる三月二十三日カルヂナル・ニナの發せる通牒中の説明は、實行の期日と事情とに關して該宣言に不當なる制限を作りたり。今や該宣言は單に撤回せらるべし。想ふに是れ後來亦容易に發生するを得ん。

比西馬克は商議全體の進行に就きて曰く、吾人の承諾せむとする羅馬の方法手段は吾人をして疑惑せしめざるを得ず、曰く吾人と協商を遂げむとの意思は、果して眞摯のものなるか、又此の意思は能く無難に實行せられ得べきものかと。然らすんば之に依りて、法王が吾人に勸告して僧正及正確なる教導を復興すること、従つて羅馬教の元首に忠

勤を盡し其の宣言を遵奉實行せむとすと説明するは難事たるべしと。法王が「加特力信徒」に對して商議の結果を承認せしむるの已むを得ざるに至れり」と威嚇せしや、比西馬克之に答へて曰く、「然らば吾人は最早從來吾人の格守せし謹慎を永續すべき地位に在らず、何となれば商議の終局は只談判の進行、及局面一切の發表に由りて、理解せらるべきものなればなり」と。此くて羅馬との商議全體に關する書簡の全集は、現に五月二十六日の「北獨普通新聞」に掲げられたり。終に比西馬克はロイス公宛の書簡に政府將來の意見を公言して曰く、吾人が三月十七日の内閣決議に於て希望したる法案の、普國議會に提出せられたること、閣下の夙に新聞紙上に由りて熟知せらるゝ所ならむ、議會提出は此書信を發する前日即ち五月二十日に起りたり、吾人は羅馬政府より何等の報酬を得、若くは之を豫期するなく、唯國王陛下の加特力臣民の利害を考慮し、吾人の意見に法律上の効を與へむことを勉むるのみ云々、適く法王の外官が、羅馬政府が勢力を中央黨間に有すとの説を拒否

せし週間に當り、帝國議會及普國議會場裡に勢力ある著名の二中央黨員は、議會の五旬節休會に乗して伯林を出發し、一人は法王の許に赴き、一人は維也納の前法王使節ヤコビニを訪ふて、既に宣言せられたる普國の宗教法案に對する自己及び其の黨與の進退上の訓令を得むことを請へり。羅馬に赴きたる中央黨員は、即ちパウル・マユンケ氏にして、氏は之を其著「人文戰爭史」(六六三—六六五頁)に發表せり。氏は法王の親迎を辱ふして法宮に詣り、カルデナル・フランセリン侍坐の下に、三時間餘の對談をなしぬ。マユンケは實に粗暴なる誹譏及不敬罪の爲めに多年追放に處せられし所謂「殉教者」たるもの、今法王と三時間對談せし結果は、渠の報告せし羅馬政府公布の文書に由りて知るを得べし。今之を左に掲げん。

法王は公言して曰く、(甲)純粹なる政治上の問題に於て、中央黨は全く法王と關係なし。(乙)宗教と政治の關係に於ては、中央黨は宗教に反對せる法律を廢止し、或は法王と協議して之を變更すべきことを常

に希望せざるべからず。中央黨は國中の加特力教徒が、此權利の根據を得る迄は鎮靜すること能はざるを明言せざるを得ず。是れ實に加特力教の權利にして、又各國の加特力教徒に對する信仰の自由なり。(丙)豫望せる提出案に關しては、殊に左の點を注意すべし。(一)若し該提出案にして唯政府の意向のまゝに、五月法律の精神を使用せむとする自由行為權を政府の爲めに保證するに止まるとの意味にて草定せられしものならば、斯案に無條件的同意を表す可らず。(二)然れども是れに反して若し該法律案は、單に其法律を適用せざるべき權能が政府に屬すべしとの説明(是中央黨より明白に與へざる可らざるもの)を與へ得べしとの意味にて草定せられしならば、其意味にて該案に同意を表するを得べし。(三)中央黨が實際是に對して同意すべきや否やは、該案が普國に於ける宗教の實際的利益、或は宗教上の害惡防止を以て其目的とするや否やに關す。(四)若し該法案にして間接或は直接の讓歩を寺院に要求し、以て寺院に五月法律を適

用する能はざらしめむと欲せば、該案に同意を表する能はず、何となればかゝる讓歩は法王の權利に屬するものなればなり。(五)法王は自由行為權(國家の)の主義を根據として、固より五月法律の更正を目的とせる商議を承諾せざるべし。是れ法王が商議に就きて確定したる全基礎は、之に依りて變更せらるるべければなり。又カルヂナル、メルシエルに送れる書中に希望したる報告義務の讓歩たるや、普て政府が自由行為權の原則を棄て、又其立法を幾多修正したる後、始めて實行することを得べきなり(オンケンンの七二七―七二八頁にも出版せらる)。

羅馬は尙、何等の勢力を中央黨間に有せずと主張せしに當り、普國政府は、羅馬政府及中央黨の賛否を省みず、宗教的法律の變更に關する法律案を提出したり。是れ蓋し精神修養の途を失ひたる人民に對する同情心より來りしもの、其國家の利害に危険なき限り、一地方法律を作りて、刻下の急に應せむとするものなり。此法案は十一節に分たれ、其

第一普魯西
媾和法律

目的とする所、無住の牧師領に教導を再興し、空位となれる僧正領に、秩序ある權力を回復し、並に全く病者の給養に供せし普國在來の團體に對して新に設立を許可するに在り。此提案案中、次の條々は普國議會の討議決定に際し、殊に衆目を惹きしに由り、此に議事の真相を知るの一端として左に掲ぐべし。

先づ第一條に曰く、内閣は國王の裁可に由りて、一原則を確定するの權限を有すべし、此原則に遵へば、教務大臣は各場合に於て僧侶志望者の國家所屬熟達試験、大學研究、及國家試験に關する千八百七十三年五月十一日の法律規定の要件を解除することを得べきものなり。故に又外國の學校に學びたる外國の僧侶、及普國人は、宗教事務取扱の名稱、及宗教的職務の實行を許可せらるべしと。殊に沸然たる議論を生ぜしものは第四條なりき、曰く、千八百七十三年五月十二日の法律第二十四條に従ひ、裁判上の宣告に依りて其地位を失ひたる僧侶は、國王より僧正として國家的承認を與へられなば、再び其寺領を

附與せらるべし」と。

下院に於ける此提出案の第一讀會(五月二十八日二十九日)は、甚だ不幸なる形勢を呈したり。之に賛成せしは保守黨のみにて、進歩黨及中央黨は無條件に之に反對し、國民自由黨は其說二に分れ、前教務大臣フランク博士は反對し、グナイストは大變更を加へば承諾すべしと曰へり。此法案は遂に二十一人より成れる委員會に附託せられしが、其多數は保守越山派の占むる所となり、隨て一切の職務亦た越山派の援助に由りて保守黨に與へられたり。然れども當時中央黨は頗る空想を趁ふて、曖昧の舉動を爲し、現に委員會決議の際の如き、其勢力を示して、又政府に一層の讓歩を強ひむが爲めに、或は此提出案を賛成し、或は之に反對せり。是に於てか委員會第二讀會に於て全法案は消滅し、爲めに全院會議に於ては、唯政府案を主題となすを得しのみ。比公は自ら高く標置せる外交家に對し演説し、(此演説は六月六日のコルン新聞に掲載せられぬ)委員會及諸黨に就きて、臆測推算したる多數撰舉人の意思に

對する彼等のビザンチンの(東羅馬の古名なり)奴隸心を憤慨せり。又公は下院の商議に於ける彼の箇人的干渉を排付しぬ。

六月十八日より二十四日に渡りたる下院第二讀會の結果は、此法案の運命をして、遂に永久ならしむるを得ざりき、是れ中央黨は逡巡して最後の決定を與へず、唯第四條(罷免僧正の復職)の承認を斡旋したるは、ウインドホルストの公言せし如く、投票に據りて、若し政府が調和を欲せば、政府は人文戦争の落着に就きて多數を得ること、又一大多數を以て根本的に僧正の復職を協賛することを確定せむとせしを以てなり。是に反してベンニグセン氏は、ブトカーメル大臣が委員會に於て此第四條は「全提出案の骨子なり」と説明せしにも係らず、六月二十一日確乎たる態度を以て、此決議は固より承認すべからざるものなりと明言せり。氏曰く

「此條は國法に違反し、裁判上の宣告に由りて其職を失ひ、且つ裁判の宣告後其職務の進行は、實に社會の秩序と撞着するが如き僧正が、該

宣告に由りて、失ひたる地位に再任し得べきことを保證するものなり。人若し五月法律發布の際、裁判上免職せられたる僧正が、再其職に復せらるるを以て、出來得べき事なりと考へたらむには、予はかくの如き五月法律を以て寧ろ存在せしめざりしに如かずと主張す、吾人が此第四條の廢除を主張すること斯の如し。余は平和の狀態を長く維持せむが爲めには、罷免の僧正の如き、不適任なる人物を思ふこと能はざるを主張するものなり。

然れども當時ベンニグゼン氏は保守黨との讓歩に由り、少くも第二讀會に排斥せられたる重要なる第一條を成立せしめむと欲せり。其讓歩は成立せしと雖も、第一條は第三讀會に於て、六月二十六日より二十八日に渡る意外にも一票の差を以て否決せられぬ、百九十七票に對する百九十八票。何となれば中央黨は上述せし如く、マユンケに對する法王の指令に従ひて、此提案に反對の投票をなし、又自由黨の一大部分も賛成すべきものなるに拘らず、今や耶蘇會の術策に罹りて、此の

條項を輕し、僧正等をして獨逸帝國に復歸するを許さむとせしかば、中央黨をして端なく多數の援助を得せしめり。然れども第四條は議員たりし大臣及議員チーデマンに對する全數を以て否決せられたり。然るに猶政府が後年大臣、ブットカーノルの所謂此「不具となりし法律」を承認したりしは、蓋し理由なきにあらず、是れ即ち下院が承認し、爾後上院の批准を経たる七條項中には、加特力社會の教導の缺乏を救はむとせし一個條の存在せしことなりとす。其條文に曰く

缺員となり、或は在任者あるも、其職務の實行を妨害せられたる如き牧師領に於て、僧職を引受くるの意を報告することなくして僧職を執行せば、千八百七十三年五月十一日及千八百七十四年五月二十一日に發布せる刑律に服するものにあらず。僧職の代理或は補助として正式に委任せられたる僧侶は、同職缺員の場合に正式に任命せられたる僧侶と同様に取扱はるべきなり、第一條に確定せる意味に於て。

然れども比西馬克の機關、北獨逸普通新聞は、此の越山黨の決心に對して、次の判断を下したり、曰く「中央黨は提出案に對する其態度に由り、保守黨並に吾人の信する所に據れば、普國に於ける國家及王室の忠勤者と其交を絶てり。而して祖國及君主に對する忠良の假面は、向後如何なる效果をも奏する能はざるべし」と。其他該黨の態度は、純粹なる加特力教及耶蘇的博愛の點より見れば、中央黨に對する法王が秘密訓令を以て、宗教上の至大なる害毒の防止を目的とし得べき假定の下に、政府提出案に對する贊否を法王黨に一任せしよりも、遙かに非難すべき事なりとす。然も加特力黨は教導を失ひたる殆んど二百万人の精神脩養手段の缺乏、或は牧師の方より云へば、良心なしに放棄せられたる加特力黨徒を以て、尙、加特力の宗義上、至大なる害毒なりと思惟せざるものゝ如し。

千八百八十年七月十四日の法律は、中央黨の非難せし所なるも、其久しからずして如何なる効果を奏せしかば、大臣ブットカールが翌年一

千八百八十年七月十四日
魯西構和普四
律及比其結法
果等

月二十六日下院に於て列舉せし正確なる統計に由りて知るを得べし。「全普國に於ては四千六百四の牧師領の數に對して、殆んど八百八十万の加特力信徒を有せり。七月法律の發布前、是等の中二百八万五千人に對する一千百三の寺領は、正式に僧侶に所有せられざりき。是に反して七月法律の結果として、百九十万人に對する九百五十三の寺領は、再び正式の教導を見るに至り、其他初より空位となれる百七十万人に對する百五十の牧師領に於ては、勤勉なる僧侶に由りて、間斷なく其教導は實行せられたり、故に今や此恩典に漏るゝもの、只牧師領の百分の三、及人民の百分の二あるのみ。普國の七月法律は、歲月の經過に従ひ、又他の方面よりも其調和的効果を顯はすに至れり。既に千八百八十一年三月十二日の頃、法教師會員ヘーチンク氏を選び、大副牧師に任じ、オスナブルック僧正の位置を襲はしめ、又三月二十二日法教師會員ドローベ氏を大副牧師となし、バーデルポルの僧正職を繼がしめたり。七月三十一日コールム博

士は、トリューエルの僧正に擧げられ、八月十四日確定十一月二十六日グライヒ博士は、プレスラウの僧正領代理者に擧げられ、尙同月二日法王は普國政府と協商の後、ヒルデスハイムの副牧師長コップ氏をフルダの僧正に任命せり。是に踵きて翌千八百八十二年に至り、ヘーテングは、オスナブルックの僧正に、ドローベは、バーデルボルンの僧正に、又僧正領代理者グライヒの代りに、プロプステス公ヘルツォグは、プレスラウの侯爵僧正に何れも撰任せられたり。是を以て普國十二僧正の地位中、其六は新に任命せられ、其三は人文戦争中代理者の下に立ち、自餘の三箇のみ當時猶未定に屬しぬ。同時に其五僧正領に於ては、再び國家監督の下に立ちしに由り、公衆は、其教導に對する出費を免せられ、空位となれる牧師領、亦其數百三十三乃至百五十を減少せられ、皆一時の保護を與へられたり。

然れども比西馬克は更に進て顯著なる處置をなせり。既に千八百八十一年の中葉、公は羅馬の報酬を省みずして、普國公使再置の件を法

王政府に談判し、七月に至り、華盛頓駐劄帝國使節シユレーチェルなる親友を羅馬に派遣して、其希望を成就せむと力めたり。此計畫の目的、元より羅馬の慣習特質を熟知せる親友に依りて、國內の惡むべき中央黨が、法王政府に有せる勢力を減削拘束するに在るもの、幾もなく、光榮ある結果を享くるに至れり。政府はシユレーチェルが伯林、及びフルンゲンに於て羅馬の意嚮を報告せしの後、九月九日、北獨逸普通新聞上に於て羅馬に使節を再置するの意見を公にし、且つシユレーチェルをして其意見を法王に通告せしめたり。法王も亦羅馬駐劄使節に由りて、普國政府と永久の關係を保ち、又既往現在の意見衝突を從來よりも容易に誤解なく調停せしめんとの意向を示せり。是に於てシユレーチェルは千八百八十二年二月一日、普國使節として羅馬に向へり。三月七日下午院は之に關する議案の協賛を與へ、四月四日に至り氏は公然公使に任命せられたり。千八百八十一年六月十七日、ブトカーメルは内務大臣となり、從來政務次官たりしフォン・ゴスレル博士之に代りて、教務大臣に任命せられた

り。ブットカームルが教務の椅子を去りしは、加特力教を好まざるの故にあらざる、現に轉職の數日前の如き、氏は從來禁せられたる加特力教徒プロテスタンツの行列行列を以て許可せしにあらざるや。氏の轉職は、又氏の其保守的過激正教主義なる挑發的方法に由りて、其在職中新教派の内部に於ける適宜なる自由方針に對し、威力を以て之を擯斥憎惡せしに原さしにあらざる。蓋し比西馬克は其親友ブットカームル氏をして、社會民權黨無政府黨に對し、又進歩黨及其他の非政府黨に關せる職務に當らしめ、以て其敏腕を揮はしむるの利を信せしなり。又教務省の署理に就きては、ゴスレル氏實に適任者たり。他なし、是れ氏は其前任者よりも公平穩和なるのみならず、國家及獨逸國民の掌握せる權利問題につき、羅馬派、及び波蘭黨に對して寸毫も讓歩せざるべきを決心し居ればなり。又氏は比西馬克の信任厚く、爲めに獨逸の深仇(中央黨等の非獨逸主義者を指す)が彌勢を得て、要路の政治家を壓倒せしに至るまで、依然其職に在りき、其在職中、一時羅馬に對して強硬ならざるの觀ありしは、此結果に由り

第二普魯西
講和法律
(一八八二)

しを思考せざる可らざるなり。

氏が普國議會に於ける最初の宗教政策法案は、千八百八十二年一月十四日議會開會に於ける勅語に由りて布告せられたり。千八百八十年七月十四日の法律は、其効力期限たる、千八百八十一年末迄なりしを以て、今や此が再現を要せしものなるも、ゴスレルの如きは、其各規定を擴張するの必要を豫見せり。殊に一月十七日下院に提出せる法案中には、曩きに拒絶せられし、僧正規程(新法案の第二條)を復活せしめぬ。即ち裁判の宣告に由りて其職を失へる僧正にして、國王より僧正としての國家的承認を得ば、再び其職に復することを得、第二條は、内閣は國王の認可に由りて、教務大臣をして外國の僧侶にも、僧務執行、或は僧侶職務の實行を許可し得べからしむべき原則を確定するの權利あることを規定し、第四條は千八百七十三年五月十一日の第十六條と異なる方法に由りて、控訴(インテリクチュエラ)の手續(是れ若し、人民或は國民の範圍に屬する理由より任命せられたるものが、其地位に適せざる時に起る所のもの)を

規定し、殊に控訴の宣告に對して三十日間に教務大臣に控訴するを許し、其判決は最終の決定たるべきを規定したり。第五條は、其他僧職實行に對する法律の要件に従ひしもの、或は其職務より解除せられたる僧侶は、千八百七十三年五月十一日の法律第十五條に必要な任命報告義務なくして、僧職補助に任用せらるべきことを、更に一定の範圍内に許容するの權を政府に與へたるものなり。此故に確定せる任命に當り、報告義務は正當に維持せられしものとす。

中央黨所屬の新聞は、此動議提出の際脅迫を加へたり。曰く人若し本案を排斥せむには、中央黨たるもの、至五月法律を廢棄するの動議を提出し、以て安全なる効果を收むべきなりと。遂に正月十二日に及び、帝國議會は、ウインドホルストの動議なる權利なくして僧職を實行するの禁止に關する千八百七十四年五月四日の帝國法律の廢止を、百十五票に對する二百三十三票を以て可決せり。然れども此等多數の人士は、一大勢力たる聯邦會議に向て、何等の注意を加ふるなかりしが、同會

議は七月五日に至り、帝國議會の決議に同意することを、巧に拒絕したり。

下院に於ける此提議の第一讀會は、三月七日及び八日に起れり。自由の三派は、獨り五月法律の排斥、或は廢止に由りて、加特力信者の歡心を買はんと欲したる中央黨の如く、政府の要求せる自由行爲の全權に斷然反對するに決せり。二日に亘りし討議中、尤効力ある演説を試みしは、新教務大臣ゴスレルなりとす。氏は殊に加特力信者の精神的缺乏に就きて同情を表し、且つ波蘭に於ける加特力教徒に向けし銳利なる判斷に由りて、完全に波蘭國民の反抗的煽動を指示せり。

ゴスレル氏曰く、其公務に執掌せるものと、私事に奔走せるものとに論なく、波蘭の運動に親近する人々、即ち輓近隆々として發達したる運動を、自家の觀察上知悉せる人々は、若し余が一の組織備はれる運動の増長したること數年以來未だ嘗て今日の如きものあらずと言は、余の言を以て正當なりとせむ。左に記する如き觀念は、諸出版

波蘭主義

物及び諸集會の發表中に流露するを見る、曰く或方法に由らば波蘭人民は終に一大盛時に遭遇し其結果として獨立を得ることあらむ、されば此の盛時の爲めに、農業、財政、宗教、道德の諸點に、其準備をなすは波蘭人の天職なりと。今や如何なる結社と雖ども、全然波蘭的反抗の社會に關係せざるものなし。抑波蘭地方の加特力教徒は、如何にして波蘭主義の運動に對せむとするか。人々はポーゼン州の總加特力僧侶並に普魯西亞の僧侶の多數が、力を戮せて波蘭運動を指導することを確言するを得べし。見よ、一結社として加特力僧徒の領袖出納官、或は其他同僧侶の首領株を有せざるものなきにあらずや。若し夫れ波蘭の國民的激昂が、此の如き運動、加特力僧徒が國家の法律に柔順を拒むが如きに結合せば、國家の安寧幸福を害するのみならず、直接に國家の獨立如何に關するが如き危険を免る可らざるべし。

下院に於ける宗教政略提案第一讀會の終りに撰ばれたる二十一

千八百八十
二年五月三
十一日の第
二普魯西婦
和法律

人の委員は、千八百八十年に於けるが如く、其大部は保守黨及び越山黨より成立せり。中央黨は第一讀會の際は、提案案に斷然反對の意見を表したりしが、今や委員會に於ては突然其政略を變更しぬ。例の如くウインドホルストは、先づ大臣に質問を呈して、最短期に於ける五月法律の「校正」に同意を表せむと企てしと雖も、ゴスレル氏はウインドホルストと同じく、早く名乗り出で、彼の動議に就きて公言して曰く、「シレーヂェル氏は現在の提案案に就きて、法王政府と如何なる場合に於ても、不都合を生せざるべき協議をなしたりき、若し夫れ然らざんば、ウインドホルスト氏は、疑もなく之を口實となせしならむ」と。氏は猶進みて曰く、政府は法王政府の決議の爲めに、國家立法權の自由なる實行を制限せられずとの意見を確守するものなり。當時政府は提案案に於けるより以上を讓歩する能はざるの意見を有せり。然れども必しも又將來に於ける一層の改正を拒絶するにあらず。唯氏は其當時に於て未だ斷言を與ふること能はざるのみと。

前文の如き大臣の確乎たる意見の發表せられしに當りて、中央黨は直に決議をなし、自由行為の全權を、千八百八十三年四月一日まで、凡そ一年間政府に協賛する件を、保守黨と一致し、同時に越山黨の希望せる如く、此の法律を變更せむとせり。即ち僧正規定を解釋して、裁判の宣告に由り免職せられ、國王より特命を得たる僧正は、再び國家に承認せられたる寺領の僧正なりとなし、所謂「教務検査」千八百七十三年五月十一日の法律及所謂「國家牧師」を排斥し、僧侶の報告義務を規定せる提出案の協賛を止めたり。是他なし、中央黨は提出案に従ひ、終身僧侶の報告義務を諾し、其の報酬として、單に補助僧侶のみ報告なくして、叙任するの權に甘ずると能はざればなり。政府は加特力人民教導の補助を目的とする此規定に對して、尤價值を置きしと雖も、同時に波蘭地方に於ては、補助僧侶の任命を亦報告を要すべきを明言したりしを以て、全條は棄却せられざるを得ず、隨つて獨逸語を用ゐる加特力教徒は、一層苦まざるを得ざりき。是に反して外國の僧侶は、更に簡易なる條件

越山派の激昂

(即ち教務大臣の簡單なる訓令の下に許可せられり。保守黨の首領ラウゼンハウプト氏は、是等保守越山協定の結果を保守黨の勳議として、下院に提出せしが、三月三十一日に至り、百三十票に對する二百二十八票を以て可決せられたり。上院は、此の法律の有効期限を千八百八十四年四月一日五月二日迄延期し、又教務検査に對しては、巴丁大公國及ヘッセンの先例を參酌せり。下院は五月四日に於て、僅少なる變更を加へて此提出案を可決しぬ。同月三十一日皇帝は羅馬との第二平和條約を裁可せられたり、是れ實に加特力黨即ち中央黨が同意を表せる第一の條約なりとす。

然れども中央黨が此の同意に由りて、非政府、兼非獨逸的態度を改めむとするの情なかりしは、次月に至りて殊に明瞭となれり。既に五月三十一日に於て皇帝は遲滯久しきに亘りしの後、初めて此の法律に署名せられ、且つ五月卅日の「北獨逸普通新聞」が政府と國民自由黨との和解の狀況を掲げしを以て、翌日の「日耳曼」は憤然として政府に迫り、脅迫

輕蔑の意を以て、兩者其一を擇ふべきを促したりき。而して大臣ゴススレルが其の自由行爲の全權を應用して、一免職僧正の爲めに國王の特赦を奏請するの意なきこと明かなるに及び、六月十八日越山黨首領の命を承け、ゴススレルに於て熱心に經營せられたる建白書を皇帝に呈し、大僧正メルヘルの復職を拒みたる國家の故障を撤回せられむことを要求せり。此建白書は國王の慈仁を乞ふに非ずして、大僧正の復任は、加特力教の一權利なり」と主張したりしものとす。六月二十九日大臣ゴスレルが新宗教法律によりて、加特力僧侶撰抜の問題を規定するや、日耳曼ゲルマニアは、此の規定を以て該法律の精神に適合せるものと認めざるを得ざりしも、猶彼の報告義務根本的修正を加へむば寺院は之を承引せじと規定せらるゝ迄は、神學者(僧侶)は教務検査を解除せしにも拘はらば、國王の僧職授與權限に涉れる任用を受くる能はざることを附言せり。今や七月五日に至り聯邦會議が前述の如く、ウィンドホルストの勅諭(僧職の施行に關する)を拒絶せしを聞くや、日耳曼ゲルマニアは自餘の越

山新聞と等しく政府に對して全く脅迫的言辭を弄したり

翻りて他の方面を熟察すれば、侵すべからざる國家の主權を寸毫も加特力教に與ふ可らずとの政府の決心に聲援し、之か爲めに參謀獻策せし堂々たる議論なきにあらず。前の巴丁首相ヨリ博士は、其本國に於て羅馬に對する人文戰爭に勝利を得し人なるが、千八百八十二年八月トライチケの編輯せる「普國年鑑」に於て、普國に於ける寺院戰爭なる一文を掲げ、非常なる注意を喚起したりき。特に此の論文の末節に於て、學校寺院及科學の範圍に於ける獨逸保守黨、中央黨、同盟の積極的目的を説明し、驚くべき明快を以て、不幸にも將來實證を擧げられたる、此の目的たる、耶蘇教的同教國の問題とは、全く矛盾衝突せることを證明せし個條の如きは、最も人耳を聳動せり。ヨリは論じて曰く、

「吾國家は耶蘇教的なり、後來も亦然るべきは、元必然のことなりとす、何となれば吾國民は其歴史的發達上、其觀察に於ても、將た全體の道德に於ても、全く耶蘇教的なればなり。然るに、今や吾國家は信仰以

上に立ち、再び其地位より下降し得べきにあらず。保守及び僧侶同盟は、國家に對して之か下降を望むも、元是れ木に縁て魚を求むるの類、其企圖する所を貫徹する能はざる論なきのみ。然れども該同盟に對して如何なる結果も發生せざるは、固より慶すべきなり。如斯き結果は、普國及獨逸の勝利と兩立するの日なかるべし。此同盟の執れる方針に因るは、普魯士及獨逸の發達上最も危険なる退歩を促すものなり。

ハルレ大學教授シュロットマンの論文は、更に深長なる高大の感動を與へたりき。該論文は、フアチカン主義に對する獨逸良心の闘争と題し、九月に於て一冊子として公にせられしが、初めは、エラヌムス・レヂヴ、グスと題し、大學報告として出版せられ、其際帝國議會に於ける中央黨の激烈なる攻撃に遭遇せしものとす。此書は平易壯快なる文字を用ひて、フアチカン會議より五月法律(立案者は此の暗面をも見逃がさざりき)の發布に至るまでの顛末を叙述し、獨逸國民の記憶に供したり。是れ、フ

アチカン寺院は失念術又は失念製造術に於ては、世界獨歩の長技を有したればなり、而して此の如き曖昧主義に對して、有効なる攻撃をなし、當世の人士に知らしむるに、若し夫れ、現時フアチカンに横行せる團體の惡念に對して、獨逸良心の旌旗を翻へし、義故を糾合するにあらざれば、危険測る可らざることを以てせむが爲めなりき。

然れどもかゝる忠告は、増長せる越山黨の傲慢に對して、實際危険を與へたりき。プレスラウの新公爵僧正ヘルツォーグは、其叙任前に在りては穩當なる調和意見を持し、爲めに國家の「認可」(Persona grata)を得たりし者なるに、今や第一に其馬脚を露はせり。千八百八十二年七月二十五日師は、其寺領に於ける、スターツ・フアールル(國家直轄の牧師)に對して、全く違法の諭示(ウカス)を發し、簡潔痛切に公言して曰く、此徒は、トリェント法會議後、破門の極刑に處せられたり、是を以て、其の法職を解き、各職務、法事を棄てむことを命ず。然れども五月三十一日の新宗教法律は、決して此專横に對して口實を與ふるものにわらず、斯法は唯將來の「國師」任

用を廢止せしものにして、既に任用せられたる國師の完全なる權利には、毫も關係なきこと明白なり。僧正の妄狀も亦甚しと謂ふべし。八月二十三日此僧正は又限りなき雜婚の難問題を提起し、私婚に關する帝國法律を容赦なく蹂躪せんと欲したりき。此好争的公僧僧侶は命令を下して曰く、

凡そ雜婚なるものは、必ず加特力結婚式のみにより寺院の許可を経て結ばるべきものなり。唯官吏を介せる私婚を以て満足し、宗教的合套の式を経ざる加特力人民は、加特力寺院より耶蘇教的婚姻者として承認せられざるべく、其子は宗教上婚姻に因りて生れたるものと見做さるべし。

此の不遜なる命令に對し、北獨逸普通新聞は激烈なる論文を掲げて攻撃せしかば、公僧僧正は九月二日に於て是を撤回するの已むを得ざるに至れり。マイン河畔のフランクフルトに於ける、獨逸加特力教會議は、九月十一日より十四日迄ウインドホルストの動議に由て益大膽に

其所説を吐露したり。當時氏は法王の世俗的主權の回復を要求し、又高尚なる語調を以て其所懐を述べて曰く、基督教の勢力は最早其加特力臣民及び其教主に對する強壓、並に基督教國の中心に於ける事情を看過すること能はず。かゝる事情にして連續せば、其無法と不義とは獨り寺院のみならず、邦國をして益危殆に瀕せしめむ」と。語を換へて之を言へば社會主義及無政府主義の成立、并に其危険なる生長は、寺領の廢止に基きしことを主張し、又社會黨法律及其延期に反對したることを辯護せしものなり。

然れども此越山黨の驕慢は、帝國議會に於て中央黨の煽動せる二個の舉動を以て其極點に達したり。千八百八十二年の冬期會期に於て、(十二月十三日)ウインドホルストは質問書を出し、何故に聯邦會議は帝國議會に採用せられたる氏の動議(僧職の施行に關する)に同意せざりしやの理由を知らむことを希望せり。國務大臣フォン・ボエツチヘル氏は簡單に之を公言して曰く、如何なる理由より聯邦會議は云々の決議をな

したりしや、之を帝國議會に辨明すべしとの要求に對し、帝國宰相は理論并に憲法上、之を拒絶すと。帝國議會を殆ど輕蔑せる政府の態度につき、越山黨の首領ウインドホルスト、ライヘンスベルグ及シヨルレーメル氏等のあらゆる喧囂も、越山黨の質議に尤も必要なる憲法的論據を與ふる能はざりき。然れども中央黨議員パウエル・マユンケが十二月九日普國下院に於て記録局費討議に際して提出したる希望は、此の越山派主張の最大事業として見るべきものなり。氏曰く、若し新教帝國の主張を廢棄するを得ば、氏の黨派は何事にも頓着せず、千八百六十六年及千八百七十年以來の事情に満足を表すべしと。レーウ・ホフムは正鵠の返答を與へて曰く、ホーヘンツォルレン家は世襲的に帝國に君臨し、世々新教なりと雖も、數百年來、各臣民に對して公平なる宗教同權を與へたりと。

中央黨が此の如く大膽なる主張を提起して止まざりし時に當り、法王は新に整肅なる調和の實證を與へ、其處置たる、再び所謂法王の常規

千八百八十
二年十二月
三日皇帝宛

の法王親翰

を脱せし之の觀あり。千八百八十二年十二月三日法王レオ三世は皇帝に一書を送り、普國議會開會の勅語中、皇帝陛下が加特力教主と友義的關係(外交的關係)の回復に基けるの確定せし事を喜はる、情を、其臣民に告げられし件に對して、最熱心なる歡喜を以て皇帝に謝することを言へり。

法王レオは更に明言して曰く、法王は其の法王職就任の際、皇帝陛下の高貴寛洪の叙慮に依り、陛下の大權を仰ける國民の爲めに安心并に宗教平和の回復せらるべきを信せり。而して、今又復興せられたる外交的關係に徴し、且は高尚にして榮譽ある目的に對する皇帝の仁恕に由りて、益此信用を強固にせることを明言したり。法王は寺院に、過大の權力を與へ、人民をして宗教的義務を履行せしめ、以て國民臣民たるの義務を果さしむるに躊躇せず、殊に社會の根底破壊せられたるの今日に在りて然りとすと。是を以て之を視れば、法王は加特力教に由りて、社會黨の危險を撲滅し得べしとなせり。然れど

も此目的を達せしめむには、寺院は、到る處其勢力をして自由に發達せしめざるべからず、例へば白耳義に於けるが如し、此國にては無限なる越山黨の権力は、社會民權、及び無政府主義をして無比なる勢力を得せしめたり、是を以て、普國の新宗教法律も、少くも加特力教の成立及び存在に必要な點に於ては、永久的に參酌修正せられざる可からざらむ。

シュレーチル氏は、此法王書簡の發送前、既に羅馬に於て之を知了するを得しを以て、發送後、即ち十二月四日、該書簡に依りて新に開かれし平和の道を確定鞏固にせむが爲め、カルデナル・ヤコビニに對して一書を送るの必要を感じたるは、特に注目の値あり。氏は其書に於て、普國政府は、カルデナル・レドヒョヅスキが、羅馬府外に出てなは、直に逮捕して普國に引渡すべしとの約を、伊太利に結べりとの漠然たる風評の妄を辯したり。即ち氏の公務上の辯明に曰く、普國政府は決して伊太利に向つて此カルデナルの逮捕及引渡を提議せざ、此故にカルデナル・レド

ヒョヅスキは、毫も伊太利に於ける逮捕と、普國への引渡を恐怖するなくして羅馬を出ることを得べしと。

比公の機關、北獨逸普通新聞は、此公文書を評して曰く、

「大僧正(レドヒョヅスキ)引渡の風聞は、却りて師の爲に政事上の利器となり、フアチカンの最良房舎、法王の寺院、及就中法王の庭園をして、日々之邂逅(法王と)建議の用に供せしむるを得へし。波蘭派及ウエルフ派は、素より宗教争論の止息せざるを利益とする非宗教的諸要素の主なるものなり。レドヒョヅスキ伯は、實に其卓絶せる才能を以て、此の利益を實現せしめむとする人、自餘の諸カルデナルに比すれば、遙かに經驗學殖に富み、加ふるに其勤勉と舌鋒とに由りて、益其の長所を發揮するを知れり。凡そ從來俗界の君主及教主間の調和の成らざるを以て、獨り罪を法王及普國に歸するは不可なり。兩者の關係は實に彼の名を宗教問題に籍りて、世俗的目的を達せむと題する幾多の勢力の爲に攪亂せられしものとす」と。

法王への勅
答一千八百
十八年二月
廿二日

シユレーツ
エル宛のヤ
コビニの牒
書(一八八
三年正月廿
三日)

シユレーツの通牒は、遂に其目的を達する能はず、カルデナル・レドヒ・グスキは、羅馬に滞留して動くなかりき。

十二月二十二日、維廉皇帝は、法王の書簡に對して答辭を贈らる。曰く、法王の書簡は益皇帝の希望を固くするものなり、希望とは他なし、法王閣下は朕と等しく我使節の復設及効力に満足せられ、己に數多の僧正に復職を許せし朕の政府の好意に酬ひむ爲め、同様の措置を施さるゝなるへし。如此き事情の若し僧侶任用の報告上に起るとせば、是れ國家の利益よりも、爰に加特力教の利益と稱すべき歟、是れ僧職の缺位を満すを得べければなり。朕若し僧侶の此の報告の點にて和解するの意あるを知らば、朕も亦讓歩し、曩に寺院争闘の際、邦家の權利を保護するに必要なりし法律にして、向後の平和繼續に益なきものは、朕の王國議會の再議に附すべきなり。

是に就きて國務大臣、カルデナル・ヤコビニは、千八百八十三年一月二十三日シユレーツ宛の通牒を發して、法王に對する皇帝の書たる、格段

なる歡喜を以て受領せられしことを保證せり。曰く、法王閣下は皇帝の書中に包含せる平和的保證に對して、如何に高大なる價值を置けるやを證せむか爲めに、法王は、凡て寺院に不利なる諸規定(普國の五月法律の)は、單に二三の點を修正するに止むること、報告の允可(報告義務)は該法律の修正と共にすることを承諾せむと欲せり。羅馬政府は如何に此の共にすを解釋したりしや、是れ牒書の一節の暗示する所なり。こは、寺院裁判權の施行、并に僧徒の教育及學問の自由を實際許可せむとする規定か、普國立法部に提出せられ、此立法部が此提案に同意を表すると同時に引續き任用すべき各僧官志望者に對する報告義務を讓歩せむと欲せしものなり。而して、報告今は臨時、現在牧師缺員の場合にのみ適用せらるべきものは、法律修正の決定と共に初めて永久的性質を有するに至るべしと云ふに在り。

左れば又此報告義務は唯臨時制限せられしもの、換言すれば普國議會が五月法律の修正を協賛するに先ち、國家が先づ斯法を修正するに

「決定せば、直に撤回すべきを諷せられたり。又法王は、フアヂカン宮裡なる耶蘇會本部の羅馬政府參謀よりも、國家に對して一層の讓歩を爲さしむことを示せり。何となれば、國務大臣に對する法王の訓令に據れば、一月二十三日シユレーチアルに送れるヤコビニの通牒は、全く其意を異にすればなり。法王は一月三十日、皇帝に一書を送り、更に、皇帝の平和的なるを感謝慶賀し、次きて曰く、

吾人は是に就きてカルヂナル・ヤコビニの手を経て、シユレーチアル公使に一書を送れり、是れ陛下の政府が既に了承せられたる所なるべし。吾人は此通牒に由りて陛下の政府に對し、改めて吾人の確乎たる所信を證明せむと欲しぬ。所信とは他なし、僧正をして更に僧職に任せらるべき僧侶を政府に報告せしむる權にして、吾人の屢陳述したる所とす。吾人をして出來得る限り、陛下の見解と希望とに接近せしめんが爲め、人は既に有効となる法律の全體の變更を期望せせるの愚衷を述べ、以て現今空位となれる寺領に對して遂げ得たる報告

ヤコビニ宛
シユレーチアルの通牒
五月二日

に由り豫備せらるべきなり。

法王が千八百七十九年以來、報告を僧正に允可すべしてふ、確乎なる所信を屢發表したりしことを斷言せしは、固より事實なりと雖ども、所謂確乎たる所信たるや、法王の境遇に由りて、從來常に齟齬し、無効に歸したるものなるを附言せざるべからず。如斯き實例、現に千八百八十三年の春に在り、殊に四月七日のシユレーチアルに對するヤコビニの通牒を主なるものとす。此の書は千八百八十三年五月三日ヤコビニに送れるシユレーチアルの通牒を概括して曰く、

「若し普國政府にして他の宗教的範圍内に或る讓歩をなしたらむには、茲に始めて法王たる者、僧正に與ふるに報告の權を以てするを得む。然れども普國政府は、法律的報告義務の履行を待ちて、初めて其折合の意を表すべし。普國政府は報告義務に尤も主要なる價値を置けり。何となれば此義務たる、他四政府に容易に讓與せられたる加特力僧徒任用上の俗權の干涉を、而も普國には拒絶せられる普國

にも同等に讓與すべしてふ名譽問題に干係するものなればなり。然れども其他僧職授任の際に於ける俗權の干渉は、僧俗二權の一致を保持確定し、二者相共に共同の事業をなし得べき豫定條件ありて後、初めて行はるべきものとす。然らずんば世俗的政府に對する報告義務の價値は、實際的よりも寧ろ形式的に過ぎざるなり。國家は多くの場合に於て宗教的官廳よりも任命せる僧侶を知了すること少かるべきに由り、新任僧侶に對し、政府が抗論を起さざる場合に在りては、政府は後來此の僧侶と能く圓滑なる干係を維持し行き得べきや否やを知らざるべし。僧侶任命の際に於ける義務及び其任命前の審査は、僧俗兩者の和衷協同の實を有する時は、如何にも有益なるものなるも、世俗的及宗教的權力が相争ふか、或は妄りに相互の協同に反對する場合には、遂に寸毫の益なきものなり。若し王國政府が熱心に調和を計らむと欲せば、政府は教導と關聯せる、寺領(Benefices parochiaux) 寺領支配者及び行政政策上に重要なる高等僧侶(副牧師

長、長老等)に對する報告義務を制限するの覺悟なかる可らず(但し寺領(Benefices)なき補助僧侶を除く)。若し比公にして此方針の法案を作らば、羅馬政府をして報告義務の形成を諾さしめんとすれば、同等の報酬をなすの用意あるべきなり。是に於てか、政府は一の抗議權を放棄し得べく、又彼の法律案に對して、波蘭語の行はる、州をも除くことなく、全王國一致の會得を興ふることを得るなるべし。此通牒の比公に屬する直接關係を喚起せしめし者の何人なるやを知るは、困難の業にわらず。而して公が其の既に三年以來經營せる方針に由りて、普魯西の國是を指導遵奉せしことを推定するも、亦同じく容易なりとす。即ち羅馬との交渉如何を顧慮するも、國家万能主義に據り、宗教の平和に對して必要なる宗教政策上の法律改正を企畫せむと欲せしなり。半官報地方通信は、五月五日シムレーチェルの通牒を公にし、這裡の消息を發表せり。今や五月十九日に於て此通牒に對する法王政府の答書が此を非難せしに當り、地方通信は調和の新基礎を提

出し、普國政府は自己の萬能主義に據りて新なる宗教政策の提議を再び國會に提出し、毫も四月七日に於ける法王政府の希望に説き及ばすなかりき。此法案は既にシュレーチエルの通牒が指示せし如く、至加特力の教導補助に報告義務を免じたるものなり。

此法案の草定は(シュルテス、一八八三、八六一―八九頁)單に千八百四十九に至る普國及び爾後合併せられたる地方に於て、普國憲法の實行せられし迄成立したる(而して是實に奥國并に獨逸諸邦、殊に巴丁バイエルン及ウールテンブルグに於て今猶存在せる)權利狀態に復したることを證明せり。千八百七十三年五月十一日の法律は、初めて報告義務を補助僧侶にも適用したり。唯牧師の地位を永久に任定するの際のみ、報告義務を要したる時代の狀況は、別に不利を生せず、從て斷然再び採用することを得べし。

此法案は委員會に於て瑣少の修正を経たるの後、六月二十五日下院、七月二日上院の容るゝ所となれり。普魯西國王たる皇帝は、七月十一

千八百八十三年七月十一日の新法律

日は裁可を與へられたり。永遠の効力あるものとして決定せられたる此規定中、其重なるもの左の如し。

第一條 僧職に對する候補者の任命に就きて宗教首長の責任を負ふこと、並に國家の抗議權は、(一)隨意に召喚せられ得べき僧職の授與の際、(二)僧職管理者支配人任命成立せざる限りは、僧職に於ける補助又は代理(但し代理の僧職管理者(執事支配者等)任命の際に成立たざる以上)の指定の際には、廢止せらるべきものなり。第二條は是等の事件に備ふる宗教裁判所の制を廢止し、第三條及第四條は缺員なる牧師領に於ける僧官の執務及空位なる僧正領に於ける惟一の任官事務に對し、被罰の責なきことを規定せり。

第六章 獨逸帝國の社會政策(千八百八十年より千八百八十九年に至る)

千八百八十九年佛蘭西國民は、千七百八十九年の大革命百年祭を舉

國外の批評

行し、經濟學者の万国大會議等を巴里に開きたり。當時獨逸知名の人士は多く出席せざりしも、爾餘の外國(即ち佛蘭西以外)の國民經濟主義は皆代表せられぬ。伊太利人中には、上院議員たるルツァッチ教授後の伊太利大藏大臣ありて、殊に敬意を表せられ、其建議は頗る人目を聳動せしめり。氏は此建議に於て獨逸の社會政策法律を論し、一言以て是を蔽ひて曰く、是實に社會て巨人の鐵鎚を以て鍛鍊せし偉業なり」と(C'est une œuvre gigantesque, forgée au marteau d'un cyclope social)。數月の後即ち千八百八十九年の終末に於て、瑞西の共和黨ベルン大學の教授、フインチエルンゾル氏は、ベルン州の一經濟雜誌に於て、獨逸帝國の社會法律に就き其判断を下せり。氏は此法律を以て人類の歴史に獨歩し、他の文明國の爲に燦然たる無雙の模範を與ふものとなし、又労働者の自制權利及其有力なる參與監督の餘地を存せるは、特に稱嘆すべく、加ふるに此法律が一君主國より顯出せしは、更に二倍の稱讚を値するものなりと結論しぬ。又千八百九十一年六月二十七日、有名なる佛國の國民經

社會の巨人

國內の不満

濟學者、ルロアー・ポトリウ氏は、其評論新誌に於て、佛國の國立労働者恩給局設立案と、獨逸の労働者養老法とを比較して、二結論をなし、斷して曰く、獨逸の法律は實に穩當にして實施し得べき金額と情況とを有し、佛國が國家をして年々六億乃至十億の莫大なる支出に陥らしむる計畫よりも、正當なる近世經濟の社會政策的な能力を有するものなり」と。以上は獨逸社會政策法律の發生、成長、圓熟せし十年間に於て、幾百年間、諸文明國の一新紀元をなしたる此大事業に對する外國の贊評なりとす。然れども獨逸國、即ち詩人と推理家との祖國に於ては、抑も如何なる結果を來せしむ。獨逸帝國の立法、及び其の有力なる助力に依りて、社會問題の要點を解釋せんと欲せし大計畫は、端なくも國民の大部分、且つ愛國の人士代議員を壓抑するに至り、渠等は此計畫を目して彼の國家、或は社會の秩序を分裂變換し、共產的狀態に陥らしむるに至るべき社會黨の渴望を誘惑煽動するものなりと斷言し、此の喫驚すべき冒險費の過大測るべからざるとせむること、遂に千八百九十一年に於

ける佛國經濟學者ルロフ・ポウリウに超ゐたり。是れ他なし、獨逸政府は千八百八十年及千八百八十一年に於て、暗中の一大飛躍を試みんとせし時に當りては、該計畫の實施に要する帝國雇主及勞働者の負擔を精密に計算すること能はざりしに由る。然れども此一大問題は、終に議院の熱慮を経るに至れり。政府は主として私立保險組織の廢棄若くは防止に由り、或は新に數多の官職を設けて其計畫を貫徹せば、其權威を増すこと必せり。國民自由黨の錚々たる人士は、此の杞憂を抱きしより獨逸社會政策を疑懼し、之に對して非常の戒心を加へたり。當時の總代議士は言ふを論せず、國民自由黨員の中に在りて、最學識卓見を有するベンニグセン氏の如きも、千八百八十三年六月十一日帝國社會政策實施の初めに當り、帝國議會及び地方普國議會に其席を有したりしも、代議士として祖國に盡す能はざるを信じ、公然其任を辭せり。之に反して一年の後、氏の政黨は千八百八十四年三月二十三日の有名なる、ハイデルベルク宣言中に、吾人の公生涯に於ける新なる實力、一致

比西馬克實
施の功勞

及び重要の賞讃を與ふるなく、又此新活動及其新結果を以て、毫も社會政策の立法を賛同助成する計畫の功に歸するなかりき。是を以て比公は、社會政策の一大新路に於ても、亦た獨逸國民の多數より誤解否認せられたり。公は實に責任を負ふて深く未知未聞の境に入れる者、其の運命を賭し、其聰明に訴へ、以て通行し得べき進路を求めざる可らず、若し第一の進路にして通行すべからざるものならむには、更に再三再四別路を求めざるべからざるなり。比公の堅忍なる、百敗挫けず、此恐るべき未知の境上に在るも、常に勝算歷々たる新路を求め、獨り漸々安全に前進せしのみならず、又帝國議會及帝國人民の多數をして其意を翻へさしむるに至りしは、吾人が公の豊富なる生涯の一大事業なりと確信する所なり。第一に比公を稱讃せるは、ルッアツチとす、即ち氏は獨逸の社會政策的立法を以て、社會てふ巨人の鐵槌に由り鍛練せし偉業なりと云へり。然れども諸外國の驚嘆模倣せし此方面に於ける獨逸の立法事業に就きては、公自ら當らずと謙せし所あり。

是れ蓋し此立法事業たる、比公の理想的計畫に比すれば、殆ど零壞の感ありしを以てなり。

公は特に老衰せる勞働者の給養を實行せむが爲め、帝國をして勞働者の負擔なくして、別に資金を準備せしめんことを希ひ、煙草專賣を以て此著大なる必要の財源を得るに餘りありと信じたり。比公の主張せる此立法の(政治的)効果は、獨り勞働者に、好意の給與を爲すのみにて、其目的を達し得べきなり。五十歳後に於ける究屈なる恩給の爲めに、十七歳より賃金の割引をなすは、公の心頭に浮びし計畫にあらず、又、勞働者が疾病及老年保護の爲め、保険料を負擔するに至りし如きも、固より比公本來の目的にあらざるものとす。(ボ、シン、ゲル、三卷廿二頁)

然れども、這般破天荒なる改革の要件は、全然其結果の大小にわらずして、創造的思想其物に在り、之が實行の決心如何にあり、初め此計畫を蹂躪せし紛々たる爭論に當るに、柔韌なる實力を以てし、之を貫くに不

社會民權黨
の倨傲

屈の勇氣を以てしたるに在るなり。凡て此等の效績は、實に比公一人の榮譽に歸せり。一時帝國議會に於て大に此の功業に頌頌せし者は、彼のリープクネヒトなりき。現に比公が嘗て社會民權黨の増長と社會黨法律とは、社會政策の計畫を必要ならしむてふ信念を鞏固にすと論及せし際に於ても、リープクネヒトは其天賦の確信を以て、千八百八十一年以來、社會民權黨こそ獨逸社會政策法律の原動者なれと主張したり(帝國議會速記録一四五二頁)。社會民權黨は諸黨の中、獨り、勞働者の友情を占有するものと信せるを以て、帝國議會、新聞、集會、檄文及び書籍に論なく、千八百八十一年以來常に全力を注ぎて、獨逸帝國の社會政策的立法に反抗し、反對の演説、議決、教唆を試みたるを以て、此法律に對する渠等の所謂此法律の「原動」なる者は、頗る事實と相背馳するを見る。唯黨人の言にして一理あるは、渠等の陰謀と犯罪とは、社會黨法律の發布に根本的刺戟を與へ、獨逸帝國は社會黨を脅迫するに所罰を以てせしと同時に、亦社會政策の温和なる恩賜と、實際的耶蘇教に入りたりと

曰ふにあり。然れども此妄論は、決して歴史的に、正當なるものにあらず。何となれば佛國との戦争に於て、獨逸國民の強大なる奮起に由り、過激なる世界主義の祖國無視派が、獨逸政治界の大舞臺より掃蕩せられし時に當りて、比公は既に帝國に於ける社會法律を案するの必要を知りたればなり。既に千八百七十一年、比公は社會黨の要求中道理ありと思惟せるもの、及び現時の國家及社會の秩序上實行せられ得べきものを實行せむとの意見を有したりき。又千八百七十七年即ち社會黨法律に思ひ及ばざるの時に當りても、公は經濟的缺點を補はんか爲め、疾病、災害及び不具者保險を以て、經濟法律の目的なるを看破し居れり。(ポーションゲル二卷十八頁)。而して社會政策的立法は、如何なる點に於て實施せらるべきものなるや、是亦公の毫も疑懼せざりし所とす。賠償法(ハントフリンゲル)の一朝煩苛なる證明義務等(ベイト)を設けてより、諸殖産工業上の負傷に對すること、鐵道負傷に對するよりも大に不便なるに至りしは、千

八百七十一年の帝國議會の自由派多數にあらすして、全く當時の諸政府及び諸保守派の逡巡せし咎なりとす。故に比公も亦不時の災害に關する法律の不完全なるは、労働者の爲めに最も有害なること、並びに賠償法を擴張するは、單に労働者の苦痛を致すべき賠償法の手續を複雑にするの結果を有することを知れり。是を以て公は、不時災害保險に就きて職業の種類を規定したり(ポーションゲル)。

比公は、千八百八十一年二月十五日、災害保險法の第一法案を聯邦會議に提出せり。數日の後、聯邦會議は先づ此法案を聯邦各政府及聯邦會議の委員會に交附するに決せしが、普國政府に在りては、普國經濟會議の意見を諮詢せんと欲しぬ。當時比西馬克は其の社會政策の方畧を腹藏なく發表するに踟躕するなく、現に千八百八十一年二月一日其意見を公にせり(ポーションゲル二卷千五百頁)。

如今恐くは十年間を要すべき一立法の開始に際せり、然り老人不具者保險法は爾後八年千八百八十九年に完成せしこと如何にも公の

言の如くなりき。公比西馬克は徐に戒慎前行するに決し、且つ數多の經驗を積みて公が本來の計畫を抑制せむとせり、兎に角事は猶初步に在り、積極的の方策に由りて、社會民權黨と抗争すべしとの約束は、極めて華實ならざる可らず。保險法は今や獨り災禍にのみ限らる可らず。公は國家の補助なくむば成立し難き事業に對して熱心に着手すべきは、國家の義務なるを確信せり。老者保險の意見何ぞ貫徹せられざるの理あらむや。若し夫れ勞働に堪へざるものにして、百馬克或は二百馬克の年金證書を得て退隱するを得は、其女或は養女も、同人の引受に就き決して苦情を鳴すことなかるべし。子息たる者は殊に然り。

聯邦會議(三月五日に於て)及び國民經濟會議が全然同意を表したる災害保護法の第一條は、左の要旨を含めり。此法律は危険なる職業、即ち鑛山、製鹽、石坑、工場、熔礦、造船に従事する勞働者を保護し、災害に罹れる場合に於ては、是に恩給即ち賠償を與ふことを規定す。一年の利益

二千馬克以下の營業監督員及び職務に斃れたる勞働者及其監督員の遺族も、亦此恩典に與るを得。此保險を貫徹せむが爲め、帝國保險局は私設保險業を廢棄して強制保險を施行すべし。保險配當金は、聯邦會議に由りて確定せられたる危険の階級(危險なる職業に從事する者を曰ふ)に應じて規定せしめ、又此保險金額は賠償の外、其官廳の諸費を辨するに足らしむ。千馬克以下の年給を有する勞働者に在りては、其雇主は三分の二、勞働者は三分の一を醜金すべし、帝國亦之が補助金を支出すべし。其危険なる種類の職業に従事するものは、其一局部内に於て組合相互の保險をなすは自由なりと雖も、其保險たる帝國保險局をして其損害を填充するに必要なる費用支出に迷惑せしむ可らず。災害の賠償は、其被害の第五週日より支拂はるべきものにして、其間四週日の無結時間(カレンツツアイト)は、病氣の時間として取扱はれ、疾病の種類として賠償せられざる可らず。災害の賠償は第五週日より被害者の休業期間中、被害者若しくは其寡婦遺兒に對する治療費及救災恩給を含蓄せり。勞働者に對して全く訊

帝國議會に於ける第一災害法令

其主要なる内容

帝國議會に於ける該法案

問し得ざる間は、其災害が自己の過誤に歸するとするも、帝國保險局の管理者は該労働者が故意或は不注意の爲めに招きたる凡ての災害に對しても賠償するの義務を有す。強制保險の責なき各労働者若しくは制定以上の保險料を得むと欲する者は任意の保險に加入するを得。』此の如く政府の労働者に親切なる盡力が、一般の賛同を博せしことは、千八百八十一年四月一日乃至四日の帝國議會第一讀會の既に證明せし所にして、彼の賠償法を擴張して獨逸帝國の社會問題を釋き得べしと信じ、進歩黨員すら之に同意を表せしに、唯怪むべきは、労働者無二の朋友と聞えたる社會民權黨が、斷然本案に反對せしことなりき。ベーベルは千八百八十年五月四日帝國の社會政策第一次の布告に際し、帝國議會に於て輕蔑的に喝破して曰く「速記録一五二頁、労働者の爲めに計れる公等の積極的規定は労働者が洪笑を以て迎ふる所なり」と。又リーブクモヒトは、千八百八十一年四月の議會に於ける災害法案の第一讀會に當り、隸屬的人間の教官として成存せる番人國、獄丁

國「速記録一四五二頁」の矯語を用ふるに至りぬ。然り千八百六十七年の全労働者を自由にし補助保險する獨逸の法律は、千八百八十一年迄は社會民權黨の反抗激昂に反對するの事情を有せしを以て、此眞理の朋友たるリーブクモヒトは、大膽にも附言して曰く、公等は何の時か全然可憐なる労働者の爲に盡せし所ありたる乎。公等は頃來初めて不平なる労働者の團體が社會民權黨に謳歌するを見たるのみ、吾黨は實に從來労働者の爲めに盡瘁したる惟一の政黨に非ずやと。此法案が執行せむと欲する強制保險の必要なるを承認するや、社會民權黨及進歩黨の外、諸政黨皆此法案に賛成せしと雖も、其意見に至りては皆區々として一定せざりき。比西馬克は斷乎として其所見を維持し、四月二日帝國議會に之を演述せり。然れども公は逐條此法案改良の必要に就きて演説したるものなれば、ポーションゲル二卷三〇一三頁、千八百八十一年二月廿一日聯邦會議宛の公の書翰、吾人は此法案各條の規定にあらずして、帝國宰相全體の社會政策に關する部分のみ

二月二日に於ける比公の演説

を抽出すべし、比西馬克曰く、

「余は、社會黨法律案が、余が注意を喚起せし以來、常に貴顯(即ち維廉皇帝)を云ふ及國民に對し、誓つて曰く、社會主義に道理の存する限り、此主義の弊原を勦絶せんが爲め、或は積極的處置に出でざる可らずと。余は五十年以來動搖せる社會的問題に依りて、吾人の子孫が完全純粹に成り行くべきを信せざるなり。如何なる政治上の問題も、決算表を帳簿に由りて造爲するが如く、完全なる數學的決果を得らるゝものにあらず。成立して或時間を占有する問題も、歴史上の他問題の下に、全く湮滅するは、實に有機界に於ける發達の方法なり。私意を挾むず感情を加へずして、此問題を採用するは、吾人の職分なりと確信せり、何となれば政府にして是を爲さざれば、果して何人か是を把握して整理すべき乎。余は信を淹滞の責は政府に在りと。抑も「放任非干渉主義(Laisser faire, laisser aller)」政界の「マンチエスター主義」進めば進む所を見止まれば止まる所に見る、起ち能はざる者は跌倒して

泥土に塗れひのみ、富者は貪り、貧者は奪はる等の主義は、國家殊に王國家長的國家に適用す可らざる者なりと信す。

比公は其語を續けて曰く、代議士ソヒテルは、充分に此法律の範圍(結果)を達觀すること能はずと。然り若し氏にして唯耐忍して是を待たんには、吾人は後來此點に於ける氏の期待と希望とに添ふを得るに至らむと。此災害保險法は、條例の地位より云へば、最も急務なるものなり、而して此法律以外に立ちたる災害に罹れる團體及職業は、其後相踵て立案せらるゝに至るべし。比公の理想は、全く法律の第一章が唯凡ての労働者が此くく賠償せられざる可らずと云ふにあらざして、各獨逸人を以て其目的とせるにあり。此の如く提議の規定の序言を總述せしの後、繼ぐに左の重要な言語を以てせり。

「今日の貧民法律、既に不具労働者の飢渴を保護したり。然れども人をして其老衰と其將來に對して充分の安心を與へしむる能はざるなり、余の意見に隨へば、尤も貧窮なる獨逸人が純粹に扶助を受くる

人よりも多くの権利を享有するが如きことを注意して把持すべき人権の觀念を維持するの意は、此法律に含有せらる。又被保險者は自己の財産を保有して自己の外、何人も之に容喙し、若しは之を奪去ること能はず、又是あるが爲めに渠を封鎖したる多くの窓戸を容易に開くを得べし、若し其支出せる補助金を其住家の外に持去することを得むには、其家に於て一層の厚遇に浴すべきの意、亦法律中に含有せられ居るものなり。大都會に於ける貧者の状態を觀察し、殊に地方に於ける貧窮社會を觀察實驗したるの人は、貧乏者が殊に身體虛弱にして不具なる場合に、繼母の家、若くは戚屬近親の下に、如何なる待遇を受くるかを觀察せば、共に目撃せる壯健の勞働者が、自ら、或る老廢の人が以前に住居したる家に零落すること、此の如く、其家の犬よりも憐れなる状態に陥るを見るは、實に恐怖すべしと云ひ居るを自白せざるを得ざるなるべし。如此きは從來屢起る所、若し其困難飢饉に迫りたる時は、此憐むべき不具者は、自ら如何なる防護の

手段を有すべきか。渠は實に之を有せざるなり、然れども若百馬克或は二百馬克を所有せば、其家族は渠を虐待する前に、必ずや淺慮の事をなさざるべし。吾人は若し毎日六或は五ターレルを與へんには、普國の從軍不具者に於ても當に其然るべきを視るものなり、然れども此金額は細慮なる妻が其金圓を支辨する食客を薄遇せずして、自由ならしめんことを熟考する場合には、其貧窶なる爲め稍不足なるを免れざるべし。故に余は言ふ、吾人は人権に關する法律を規定するに當りて、第一に、如此貧者を規定するの必要を有すと。

此目的を達せむ爲め、『或方面より曰へば此法律は吾人の事業の試験石といべく、又吾人の國家が率先して進むべき經濟海の如何に深きやを知るべき測量錘なり、諸氏は是を以て社會主義なりと呼ぶも呼ばざるも、余の痛癢を感じる所にあらず。人若し吾人の盡力を命名せんと欲し、又余が好むて受納せむと欲する所は、實用的耶蘇教と稱せんのみ。然れども吾人が口舌を以て人民に酬めんとするにあらずして、吾人の

實際的に渠等に保證せむと欲する所なるは、固より言ふを須るざるなり。」

帝國議會が此法案第一讀會の際に在りて、此法案の二大根底、即ち帝國の保險局、及帝國の補助金に協賛を與へざりしを以て、比公は又其演説に於て、此法律の實施が今日なるも、或は後日なるも公の關する所にわらざる旨を明かにせり。公は常に同論據を有せる新法案を作りて再三提出し、又千八百八十一年秋季の新選舉の際、之を選舉人に公布したり。此の如きにも係はらず帝國議會の委員會及議會は、五月三十一日六月十一日に亘れる第二讀會に於ても、六月十五日の第三讀會於ても、其意見を固守しぬ。此時に當り中央黨は帝國補助金、及び帝國保險局の何れに論なく、帝國の權威強大なるを示すは、其當に不利なるを視畏るべき一陰謀を企てたり。比公は五月二十三日委員會決議の後、責任を以て論じて曰く、

「先づ余は憐むべき勞働者が、災害の保險を自ら醸金するが如き法律

該法案の破棄

に署名せざるべし。固より余は此斬新重大なる問題に就きて、帝國議會と完全の一致を得むことを豫期せざりしと雖ども、其問題の事實的説明に重大の價値を置くものなり、又余が社會問題の實用耶蘇的解釋に就きて、正鵠を得たるや否やを主として知らむと希望するものなり。余の意見に據れば、社會民權黨領袖が勞働者の團體を誘惑する欺罔の約束、浮腫なる思想に勝利を博するの策は、國王たるものが、勞働者に同情保護を與ふると同時に、經濟的に弱者と被壓制者などを優遇する有効なる保證を爲すに在り。」

今や帝國議會は委員會の決議に従ひて、帝國補助金、及帝國保險局を否認し、爾餘の部分を保守僧侶の大多數を以て可決したりしも、比公はかくも損害せられたる法律案を拒絶せむことを聯邦會議に提議したり。同會議は六月二十五日此提議を議事に附せり。

要するに第一の災害保險法を破壊したるは、二要點則ち帝國補助金及帝國保險局に在るも、此二要點は實際第一法案の社會政策の要旨及

保險義務に比すれば、寧ろ附屬物なり、而して此要旨は帝國議會に於ける保守黨、中央黨、國民自由黨の大多數が正當なりと承認せしもの、是を以て比公は必勝を期して益此一大鬭争を進行せしめんと決意し、千八百八十一年六月二十二日ヘムニツの市參事員ホーベルなる秩序黨の議員候補者に、キッシンゲンより一書を與へて曰く、

「余は余の抱持せる經濟及び社會上の改革たる、自由黨の承認、或は他の政黨の意見と一致せざるものにあらざること、並びに自由黨或は保守黨の政策と反對せる見解、或は效力を有するにあらざる旨を、足下及足下の朋友より報告せられたる足下の選舉の概を見、衷心満足に堪へず。此改革は何黨に屬するに關せず、全獨逸人に有益なるの外、其他の目的を有するものに非るなり。」

同時に比公の親友博士アドルフ・フグネル教授は、千八百八十一年六月末其撰述演説に於てヘルベルト・ビスマルク伯の送れる書を引用し、比公は獨逸帝國の範圍内に施行すべき煙草專賣の利潤を勞働者の災

比公必勝を
確信す

千八百八十
一年新選舉

害保險法、及老衰保險に應用し、是を以て、家産相續權なきもの、財産を作らむとすることに公言しぬ。最後に比公は千八百八十一年十月二十七日の新選舉後、十一月二十一日、徹頭徹尾信實に比公の旗幟を保護せんと欲する「ボシソングル」二卷八三頁「ツァイツ」の愛國團體委員の保證に答ふる書中に、余は亦余の喚起せる思想の完全なる勝利を確信するものなり、然れども余は此際に余の箇人的協力の結果に於けるよりも、此思想内に存する眞理の明確なる勢力を信憑するものなり」と曰へり

吾人は、公より喚起せられたる思想の完全なる勝利を期する比公の信憑たる、千八百八十一年十月二十七日、帝國議會選舉の結着及、十一月十四日に決定せる九十七人の補缺選舉後、益強盛となりぬと評するの無根ならざるを信ず。此選舉結果は比公の社會政策には寧ろ絶望すべき觀あり、選舉期日の數週前、御用新聞たる「北獨逸普通新聞」及「地方通信」が、選舉期日は宰相及其社會政策の賛否に對する國民の判決を與ふ

るの日なりと稱道せし熱心なる公言をして轉た解す可らざらしめたり。此國民の判決は政府が最も熱心に反對せる共和主義の進歩黨及其別派をして二倍以上の數に達せしめ、是に反して穩和なる國民自由黨は九十七議員席を四十二に削減せられ、獨逸保守黨は自由保守黨を犠牲にして、僅かに以前の勢力を保ち、又多數を擁して跋扈せる中央黨は、六席を増して九十九人に上り、社會民權黨は九より十三人に増加したるの結果を呈せり。比公は此の如く獨逸國民代表者の形勢甚た不利なるを目撃せしと雖も、依然其確信と勇氣とを挫折することなかりき。公は千八百八十一年十一月十七日の有名なる帝國議會開院の敕諭に於て既に報せし如く、公の不屈なる精神と勝利の希望とに就き、無限に重大なるものあるを天下に明かにせり。

吾人はポーションゲル氏の言ふ所に據り、比公は獨り此主要なる思想の發頭人たるのみならず、復此重要なる歴史的法案の法式及理會の指導者たることを知る。當時皇帝は微症の爲め、此草案の要旨を敕語と

して帝國議會に述べらるゝ能はざりしに由り、其草案の立案者たる比公は、殊に敕使として是を朗讀したり。此莊嚴なる重要な報告は、皇帝比公間の討議のみならず、又皇太子と商議確定したるものなり、想ふに何人と雖も、此重大なる事業が八十四歳の高齢に躋れる皇帝の裁可の下に實行せらるべしと豫想する能はずして、未來の獨逸帝位相續者の同意を求むべきは、事情當に然るべきに似たり。帝國の社會政策に關して、敕語の示す所は左の如し。

「朕は既に本年二月の勅語に由り、社會的害毒を救ふは、獨り社會民權黨の侵犯を抑制するの手段に依るのみならず、又積極的に勞働者の幸福を増進する方法を講ずるに在るて、朕の確信を告げたり。朕は此職責を帝國議會に了知せしむるを以て、朕が國家に對する義務なりと信ず、又朕をして將來祖國に對して安堵せる連綿たる新市民を得、及補助を要する人民に對して安全満足を得せしめしを感ずるの域に達せしむるを得ば、朕は無限の歡喜を以て上帝が朕の政府

千八百八十一年十一月十七日の勅語

に下し給へる慶福の結果を回想するなべし。朕の此點に向ける盡力に就きて、朕は必ずや聯邦政府の同意を得べく、又政黨の異同を論せず、帝國議會の賛同を得べきを信するものなり。」

「此精神により營業の災害に對して、労働者の保險を目的とせる（聯邦政府より前議會に提出せられたる）法律案は、其新討議に資せむが爲め、彼帝國議會に起りたる交渉に鑑みて、其改造に供せらるべし。此法律は共に労働者の疾病を保險する提出案に由りて補全せらるべきなり。然れども老衰并に不具の爲めに労働に堪へざるものは、一般に渠等が從來恩恵に浴したるよりも、高度の國家救助を要求するを得べし。此救助に對する正當なる方法を發見せむことは、一大難事なり、然れども是れ實に耶蘇教國民の道義上に基ける社會最高の任務たり。」

勅語の結論に曰く、既に告示せし社會及政治上の改革に對する諸布令の豫定は、從來完全なる材料を供給せずして等閑に附せられたる、

職業統計

第二災害保險法案

帝國々民の職業統計に據れり、隨て帝國議會は此職業統計を實行すべき規則の成立に賛同せらるべきなりと。尙ほ曰く、此廣大困難なる職任の解釋は、固より一會期の短時日に於て成功せらるべきものにわらずと雖も、朕は上帝と人類とに對して、其直接の結果に顧慮するなく、此職責と其解釋とを達するは、朕の義務となりと信せりと。此一大經綸の宣告も帝國議會が沈黙の裡に聽聞し去り、何等の喝采を爲すなかりし事實は、實に吾人をして感慨に堪へざらしむるものなり。然れども比公は其の勅語の言ふ所を實にせむが爲めに、着々是が實行を計れり。千八百八十二年二月帝國議會の協賛を経たる職業統計を實行するの法律に由り、其統計上二百万の労働者が屬する計算の基礎を得るや、政府は同年五月に於て労働者の災害保險に關する第二の法案を提出せり。此法案は帝國補助金の給與及私立保險法の廢止を包含せしと雖も、唯一の帝國保險局の設立は削除せられたり、是れ之を設くるも、該事件の洪大なる範圍を支配する能はざるのみならず、又

管に官廳的器械的の弊を生ずるを以てなり。然れども此新法案には帝國の保險局の代りに交互間の保險法立案せらる。是れ實に各危險の階級に於ける賦課法を以て根據となせるものとす。勅語の明言したる組合的團體は、全帝國の地方に由りて區分せられたる労働者同盟を造る方法を以て實施せらるべし。而して此労働者同盟は、常に權力ある廣大の地方行政區及危險の階級を包含し、又自ら其事務を處斷すべきものたり。此地方營業組合の下に立たざる工業及營業は、各危險の階級の小區分に由りて、一の労働者團體を組織すべし。保險配當金に對する醜金は排除せらるべきを以て、該配當金は全く請負者及帝國補助金に由り辨せざる可らず。即ち災害の賠償は、其六割は其被害者の屬する危險の階級の請負者より、一割半は營業組合ベトリフツグゼンシャット或は營業團體ヘルムツグより、二割半は帝國補助金より填補せらるべきなり。

政府自ら千八百八十年帝國議會に拒絕せられたる災害保險法案が、餘り官府的に立案せられしを認知せしとせば、再び議會が此第二法案

同法案破棄せらる

千八百八十四年の第三法案

其内容及帝國議會に於ける修正

〔災害保險法の組織を以て紛亂面倒を極むるものなりと非難するも亦怪むに足らず。之に加ふるに諸政黨が比公の宿論たる、帝國補助金に反對せしに由り、此法案は既に委員會に於て消滅に歸せり。〕

千八百八十四年に至り、第三法案を基とせる重要な法律に對し、初めて政府及帝國議會間の協同を生じ來れり。此新事業は其成功せざりし先例の經驗、及び千八百八十二年の職業統計が、此立法的計畫に與へし重要な基礎を利用したるものなり。此第三法案は先づ前二法案の遺漏を整備せる印象を呈し、義務保險の範圍を其賃銀、財産、或は歲入二千馬克に上らざる從來責任を有する職業鑛山製鹽石抗採鑛業造船工匠織物燐礦業に限れり。尤も同案は既に、特別法を以て災害保險の擴張を一般の工業者に及すの希望を抱けり。保險の條件は死亡を生ずべき損害に對する賠償にして、此法案に據れば其職業收入三分の二以下の災害恩給は被害後十四週間にして、悉皆拂渡さるべく、皆濟迄は疾病金庫より僅少の補助金を以て保證せらるべし。然れども保守

黨中央黨との調和により、國民自由黨は此無給時間を四週間に制限するに至りぬ、此の如く訂正せられたる法律に依りて、病者は治療を得るのみならず、更に被害の後四週間より十三週間迄、職工請負人の出費を以て、罹災者に貸金の三分の二以上を支拂はるゝものとす。

然れども此法案は前二法案を破碎せしめたる二個の難問題即ち、保險の引受人は誰人なるべき乎、如何なる方法に由りて、災害保險の組織は形成せらるべき乎の二點を、巧妙簡單に解釋せり、是れ他なし、此法案は營業組合なるものを以て、義務保險の一切の引受人となし、又其形成變更、自治法律に對して、最大の自由を保證したればなり。

職業組合即ち其危険の階級の營業請負人は、其勞働者の爲めに相互に災害保險組合を形成せり、此組合は法人の權利を有せるものにして、其債權は唯組合の財産に屬し、各組合員の私産に屬せざるものなり。職業組合より支出せる賠償の總額、及管理費用填補の方法は、保險者の職業に値せる報酬、俸給、及合法的危険税の標準に隨ひ、會員が年々出金

せる賦課金に由りて支辨せられたり。是を以て比公宿昔の持論たる帝國保險局及帝國補助金は削去せられ、徒らに中央黨の主張せる煙草專買の拒絶をして其功を奏せしめぬ。是より職業請負人は獨力を以て災害保險一切の重任に當らざる可らず、是れ實に千八百八十年以來比公可望むべからざる事なりと主張せし所とす。然れども帝國は此法案の運命を實行するに就きて、補助を與へたり、即ち最初に郵便局金庫より全體の災害恩給を立替へ、爾後職業組合より辨償せらるべく、第二に郵便局は責任者の賦課金取扱ひ、第三に職業組合が永續して、其義務を果す能はざる場合に、帝國が代り辨すべきものとせり。此場合の有無の決定は、一に聯邦會議の權に屬しぬ。此法案は其職業組合が、全帝國に普く設立せられて、一切の職業を包括するの方針を執りしも、此に關する議會の討議進行中、職業組合は全帝國に普及せらるべきものなるか、或は各聯邦の範圍内に制限せらるべきものなるかの讓歩を中央黨に爲さざるを得ざりき。

職業組合の形成及變更は、既に論せし如く、出來得る限りの自由を與へられ、其内部の管理及整頓の如きも組合が單獨に其會員全體の會議（組合大集會）に由りて決定せられたる憲法に依りて支配せられたり、此憲法は理事の撰定及び其權限の範圍、組合大會の召集、及被召集者の投票權、組合の負擔に對する分配の標準等に就きて規定せざる可らず。之に加ふるに各組合は工業及營業の種類に對し、又是と關連せる災害に適應する危険の階級を形成し、又此階級に由りて賦課金の額を分類せざる可らず。之に關する決定は、帝國保險局員の認可を経べきに由り、此法案は職業組合に對して帝國の監督を仰ぐことを計畫しぬ。然れども帝國議會の委員會及總會に於ては、監督は各邦政府の主權に屬せずして、帝國保險局或は各邦保險局に讓るべしとの溫和なる中央黨の注意に讓步せざるを得ざりき。之に反して帝國議會は、其第三讀會に於て、國民自由黨の助議に由り、事實に基ける權利の約束を市民に擔保せむが爲め、重要なる場合に於ける此官職を二人の裁判官に附與せ

むことを議決せり。此法律に由りて指示せられたる事項外の者に就きては、會員は賦課金を徴せらるゝこと無るべく、又組合の財産を流用せらるゝこと無るべし。組合の會員は組合簿に於て採用登録せられたる受負人なり。

尙此法案は労働者委員、及審判者に就きて規定する所あり。此中労働者委員の權能は、災害の審査、並に帝國保險官吏の任命に際し、其參與に由りて著しく擴張せられたり。組合或は組合の數部に分るゝ時には、各部に對して労働者委員を設けられ、労働者委員の形成せられたる各範圍に對しては審判官を置けり。審判官は一人の議長と、四人の陪審官より成り、審判官長及一人の代理者は、各邦中央政府の官吏中より任命せらるべし。二人の陪審官及四人の代理者は、組合の法案に從て任命せられ、他の二人及四人の代理労働者委員中より四年の任期を以て選舉せらるべし。

然るに此法律の規定に對して、工業者の大多數より激烈なる反對起

れり。即ち彼等は若し職業組合と共に労働者委員を造るとせば、此委員たる、社會黨の煽動及び階級の利己心に由り、職業組合に比して委員の過多なるに至るべしと反對せり。然らば階級の反目は調和せられずして、却て激烈なるに至るべく、又労働者自らは職業を爲すに就きて好意の發表を渠等に要求するものと了解すること能はざるべし。殊に危険の職業に最も肝要なる人間の訓練は、忽諸に附せらるゝに至るべく、種々の煽動は此委員間に侵入し影響を及ぼし易きに至るべし。國民自由黨を初め、帝國議會委員會に於ける中央黨も、此意見を參酌せしが、遂に政府と一致して之れを排斥するの理由を發見しぬ。是を以て人々委員會に於て、労働者委員を全く削除せしに拘らず、彼等は又労働者組合の上に、組合主事を置きて營業請負人及労働者の代表者より同數を以て任命せらるべきことを議決せり。殊に奇異なる顯象は、千八百八十四年六月二十日帝國議會の總會に於て、委員會決議案討論の際、徹頭徹尾此法案に反對せし獨逸自由思想

派、人民黨、社會民權黨員等が、政府提出案、即ち、労働者主事の復活、及委員會より提議せられし、労働者の代表の廢棄を希望したると是なり。然れども此動議は七十七票に對する百五十三票を以て否決せられたり。實にベルン大學教授テュルレーデル氏の如き自由思想を有する専門家の(既述の)判断の如く、委員會決議可決の後、其選舉されたる代表者に由りて労働者の參與權が、完全なる標準に隨ひ確保せられしことを見るべきなり。此參與は同業者の利害上二點に於て殊に重要なものあり、即ち災害の公告及審査(第五十一條)及災害の豫防に對する規則の公布(第七十八條)是なり。職業組合は即ち此豫防規則の勵行實施上、危険甚き階級に於て虐待せる營業請負人を廢し、或は其醜金をは賦課金二倍の總額に増加し、并に反抗する労働者に六馬克の罰金を課するの權限を與へられ、此等の罰金は總て疾病者扶助金に充てらる。少しも醜金を出さざる労働者は自然に組合に於ける金錢上の管理以外に拒絶せらるゝものとす。

災害の恩給金は故意の災害を除くの外總て差留めらるゝことなし。全く職業に就く能はざるものは、其仕事に對する賃金の三分の二、一部丈け勞働に適せざるもの、或は死亡の不幸に罹りたるもの、遺族は、其賃金の六割以下を支給せらるべし。既に論せし如く治療及埋葬の費用も亦之に準ず。災害賠償の確定は警察官の災害驗査に従ひ、職業組合の機關、是が責任を有す、審判官は其要求に對して是が判決を下し、重大の災害に於ては、帝國或は各部の保險局、是が裁斷を下すべし。各職業組合の規定は、又其受負人の保險及保險の義務なきもの、保險をも托するを得べきなり。

是等全憲法中、災害保險法は、最價值ある社會政策上の進歩にして、帝國議會の急進黨、獨逸自由思想派及人民黨も敢て非難する能はざるものとす。獨逸自由思想派の反對せし所は、絶對的反對の社會民權黨は今省く主として此法律の二新條項、即ち私立保險の廢止及賦課方法に在り、而して兩者共に國民自由黨の鋒々たる論客の援助する所となれ

り、殊にオエヘルホイゼル及ブールの如きは、私立保險の自由競争に論及しぬ。然れども比公は國務大臣ポエチヘル氏に援けられて、斷然災害保險事業に私立保險の關與するに反對せり。何となれば此私立組合は高價の配當金をのみ注目し、全體の災害に際して渠等の義務を實行するに就きては、嘗て何等の保證を與へしことなく、或は最危険なる階級の保險義務を解散の決議に由りて避くることを得べければなり。此等の意見は政府が讓歩の條件を以て獨り交渉したる保守僧侶連(即ち議會の大多數者)の全然同意する所となりしに由り、帝國議會委員會の第一讀會に採用せられし籠絡的動議、少くも私立組織の退守的保險も第二讀會に於て否決せられたり。

賦課法に就ての問題は、此法案中第二の重要なる問題なり。此法の基礎は毎年出來する一時的實際上の必要に應じて全額を支出せむとするにあり。反對者は補充方法オプレングを建言せり。此方法に據れば年々保險法の原則に従ひ生ずる義務の永遠の補充に應ずべき總金額が、直に

支出準備し置かれざる可らずと云ふに在り。補充法論者は賦課法を以て未來の害毒を殘さむが爲め現在の負擔を免じたるものとし、不當なる否不道德なるものと呼べり。獨逸自由思想派議員、マックス・ヒルシュ博士は千八百八十四年六月十九日大膽にも聲言して曰く、余は獨逸祖國の名譽とならざる此危険なる處置をなすことに就き、帝國議會に忠告を與へざる可らずと。然れども此方法も亦實際此の如き新奇なる大保險事業の手續として、固より良好の處置なりとす。唯該法律の性質を知らむと欲せざる者のみ賦課法を以て、未來の害毒を殘さむが爲めに、現在の負擔を免ずるものなりと論せり。是れ他なし、彼等の意見たる、此法律にして存するとせば、未來に於て是等の支拂の義務を有する營業受負人は、補充法論者の説に據らむか、過去に於て、負擔を免れたる財源より支拂はざる可らずとすればなり。然れども千八百八十四年以後の經驗はヒルシュ議員の預言をして杞憂に屬せしめ、毫も此法律の實行に由りて、我獨逸祖國の名譽を毀損するなかりき。此時に當りて

國民自由黨の其多數は、賦課法に同意を表せしのみならず、之が必要愈々顯著なるに際し、反對者の所謂「確固」の缺乏せる點を保證する方法を案せり、即ち渠等は、職業組合は豫備資金（レゾルブメント）を集積せざる可らずとの動議を提出して是を貫徹しぬ。尙其形成増加、流用等に就きては、該法律の第十八條に於て精密に規定せられたり。

此くて災害保險法案は、千八百八十四年六月二十七日帝國議會の決議に際し、獨逸自由思想派、人民黨、社會民權黨に對する自餘の全票を以て可決せられ、千八百八十四年七月六日の帝國官報により、法律として公布せらるゝに至れり。斯に論じたる原則は、此法律實施に當りて、政府及帝國議會共同の希望が速に現實にせられしに徴するも、到る處満足の効果を呈したるを知るべし、即ち此法律の恩澤は、實に自餘の保險階級に適用せらるゝに至り、爲めに次年に於ては、保險階級は一層著名なる擴張をなせり。又千八百八十五年五月二十八日の法律は、災害保險を運送業に擴張し、翌年五月五日の法律は、農業及林業に従事する人

千八百八十四年七月六日該法律案の確定

民を災害保險の範圍中に加入し、同じく三月十五日の法律は、職務上災害に罹れる軍隊の士卒に對し、同様の扶助賠償を適用し、終に翌千八百八十七年七月十一日及十三日の法律は、建築に従事するもの、漁業者、及其他航海に關する勞働者役員等に、災害保險の利益を賦與するに至れり。

災害保險法の如く重大ならざる病者保險法は、是より先き既に成立し、爲めに千八百八十一年十一月十七日の勅語に於ける第二社會政策の約束をして實行の緒に着かしめり。此法案は千八百八十二年五月八日に於て聯邦會議の協賛を得、五月十五日十六日帝國議會の第一讀會に附せられたり。帝國議會は滿場一致を以て、此法案に同意を表し、更に是を彼の確固たる第二の災害保險法案を討議すべき同意の委員會に交附せり。初め此兩法案は吾人の上述せし如く、災害保險法案が敗滅後十三週間、即ち無給期間は、疾病金庫に交附せらるべきに由り、其連結の必要ありしも、熱心勤勉なる帝國議會委員會は、彼の第二災害保

千八百八十三年六月十五日病者保險法

險法が實行せられざるに至るべきを覺りて是を分離し、病者保險法案の討議に其全力を用ゐたり。之に當りし委員五十三人中、政府よりは該二法案の立案者たる樞密顧問官ローマン氏を出席せしめぬ。此くて委員會は千八百八十三年帝國議會の耶蘇復活祭期中、屢休暇を廢して集會し、以てマルツァイン、ギョルツ兩議員の細慮熱誠を以て起草せし報告を歓迎協賛せむを期せり。此故に帝國議會の總會に於て第二讀會は、千八百八十三年四月十九日より三十日迄、第三議會は五月二十三日より三十一日迄に起り來れり。此法律は兩讀會に於て九十九票に對する二百十六票の大多數を以て可決せられ、此少數中には獨逸自由思想派、分離派（ヴェルヒンゲン、フレイム、フレイム、フレイム）の大部及社會民權黨をも含めり。千八百八十三年六月十五日帝國官報を以て布告せられたり。

當時の輿論は、此く完全したる勞働者疾病保險法の公布を以て著大なる進歩なりとせり。從來一家族を養はざる可らざる勞働者が、長く病床に在れば、其家族補助の道なき爲め、一家を擧りて窮乏に陥らしめ、

加ふるに病者に對して特別の扶助なきより、隨時充分に醫師の治療を受くることを得ず、引て其病氣をして益々重症に陥らしむ。偶々僅少の貯蓄あるも、忽ち自己の費用及家族の維持に拂ひ盡され、職業用具家産亦た賣拂はれ、家族は坐して飢餓の淵に沈むに至る、乃ち公衆の補助を請ふも、是れ遂に施賜の不名譽なる法式結果の下に忍ばざるべからず。されば長病より快復したる労働者をして、從來占め得し境遇を復する能はざらしめ、爲めに多くの労働者にして重病に罹りたるものは、完く職業に適せざるに至り、一生涯窮苦に陥らざるを得ざりき。

疾病保険法は實に此の如き危険なる状態をして消滅せしめ、且つ疾病の場合に俸給或は賃金を有する一切の人民に對して強制保險法ソワングスヘルツヘルツを實行するものなり、即ち此等の人民とは(一)鑛山、製鹽、石坑、採礦、織業、船匠、鐵道、内國汽船業、熔礦業、及農業、(二)手工、其他立業、(三)汽罐或は元素の力(風水蒸氣、瓦斯熱氣)に由りて運轉せらるる機械の應用に屬する職業に従事するものを曰ふ。其他に關しては吾人既に補助金庫法律の條に論

せし原則を保持せり。即ち金庫の強制にして、強制の金庫にあらず。法律は労働者を強制して、自ら疾病の保險を爲さしむるも、之を爲すの金庫は労働者の自由に任するものとす。然れども強制保險本來の負擔者は、市町村なり。何となれば疾病の際、保險の義務を有する労働者を補助し、若くは地方の疾病金庫を設立するは、本市町村の負擔すべき所なればなり。此事たる、更に法律的規定に由りて明示せらる、即ち特別の疾病金庫の成立せざる市町村、或は労働者の數が未だ一の金庫を建立するの資力を有せざる市町村にありては、共同疾病保險を起さしむるの法なり。尙此法律中には、若し疾病金庫の資金が、此等の義務を遂ぐる能はざるに當りては、組合の金庫は疾病に罹りたる保險義務を有する地方の労働者を補助せむが爲めに、疾病金庫に拂戻すべき前貸金をなすべきことを規定せり。

組合及疾病金庫は一般に病氣の始めより自由なる醫師の取扱藥劑、眼鏡、綑帶、及其他治療の必要品を保險者に與ふべし。其他職業に就く

能はざるときは、疾病の第三日より向ふ十三週間は、各労働日數に對して其地方に行はるゝ賃金の額に依り、治療費を支給せらる。其地方に行はるゝ日給の百分の一半は、同時に労働者より出せる保険賦課金の基礎を形成し、其賦課金の三分の一は、雇主が自己の財産より支拂はざる可らず。組合が獨力を以て疾病保険を引受くる間は、自己の手を以て是が整理の任に當るべし。殊に是等の組合に在りて、法律に従て、保険義務に加入を許すは、社會政策及び他の利害に關係を有せざるなり。然れども組合は既に述べし如く、一個或は多くの地方疾病金庫（プラントクランゲンカッセン）の設立に由りて此負擔を免れ得べし。地方疾病金庫は、凡て同職業なる労働者の連合して獨立に設立せる團體にして、法律上金庫の維持に必要な會員の數（少くも五十人）現在せば、直に實行することを得べし。既に他より保険せられずして、保険するの義務を有するものは、此金庫組合に加入し、並に其地方に於ける事務を擔當せざるべからず。地方疾病金庫の事務は、理事總會賦課の義務ある雇主の權利、被保者の階級補助

の方法事情の規定を包括せる金庫規則に由りて支配せらるべし。其金庫の完全なる自治及其職務は、地方疾病金庫員の權利に屬す。既に此法律發布前に存在せる労働者疾病金庫、會社製造業工匠金庫、及獨立の補助金庫は、其權利を減削せらるゝなくして、依然成立することを得べし。又雇主に限り、労働者保険の配當金に就きて、獨立補助金庫に少も負擔の義務を課せらるゝこと無るべし。此規定は獨立補助金庫の方針に於ける唯一の信用すべからざる法律上の謬見なるに似たり。此法律の發布後、政府及代議士に對して、社會民權黨が、憤激せる抗議を擡起し來りたるが如く、社會黨憤怒の産卵所なり、燒點なりと思はせしは、決して理由なきにあらざるなり。然れども立法者は、又大なる請負人或は雇主に疾病金庫、製造業或は營業金庫を獨立に設置すべきを奨励するの利益及び權利を有せり。隨つて此法律は工場金庫或は手工金庫が五十人の労働者を使用せる場合に、一般に設立すべきことを規定しぬ。常に百人以上を使用する多くの營業請負者は、共同疾病金

庫を設立することを許可せられしも、是に反して特別疾病の虞ある職業に就きては、五十人以下の労働者組合なりと雖も、特別の疾病金庫を設立すべきことを規定せり。此約束を遵奉せざる雇主は、各労働者に對して其賃金の百分の五以下を共同疾病金庫或は地方疾病金庫に拂込まざる可からず。最後に財産なき市町村組合が其組合の範圍内に於ける鐵道、運河、河川、堤防、道路或は城堡等工事の際、異變の生ずことあるに當りて、其病者保險及び補助の義務上、夥しく流注し來れる労働者を引受くる能はざる危険に、豫備するは必要の事たり。故に該法律は此の如く労働者の多數が就職せるに當りて、其工業支配人は一層權力ある政廳の指令に従ひ、工業疾病金庫を設立せざる可からざることを規定しぬ。

凡て此等の金庫製造會社、工匠、工業金庫は、其被保者に對して少くも組合保險と等しき補助を保證せざる可からず。然れども労働者一日の賃銀三馬克を超過せざる限りは、其地方習慣の日給の代りに保險階

級の平均賃金を支給すべきなり。次に平均日給の二十種の總計中、埋葬料なるものあり。此金庫の效能は其力量に應じて増進せらるべく、賦課金は被保労働者の平均日給に準じて計算し、又其必要に應じて徴集せらるべし。而して其最高額は日給料の百分の二を要求すべきなり。

尙保險義務に對して責任を有する代表者は、一般に雇主なりとす。是れ渠等は保險の義務ある労働者の報知を注意し、怠惰なるものを所罰し、労働者賦課金の三分の一を自辨せざる可らざればなり。

此法律獨逸帝國に於て社會政策の一大新路に達したるを歓迎せる獨逸國民の優勢なる多數に反對して、不平を唱へし者は僧侶黨及び社會民權黨の機關新聞なりとす。伯林の「目耳曼」は千八百八十三年九月二十五日の紙上「比公の社會政策に反對し、中央黨の社會政策を發表し、團體的組織」即ち加特力組合及同胞主義を以て、社會政策の根柢となさざることを攻撃せり。加特力教會の團體的組織が惹起せし花々しき

反對の潮流
越山黨
民權黨
社會

過失は、屢現時の社會問題の一部を解釋せむと欲することを自負せしと雖も、白耳義西班牙等に實驗せられたる「價侶的社會政策」を獨逸にも行はむとするは、決して首相の首肯する能はざる所とす。現に比公の機關「北獨普通新聞」は、巧に「日耳曼を翻弄する所ありき」。

然れども社會民權黨は、既に千八百八十二年十二月十三日の頃、フオルマル氏をして「勞働者階級の改善に對する大盡力を以て、瑣細改正彌縫リツクナリなり」と公言せしめたり。議會速記録七六二頁。但しフオルマル氏は當時、社會民權黨は常に主として政治上の權力を争ふものなりとて、高價なる讓歩を放棄せり。

同日社會民權黨の鹵莽なるフランコニア代議士グリーレンベルゲルは政府の「榮譽」を疑ふと放言し、議會速記録七〇〇頁。リブクテヒト亦た千八百八十三年一月十三日、渠等の社會政策法律は不用なる規則なりと罵れり。又紳士の資格なき同黨の狹量者、カイゼル氏は、千八百八十一年十一月十七日尊嚴なる勅語に對して、社會民權黨が

帝國の社會政策的立法に對して抱持せる輕蔑の語を加へ、尙翌年一月十一日帝國議會に於て、彼等は唯勞働者に對して奴隸的滿腹と、著名なる普國軍用麵包の滿腹を興へむと欲するのみと呼へり。然れども翌千八百八十三年四月二十三日、氏が、疾病料を受取るが爲に、勞働者に不名譽の印象を刻するに至らむと主張せし如きは、寧ろ獨り自ら辱しむるものと謂ふべし。此種の言論たる、吾人は實に社會黨の論者自身の面目を害するものなりと斷言せん。何となれば帝國の社會政策に對する社會民權黨領袖の憤怒激昂は、明に卑屈なる主張を以て此法律の功德を勞働者に憎惡せしむるに出でし企謀なるを表示するものなればなり。蓋し此等領袖が此舉に出でしは、各勞働者が社會民權黨の空漠にして捕捉すべからざる約束預言よりも、此帝國法律の效果に由りて百倍の利益を蒙るべく、爲めに其預言をして益悻悻矛盾せしむるに至るを知りしに由るべし。此見解は社會民權黨が千八百八十三年八月群衆を會し、同年六月十五日に宣言

せられ、同年十二月一日より實施せられたる疾病金庫法律に反對なる煽動を始めしに當り、始めて明白に其正鵠に中れるを知らしめたり。

殊にペーベル氏は十月二十一日ユルンに於て演説を爲し、労働者をして獨り社會黨の獨立補助金庫の羈絆下に屈せしめむが爲めに、渠等に對して此法律より遠からしめんとて論客的盡力を公然吹聴せり。是れ此等の金庫が唯仲間の掌中にのみ在るは、公然の秘密なればなり。ペーベルは從容として是を辨明し、且つ此倉庫は吾人の遠大なる目的に對して益補助煽動の手段となるべきなりと曰へり。千八百八十四年疾病金庫法律既に實行せられ、災害保險法案將に完全に近づき、仲間間に於ける廣大なる缺點を破棄せむとせるに當り、帝國の社會政策に反對せる顛覆者の憤怒が著しく増大し來りしは實に自然の勢なりとす。這般の事情は千八百八十四年三月十三日フォルムル氏が帝國議會に於て災害法律の第三法案に就き論辨したる調子に

由りて看取するを得べし。

「歴史は此法の繼續久さに亘るに隨ひて益汚さるゝものなり。人々皆過分の約束となしながら、一も得る所なきの感を生ずべし。吾人社會民權黨員は常に一新階級、即ち特權ある労働者階級の創造に心力を竭さむと。此言甚だ可何となれば社會民權黨なる小麥は、凡の労働者が均しく窮迫無聊を感ずる時にのみ開花するものなればなり。曰く針小棒大に吹聴せられ、憐むべき失敗に沈淪し、悲むべき破滅を蒙れる名稱にして、未だ社會改革名稱の如きもの千八百八十一年十一月十七日の教語に就て曰へりはあらず……と。千八百八十四年三月二十日ハーゼンクレーフル氏は空論をなして曰く、此社會政策法律は毛織を水に浸さずして洗濯せむと欲する實驗に過ぎざるなり。ペーベルも亦同しく比公を侮辱して曰く、吾人は社會改革に於ける教師なり、比西馬克は生徒なりと。然れども比公は大胆にも、余は此教師が其生徒より愛慕せらるゝこと能はざらむを恐る」と

該法律の光榮ある結果

災害保險法の結果

翻弄せり。然り、實に社會民權黨は、政府の社會政策に愛慕せらるゝ能はざりき。今や新法律の德澤は年を逐ふて幾千の獨逸労働者に光被し、頑迷不靈の徒と雖も感銘せざるを得ざるに至れり。先づ災害保險法の結果に就きて信憑すべき材料は、獨逸帝國年鑑の員數及結果、並びにゲオルグ・フオン・マイル氏の「普通統計録」に掲ぐるファン・デル・ポルクトの編著なりとす。此等の材料に據れば、災害法に由りて補助せられたるものは、千八百八十五年の終りに、總計三百二十四萬八千六百六十二人に達したり。然れども千八百八十六年には三百七十二萬五千三百十三人に上り、千八百八十七年には四百十二萬五千五百三十七人、千八百八十八年には千三百四萬三千六百七十八人、及千八百八十九年には千三百三十七萬四千五百六十六人に上れり。最後二年間に此の如く莫大の數を現はしたるは、此法律を農夫及び職工に適用したるに由る。千八百八十九年に在りては、災害の爲めに獨逸帝國に保險せられたる労働者、及び役員

凡そ千三百萬以上の大數に達せり。然れども此法律は獨り既發の災害の賠償のみならず、又災害の豫防を目的とせるものなるを以て、或時期の間、災害の豫防に對する支出の數を知るは甚だ必要の事なりとす。

年 度	職業の監督	災害豫防規則の發布	不幸者配與金及災害の防止及最初の十三週間に於ける治療費	總 計
一八八六年	五四九四二・九六 ^{馬克}	一四八〇二・〇九 ^{馬克}	一九〇・〇〇 ^{馬克}	六九九三三・三三 ^{馬克}
一八八七年	三一八一七・八〇	三五五六八・三二	七九〇二・六八 ^(配與金の分)	三六一五八八六一
一八八八年	二九七四五・八九	二五八八七・六三	五〇三九・六八	三二八三八・六〇
一八八九年	二七五六四・九〇	一八三六七・七二	七五七六・一九	三〇一五八八・八一

又報告の上賠償せられたる災害の數は左の如し、即ち工業農業の同業組合、保險局及工業保險に關するものと知るべし。

年 度	報 告	賠償せられたる總員	報告せられたる災害に於ける賠償の百分率

一八八六年	一〇〇一五九人	一〇五四〇人	一〇・五
一八八七年	一一五四七五	一七二〇二	一四・八
一八八八年	一三八〇五七	二二二三六	一五・四
一八八九年	一七四八七四	三二四四九	一八・〇

前表に據りて之を考ふるに、報告せる被害者の數は、常に増加しつゝ、あり、賠償者の數も、報告せられたる被害者と賠償者との比例も亦た常に増加をなせるを知るべし。然れども此事實は寧ろ幸福とすべきものにして、不幸とすべきものに非ず。何となれば災害の數は、寧ろ此災害法が漸く立法者の素志に近寄れることを顯すものにして、被保者増加に伴ひ、災害も亦増加したるに非ざるを證明せるものなればなり。千八百八十六年は、斯業新設の時に際せしを以て、何處にても後年の如き確實敏捷の處置を執ること能はざりき。然れども其間猶賠償認定の必要に關し、又業務を執る能はざる程度に關する原則(勞働社會の)並に審判官及び帝國保險官の權限確定せられたり。故を以て今や豫審

法院は其初めに於けるよりも、報告せられたる被害者に一層賠償すべき傾向を有するに至れり。獨逸の災害保險が災害を増加するの結果を有せしや否やは、千八百九十一年九月ベルンに於ける万国災害會議インテルナショナルコングレスに由りて略、其真相を知るを得たり。

老練なる判断者(殊に樞密顧問官ベネチケル氏)當時獨逸帝國保險局長官は獨逸保險法成立の初年に於ける統計の結果を以て、災害の増加せしものと認定するの件を駁せり。他なし是れ最初は被保者の範圍に新營業を編入せし爲め、災害平均數の報告遷延せしが、其後、災害の全數に相應する夥多の報告漸々發生し來り、且つ最初に在りては報告甚だ不同なりしものありしを以てなり。奥國の代表者は、國災害保險の效果に就き、最初の經驗を報告して此理由を完全に證明することを得たり。

人若し賠償せられたる災害の結果如何を知らんと欲せば、左に記せる全災害保險の總數を見るべし。千八百八十七年に於ては被害者

万七千百〇二人、死者三千二百七十人なりしも、次の二年間に於て増加せしこと次の如きものあり。

年 度	賠償せる災害者の總數		其中失命の結果を有するもの		引續き職業に就く能はざるもの		其中幾分の職業を執り得るもの		其中一時職業を執る能はざるもの	
	總數	割合	總數	割合	總數	割合	總數	割合	總數	割合
千八百八十八年	二二二三六人		三六九二人	(二割七四)	二二二六人	(二割〇四)	一一〇九七人	(五割二三)	四三三二人	(二割九九)
千八百八十九年	三二四四九人		五二六〇人	(二割六七)	二九〇八人	(九分三)	一六五二七人	(割二六)	六七三四人	(二割一四)

全體に就きて之を曰へば、死去或は引續き業務に就く能はざる災害に陥りたる者、千八百八十六年に四割三分、千八百八十七年には三割七分六、千八百八十八年には二割七分八、千八百八十九年には二割五分九、千八百九十年には二分四割なりとす。故に五年間に其状態一變し、二倍の善良なる結果を生じたり。又死去の場合即ち致死の災害は其數漸々減少しつゝあり。是れ左の概表に據れば、職業同盟組合が千八

百八十六年より八十九年迄に賠償せる數を知ることを得べし。即ち賠償せられたる罹災者は左表の如し。

年 度	致死の結果を生じたる場合		引續き全く職に就く能はざる場合		幾分の職業を執り得る場合		一時職業を執る能はざる場合	
	總數	割合	總數	割合	總數	割合	總數	割合
一八八六年	二四二三人		二五四八人		三七八〇人		一九七三人	
一八八七年	二九五六		二八二八		八一二六		二〇六一	
一八八八年	二九四三		一八八六		二〇二七〇		三七一〇	
一八八九年	三三八二		二二三一		一二七八八		三八三九	
合 計	一割五二		一割〇四		五割七二		一割七二	

（執業年齢に在りて賠償せられたる災害）

上述したる如く賠償の支拂は年を逐ふて寛大となりし故罷業すべき災害の數は寧ろ増加せんと豫期せられしに、今此等致死の災害並に罷業すべき災害の數の減少せしことは頗る注意すべき事實なりとす。ファン・デル・ポルクト氏は其著二七〇頁此の如き喜ふべき觀察より何等不朽の結論を下すなかりしと雖も、猶曰く、若し將來亦同一の現象を呈すとせば、是れ災害に對する有効なる豫防、及び損傷其大小を説せず、に對する周到なる注意の功に歸するを得んか。現時は材料乏しきに由りかゝる結論をなすこと能はせ。

災害保險の及ぼせる恩澤は、關係人數の増加に由て其一斑を知るを得べし、即ち其人數は千八百八十七年には二万九百十五人、千八百八十八年には二万五千三百〇八人、千八百八十九年には三万六千七百八十三人に達したり。然れども諸災害賠償者の總數は該法律實施の最初の四年間に左表の如きものあり。

年 度	災害保險者の全數	千八百八十六年 に對する増加比 例	職業同業組合に於ける數	千八百八十六年 に對する増加の 比例
一八八六年	一九一五三六六、二四 ^{馬克}	—	一七二一六九九、九八 ^{馬克}	—
一八八七年	五九三二九三〇、〇八	二〇割九七	五三七三四九六、四六	二二割三九
一八八八年	九六八一四四七、〇七	四〇割五五	八六六二七八八、五七	四〇割六一
一八八九年	一四四六四三〇三、一五	六五割五二	一二二七八一五一、七五	六一割七三

恐らく若し吾人が例へば千八百八十九年に支出せられたる千四百四十六万四千三百〇三馬克一五の一人に對する配當額を見れば、災害の爲めに賠償を受けし者、及其家族に對する此法律の尤榮譽勢力ある功績は益明了なるに至らむ。即ち吾人は左の結果を有す。

支 出 の 事 情	賠償せられたる人數	總 金 額
(一) 治療費	一四五二五	六三一四一六、五二

第六章 獨逸帝國の社會政策

項目	金額	金額
(二) 被災者を病院に入るに (一) 被害者の妻に對する賠償 (イ) 被害者の子に對する賠償 (ロ) 被害者の祖父母父母に對する賠償 (ハ) 選挙及介抱に對する費用 (三) 被害者の不具賠償 (四) 埋葬費 (五) 寡婦賠償 (六) 再婚の爲め寡婦への償還 (七) 子女死去の賠償 (八) 父母祖父母死去の賠償 (ハ) 外國人に對する償還	二九六三 六一一五 一三三 五七四六 五二三一 五一九五 九〇一三 一八三五五 七二四 九七	三四四十四 八四八一、六四 一三三五七〇、七九 五〇七〇、四六 五九四九九八、六〇 九五三三五四七、一五 二三九六、〇〇 一一五五二〇八、〇三 一七四一四九、五七 一七六一六八四、八二 八八一九九、一八 六二〇四六、三四 一四四六三〇三、一五

是れ實に非常の喝采を博し、外國より完全なりと稱せられし我社會政策的立法の實費なりとす。加ふるに疾病金庫法の結果も亦た良好なるものありき。吾人は此

疾病保險法の結果

に其材料殊に統計録を参照すべし。被保者の範圍は該法律の實行以來益擴張せられ、該疾病金庫に於て(工匠金庫を除き)保險せられたるもの凡そ左の如し。

千八百八十五年の終に……四二九四一七三人(二〇割と定む)

千八百八十六年の終に……四五七〇〇八七人(二〇・六)

千八百八十七年の終に……四八四二二二六人(二二・二八)

千八百八十九年の始に……五五二六四六一人(二二・八五)

千八百九十年の始に……六〇七二〇三五人(二四・一四)

人若し是に反して工匠組合の數を計算せば、既に千八百八十五年の終に於て獨逸全國人民の十分の一は吾勞働者疾病金庫に由りて保證せらるゝの處すべき事實あるを發見すべし。此割合は斷えず増加し、行方千八百八十九年に於て農業者及林業者にも疾病及災害保險の恩恵を與へたる千八百八十六年五月五日の法律實行せられし以來、殊に然り也。かくて千八百九十年の始に於ては獨逸の勞働者が疾病金庫に

保險せられたるもの數既に全獨逸國民の二割三分四の上に達し、甚きに重病の爲め大に勞働及其家族を苦めたる危険も今や之を避くるを得たり。此疾病保險の廣大なる擴張は實に主として健康なる強制保險の功に歸すべきものなり。但し放任せる疾病保險に至ては、強制保險の如く一般に廣大なる利益を及ぼす能はざりしならむ。此想像は恰も放任的保險の登録せる救助金庫が千八百八十六七年に於て減少せし事實に由りて充分證明せらるべし。是れ主として社會民權黨が此金庫の爲め猛烈なる運動を試みたるの結果にして、千八百八十八九年に於ては千八百八十六七年に於ける數よりも更に減少し、現今に在りて僅かに千八百八十五年の數に超過するに過ぎず。

彼の救助金庫が千八百八十三年六月十五日發布の疾病金庫法律第七十五條に據りて多くの特權を有せしに想到せば、此の現象は頗る注意すべきものなり。該金庫は一も死去給與金出產給助金を支拂ふを要せず。僅少なる疾病補助金を給與して醫師及び藥劑の費用に宛て

の結果
大體相違点

しめ、被保人の如きも其體格如何に因りて決するを得べし。而して金庫加入の強制なきが故に、瑣細なる危険を看過するも自餘の勞働者疾病金庫に同じ。又救助金庫に加はるべき勞働に従事する者も疾病金庫に強て賦金するの責任なし。此の如きにも拘はらず、若し此等の特權を有する金庫の數にして常に減退するとせば、勞働者の意向たる一の救助金庫の附屬たるに甘んぜず、寧ろ雇主をして強制金庫に疾病金庫の賦金の三分一を拂はしむるを以て利なりとするを見るを得べし。救助金庫不評判の原因は概して斯の如くなるべし。此等諸金庫に對する社會民權黨の救済が決して信用を増加せしむる能はざるは、實に勞働者の判断の正當なるを證明するものにして、誠に慶すべき所なりとす。加之反動的工匠同盟の寵兒、即ち組合疾病金庫が凡て其工匠派及び其保護者の盡力あるにも拘はらず、重要なる勢力を占むるに至らざりしは、統計上明確の事實にして、是亦實に喜ぶべきの現象なりとす。疾病金庫より賠償を支拂ひたる病氣日數は、千八百八十六年に於て

は二千六百三十万日以上、千八百八十七年には二千七百十万日以上、千八百八十八年には二千九百五十万日、千八百八十九年には三千三百四十万日以上に達せり。千八百八十五年、六年に於ける疾病保険の統計結果に據れば、保険せられたる労働者は病氣の爲め一人に付き、一年間労働日數の六日以上を損耗し、千八百八十七年には六日間の労働日數を失ひ、千八百八十八、九年には五日半の労働日數を失ひたるなり。之に反して千八百八十五年乃至千八百八十八年に於ける疾病の數は常に減少せり。即ち千八百八十五年には百人の保険に對して四三、二千八百八十六年には四〇、千八百八十七年には三七、七、千八百八十八年には三三、六の割合なり。此の如き結果は種々の原因より來れるものとす。疾病保険法制定以外の原因は、千八百八十五年乃至千八百八十八年間に經濟上の變動、賃銀の騰貴あり、爲めに労働者間に疾病の事故減少せしことなり。然れども労働者の疾病大に減退するに至りしは、蓋し疾病保険法のかを多しとなす、而して是れ獨り疾病なる解釋を嚴重にし、

仮託病に對して多少の効果ある制取をなせしが爲めのみならず、疾病の場合に於て負かに範圍の廣大なる補助賑給、施療、診察料、藥劑費及出産費等の給與を明に保證せしが爲め、此結果を生せしと信するを得べし。是に由り前日に比すれば一層完全なる取扱、根本的治療を受くるを得従て病氣の再發及病衰を生せざるに至れり。千八百八十九年は實に獨り悽慘なるインフルエンザの爲めのみならず、又主として當時の同盟罷工に原ける經濟上の退歩に由りて、病疾の事故著しく増進し、百人の組合中三三、二は病に罹り、千八百八十八年に在りては病者の割合は三二、六なりしと前述の如し。然れども疾病保険の恩澤を正當に吾人に表示せしは蓋し此の凶歲なりき。是れ他なし、吾人が此疾病保険統計の結果を蒐集せば、千八百八十九年には、百人の保険者中、其三三、二は疾に罹り、且つ此等の病者も前に記せし如く給養せられしもの凡そ三千三百四十万日數に上りたればなり。故に若し労働者にして臨時補助と貧窮扶助との恩恵を蒙らざりしならば、此年に保険せら

れたる五百五十一万六千四百六十一人の三分の一、即ち百八十三万八千八百二十人の病者は、總計三千三百万日間の給養を受くるを得ざりしなるべし。

然れども疾病金庫保險の恩澤は、疾病の回数及び病者に支拂ひたる賠償に由りて最明白なりとす。政府の統計に據れば賠償を受けし疾病回数は、

千八百八十五年……一八〇四八二九、内女子三二六七〇九
 千八百八十六年……一七二六五四〇、内女子二八七六五二
 千八百八十七年……一七三八九〇六、内女子二八五五〇七
 千八百八十八年……一七六二五二〇、内女子二八二八二二
 千八百八十九年……一七〇四二〇八二、内女子三四五七〇二

又賠償金即ち疾病費は、千八百八十五年には四千五百六十万馬克、八十六年は五千三百万馬克、八十七年は五千四百八十万馬克、八十八年は六千六十万馬克、八十九年は七千万馬克なりとす。保險者一人に

對して、千八百八十五年は十一馬克四、八十六年は十二馬克四、八十七年は十二馬克、八十八年十一馬克四、八十九年十一馬克五五、の支出あり、各疾病者一人の受領額は、千八百八十五年に一馬克一、八十六年に二馬克、八十七年に二馬克、八十八年に二馬克〇八、八十九年に二馬克一二なりとす。

此等の數は實に獨逸社會政策の重要なること、及び其の範圍の廣大なることを公示する一大活畫にあらざして何ぞや。

既に記載したる如く、此法律は其恩澤の廣大なりしにも拘らば、尙勞働者をして其疾病、廢疾、及其老衰に對する保險に就きて、全然醜金の憂を免れしめ、又帝國補助金に由りて、雇主の醜金を減せんとしたる彼の比西馬克の理想に適應するものに非ざるなり。又帝國社會政策の貫徹に就きて公の豫想したる補充方法、即ち煙草專賣法も帝國隨一の人物をして其志を達すること能はざらしめき。

千八百七十八年以來、比公は煙草増税を以て公然專賣法に勝るの唯

煙草專賣其
宣言

煙草專賣は失業者に取つての世襲財産なり

一手段となせり。然るに千八百七十八年乃至八十一年間の帝國議會は如何なる機會に於ても、煙草專賣法を協賛せざらんとを宣言して毫も動く所なかりき。吾人の既に論じたるが如く、比公は一千八百八十二年の帝國議會選舉の際、公の信任せるアドルフ・ツグネル教授をして、公が煙草專賣法を固持する旨を公言せしめぬ。是れ公は其利潤を失業者の世襲財産に充つべきを洞視したればなり。此暗號は却りて惡結果を得るに至れり。即ち千八百八十一年新選舉の結果は、甚だ不幸にして、中立國民黨を犠牲として、帝國及政府の反對黨に勢を與ふるに至り、毫も煙草專賣てふ怪物に賛同するものなく、殊に進歩黨に至りては之を排斥せむとするの氣焔頗る激烈なるものありき。然れども同年十一月十七日の教語は、斷然煙草專賣を宣言し、翌千八百八十二年四月二十七日に於ける帝國議會開會の演説にも、聯邦諸政府の多數も煙草專賣法を以て、意を消費者及煙草耕作者の利害に注ぐものとなし、其利潤遙かに他の諸税法を凌駕するものとせる事を主張せられたり。

審查會及聯邦會議に於て

議案の指針

實に此法案は千八百八十二年一月二十四日聯邦會議に提出せられしと雖も、普魯西以外の國民間及び議院に於ては是に對する激昂破裂するに至れり。是に就て利害を感ずるもの、即ち煙草製造者、仲買業及び多數の耕作者は、反對の一大會議を備ふし、バイエルン、ザクセン、ヘッセン、巴丁の議院亦然りき。エルサス、ロトリンゲンは佛領時代より煙草專賣に同情を表し、煙草耕作亦た盛なるも、ストラスブルグに於ける帝國煙草製造業會議は、專賣法の採用に反對せむことを議決しぬ。殊に政府をして激せしめしは、從來比公の租税及財政計畫に對して熱心なる院外贊成者たりし普國經濟會議の決議なりとす。曩きに委員會が九票に對する十六票を以て、此提案案を贊成したるに、今や經濟會議の全院會議は三十一票に對する三十三票を以て專賣法を否決し、大に專賣法反對者の歡呼を博しぬ。聯邦會議に於ては、此提案案に反對せしは著しき少數、即ちバイエルン、ザクセン、巴丁、ヘッセン、オルデムブルグ、メクレンブルグ、シュテッリン、ハンゼ諸市、及ロイスマ家(新統)のみにして、本案は

四月二十四日大多數を以て可決せられたり。四月二十七日帝國議會開院式の演説は、此等の頑固なる反對の狀況あるを以て、政府も決して安全なる結果を希望せざることを諷せり、即ち其演説に、若し諸君にして專賣に對する代議院の賛成を得るの希望を放棄せざるの已むを得ざるに至らば、諸君が他提議の審議に遷られむことを望むと曰へるにて知るべきなり。

聯邦會議より帝國議會に交附したる此法案に依れば、煙草專賣實行の爲めに、工場所所有者、取引者等に附與すべき賠償は、二億三千四百萬の計算に上れり。專賣法の結果として生せる収入は、三億四千七百萬馬克是に要する出費は二億八千二百萬馬克なり、即ち政府の純収入は一億六千五百萬馬克に上るべし。然れども、斯業に經驗ある者、同じく利害の關係あるもの、又關係なき者等は、舉りて此の計算の不當なるを攻撃せり。惟ふに此計算たるストラスブルクの帝國煙草製造者の指導者たる政務次官フォン・マイル氏の推定せし所にして、氏のストラスブルク

豫定の計算

煙草製造の管理上に於ける不熟練の見解は、後日吾人の論すべきか如く、專賣時代の結果に於ける氏の計算をして殆んど其信用を失はしめたり。進莫、一たび獨逸に行はれし煙草專賣は、其職を失ひし製造者商人等に對して高額の賠償をなすも、同時に帝國に高額なる収入を與へざる可らざることは疑ふ可らざる事とす。是れ殊に、佛、以、埃、北米等諸國の良好なる長年月の經驗に徴して明なり。又獨逸煙草專賣法案の反對者が此の採用に就きて、預言するが如く、是が爲に選舉人及國會が憲法に由て得たる自由を撲滅するに近しと云ふが如きは、斷して無き所。同じ專賣國殊に佛國の歴史之を證明して餘ありとす。殊に北亞米利加に在りては、專賣は憲法に由りて成立せざるも、煙草は其生長の初より消費の時に至るまで、收稅吏の監督の下に管理せらるゝなり。帝國議會に於ける提出案第一讀會(即ち千八百八十二年五月十日より十三日に至る)に際して、專賣法案は、僅少の同意者を得たるに過ぎざりき。四十三人の保守黨議員すらも、後に同意を表せしも、秘密の一宣

帝國議會に於る第一讀會

言をなせしかば、ベンニグゼン氏は爾後の演説に於て、保守黨の諸子が小數に關らず、毅然として賛成を表するの決心堅からざる以上は、渠等の多くは反對の投票をなすならむとの結論をなすに至れり。比公は第一讀會の日に缺席せしを以て、國務尙書シヨルツ氏は前普國大藏大臣ホブレヒト氏、分離黨を代表せるヌクウフンベルグ氏、進歩黨のリヒタル氏、社會民權黨のフォルムル氏等の反對中に立ちて、政府案を辯護せざる可らざりき。ウインドホルスト、及全中央黨も斷然專賣反對の宣言を爲せしが、是れ固より怪むに足らず、何となれば此徒は專賣を以て非常なる權力を帝國に附屬委任するものとなしたればなり。然れども殊に囂々たる反對を得しは、ブトカーメル氏の反動的政府組織となす、是れ數千の專賣官を擧げて之を政府の自由に任せんことは、當時人士の快とせざりし所なればなり。而して帝國ストラスブルグ煙草製造所（後來精密に又記載すべき）の不經濟なる状態は、全獨逸に尤も深き感動を與へ、少くも其事務の不整理なるは、專賣反對者に嫌惡すべき實例と

して屈強なる引證を供するに至れり。加ふるに結局比公に對する個人的憎惡、公に過激なる打撃を加ふるの愉快は、實に反對の一大原由たりしものとす。現に五月十三日オイゲンリヒテルが「比公の意志は此專賣と共に破碎せざる可らず」と叫びし如きは、尤も注意すべき論法と謂ふべし。リヒテル黨は必勝を期するや、獨り賣買のみならず、煙草税の各増加案をも拒絶すべしとの動議を提出しぬ。之を要するに箇人的黨派的、政治的の動念、畏懼、及利害の諸感情は、重大なる問題に對する純然たる事實的決定と相混淆したりしなり。

第二讀會

比公は六月十二日より十五日に亘りし帝國議會の第二讀會に自ら出席し、其第一日に於て公に對する個人的嫉妬より公の必要なりと確言せし專賣法に對する反對者を論難せり。

比公の演説

專賣は本來の目的に非ず、慥に、一の弊害なることは、公是を許せり、然れども、租税輕減を實行せむが爲めには、尤有効なる方法なり。之を他の害毒に比較すれば、煙草專賣の及ばず所は、其少なるものとす、吾

人は他の一層善良ならざる法案に着手するに先ち、未來に於ける吾人の責任を免れむが爲めに諸氏の否決を利用すべし。公は就中提出案の必要に對して、普國に於ける有利なる聚斂の憐むべき状態を論述し來り、更に論鋒を鋭くして曰く、議會の多數は幾多の心を有す、然れども渠等は一心苦痛を共に感ずるを有せず、唯王之を有するのみと。公は尙反對者の個人的嫉妬を攻撃しぬ。余は言はむと欲す、予は今や幾隊の黨派に對峙するを見る、是を以て一改革を行はんとするも常に失敗すべきを信ず。公は是を以て、黨派分立主義なりと呼び、吾人の政治界に於ては黨派あるを知て帝國あるを知らずとの確言は、實に其當を得たるものとせり。世人は曾て余に對して之と同様な言辭を吐き、權力あるを知て正義あるを知らずと謂へり。是れ決して余か言ひたることなき妄語たり。終りに臨み、公は「社會主義」を執るとの非難に對し辯じて曰く、吾人の關係せる處置には、社會黨的のもの少からせ、農業社會の自由、ユースプロフアキオン鐵道買収、不動産の集合、給水

及び灌漑に對する買上、貧者救助、義務教育、道路、建築の強制等比々皆然り。然れども我帝國たる國家は、彌々一般に社會主義を採用せざる可らざるべし。諸氏は國家に供する配劑中に、社會てふ油の二三滴を添加するの必要を感ずるならむ。諸氏は常に專賣法に反對せよ、然れども本案の否決と共に、此改革問題を世界外に放逐し得べしと信する勿れと。尙結論して曰く、吾人は今日王室を信用し以て未來の統一を思ふと、又曰く、諸氏冀くは一致し國民的觀念を歐洲に發揚せしめよ。如今此觀念は暗黒底裡に湮滅せられしにあらざるやと。』
ルドルフ・フォン・ベンニグゼン氏は往時を回想して此演說に對へたり、氏は曰く

近來帝國議會及び普國々會は多くの不完全なる政府案帝國議會は殊に實用すべからざる第一災害法案を拒絶せり、其理由たる政府の承認する如く、明白に社會幸福の爲になしたるものなりと。然れども氏は此事實に就き決して比公に對して非難を加へたるにあら

ベンニグゼンの演說

ず、獨逸の事態及び其政治上の將來のかくも苦々敷又暗慘たるを看察し其所信を勸告したるのみ。何となれば、多年間斷なき成效の後、再び無上の障害と衝突する時は、其消耗し行く心火の彌奮興するに至るは、天才ある人士及國民首領の免れ難き悲運なればなり。此の如き人士は、其剛強なる意志に依りて貫徹せんとする計畫を目して、成熟確定せるものなりと固執するの傾向を有す、又實際其事情に困難の存在する場合に在りても、又他人をして其一大計畫の確實と成效とに信服せしむること能はざる場合に在りても、其反對の妨碍を以て私情的反抗なり惡意なりと思惟するの傾向を有するものなり。

ペンニグゼン氏の演説中、殊に國民的事業に對する帝國議會の行動と協賛とに就きて、比公の厭世的宣言に對する駁撃は、精到にして効力あるものなりき。何となれば帝國宰相は簡單に「黨派の弊害」に就きて論じられたればなり。ペンニグゼン氏は、千八百六十七年より七十八年に

至る政府及び國民代表者の効果無比なる光榮ある協力事業を回想して結論する所あり、曰く、

「故に余は謂はんとす、帝國宰相は從來の實驗後、且は獨逸歴史の爾く發達せし後に於て、獨逸國民の將來に疑惑を挿み惡感を抱くべき原因を有せず、此點に就きては豈に吾人と撰む所あらむや。否、將來は獨逸が其王室、其政治家、其國民及代表者の爲すべき責務を廢せざる限り、歐洲に於ける他國民の如く同様の光榮ある状態を呈すべきものなり」と。

煙草專賣決議の結果は、帝國議會の第二讀會に於て四十三票(保守黨)に對する二百七十七票に由り、該提議の否決となり、其外委員會より提出せられたる煙草税の増加説は、ペンニグゼン氏の温和なる意見により、實に百五十票に對する百五十五票を以て採用せられたり。

かくて比公の提議せる獨逸社會政策の重要な目的、及び殊に其最後の最高目的(即ち不具者及老者の給養を遂げんと欲したる希望は拒

煙草專賣法
案の否決

不具者及老
者給養

絶する所となれり。翻て老帝を顧みれば、汲々として老後の一大名譽事業、即ち此社會政策の發達進歩に苦心せらる。比西馬克たる者今や此の拒絶に逢ふては遂に心を動かさざるなきを得んや。世に傳ふ、皇帝曾て嘆じて曰く、朕屢、高山を跋渉せしと雖も、終に山中の至美至難なる「エーデルワイス」（純白の義あり）花を摘採すること能はずと。帝の春秋既に闌け、哀情多くして意獨り急なり、是を以て晩年の功業、即ち社會政策の成功を見んと欲せらるゝこと誠に切にして、其の嘆固より偶然にあらざるを知るべし。實に皇帝は曩きに平野の桂花を取りて、大に高貴の王冠を飾られ、盛觀振古未曾有なるものありき。然れども今や皇帝は苦心慘憺高山の報酬、即ちエーデルワイスを得むと希望せられぬ。此花や天地の接觸する處に生長す。天と云ひ地と云ふ、抑も果して何者ぞ。献身博愛の宗教と、這般の愛民保護を以て任する國家とは、是れ實に社會政策立法に際し、獨逸帝國の、實際的耶蘇教に接觸するものにあらずして何ぞや。

不具者及び
老人給養

帝國立法に由りて老年の勞働者を救助し、不具者を保護せむことは、病者及び被害者に於けるよりも、兎に困難にして、必然高額の費用を要することは、比公が充分に明知せし所なり、故に比公は帝國の爲め、煙草專賣に由りて一億六千五百馬克の收入を希望したり。然れども此計畫の貫徹を拒絶したる人々は、千八百八十二年より八十七年に至る帝國議會に於て、外見上短氣なる問題を嘲笑的に提起せり、曰く、然らば不具及び老者救助に對する提案は何處に存在する乎と。進歩黨、獨逸自由思想派、及び社會民權黨は、當時議會に提出せられたる社會政策法案に反對して演說投票を爲せり。遮莫渠等の反對にも拘らず此法律は成立せしを以て、渠等は不具及老者救護に關する法律の即刻提出されんことを希望し、獨逸の社會政策たる、實は行ひ難き巨人的職責にして支離滅裂すべきを預言しぬ。然れども凡ての場合に於て大事業破壊せられずして着手せられ、千八百八十七年十二月、老者及不具者救護の主趣は第一に普國經濟會議の判斷に供せられたるまでに其歩を進

其準備

めり。此くて是等は公開せられ、同時に諸方面の討議判斷に附せられたり。經濟會議は是に就きて一般に頗満足の意を發表しぬ。尙經濟會議學者出版物及び諸團體同盟等より起りたる修正動議は、又同時に内閣諸員に鑑識注意せられ、今や正式の法案として構成せらるゝに至れり。此條案は千八百八十八年の春秋に於て聯邦會議の根本的討議及更正に附せられ、千八百八十八年十一月二十二日皇帝維廉二世の朗讀せられたる勅語に由り、該法案の提出は議會に宣言せられたり。

「昊天の神託として、朕は着手したる社會政策を進行するの任務を執れり。……老衰及不具の危險に對して、國家より補助せらるべき勞働者の保護を貫徹せんこと頗る困難なり、然れども是れ打破す可らざるものにあらず、廣大なる準備の結果として、一の法律案は卿等に提出せらるべし。卿等は此計畫の目的を達せむが爲め實行し得べき方法を審議せられむことを希ふ。」

此公は皇帝の勅語中に唯、實行し得べき方法として此提出案を指示

第一讀會

せしめたり。固より公はボエチヘルの指導の下に編成せられたる此法案に對して同情承認を表せしと雖も、後日(千八百八十九年三月二十九日)公が帝國議會に於て斷言せし如く、吾人は死生を賭すべき競争をなし、次年に至り再び該法案を提出せざる可らざるに至らむを恐れたり。然れども帝國議會の大多數は千八百八十八年十二月六日乃至八日の第一讀會に於て、此提出案に賛同するの意を表しぬ。國務尙書ボエチヘルは明言して曰く、

「此の法案に對する批評は夙に歓迎せられしを以て、聯邦政府は今猶明瞭なる反對の動議を提出して已まず、然れども、此の動議は其の出所の何れなるを問はず、皆誠實の研鑽を経しものとす。此法案たる此の新法律より惹起せらるべき一切の困難なる問題に對して一解釋を下さむと試みしものなるも、政府は又目的に適ひ、又實行し得べきの觀ある凡ての法案に同意を表すべきなり。」

多數黨の論者ブルン・フォン・ヘルドルフ・ロイシネルは全く同様の意見

を以て論ずる所あり。中央黨すらも、ヒツツ議員をして讓歩の意を表せしめたり。獨り社會民權黨グリルレンベルグ及び獨逸自由思想派シュラーデルは、全く之に干與せざらむことを欲しぬ。グリルレンベルグは公言して曰く、

「若し此提出案が委員會に附托せられずして、初めより否決せられむには、氏に取りて尤も喜ぶべきの事なり。帝國議會は未だ實行し得べき法律を成立せしむること能はずと。而して獨逸自由思想派議員シュラーデルは特有の炯眼を以て豫言して曰く、此法律は社會の平和を進めざるのみか、却て新なる不平を養成するならむと、

此等のカッサンドラ(注既見)的の音聲にも拘らず、帝國議會は此法案を二十八人より成れる委員會に附托せしが、委員會中社會民權黨員の會合毎に缺席せしは甚だ注目すべきものなりとす。委員會の議長席及報告の責任は、名譽にもフオンランケン男に委任せられしが、男は中央黨の多數に對して名譽ある反對をなし、ライヘンスベルグ、及び其他

委員會の決議

第二讀會

の人士と同じく、該法案の成立の爲めに活潑なる運動をなせり。國民自由黨なるブール、エヘルホイゼル、ストラッターマン、ニートハンメル、ジール、ツヴィンナー等の諸氏は、四十四會の委員會に於て該法案を議了改正するに首功を占めしものとす。最後に委員より修正せられたる法案は、五票に對する中央黨三獨逸自由思想派二全票を以て委員會を通過し、千八百八十九年三月二十二日再び帝國議會に提出せられたり。三月二十九日帝國議會は第二讀會を開きしが、開會數十二回に涉り、且耶蘇蘇生祭(イースター)に妨げられしを以て五月十一日に及び。第二讀會の終りに於て主眼の第一條は特別決議に附せられ、七十二票に對する百五十二票を以て採用せられたり。即ち國民自由黨、帝國黨二人の例外を有する。保守黨十一人の中央黨員、及び社會民權黨は是に賛成し、中央黨の多數、獨逸自由思想派、波蘭黨、ウエルフ、及エルザス黨は反對せしものとす。五月十七日以降七回を重ねし第三讀會は、終に同月二十四日記名投票を以て終局の決議を爲し、百六十五票に對する百八十五票を以て

可決

討論の沿革

法案を可決しぬ。否票は獨逸自由思想派七、獨立自由黨四、國民自由黨十二、中央黨七十五、全獨逸自由黨三十一人(但しトムゼン議員を除く)全社會民權黨、波蘭黨、エルザス、及ウエルフ黨是に屬し、多數者は獨逸保守黨六十五、獨立保守黨二十九、國民自由黨七十六、中央黨十三、獨逸自由思想派一人より成れり。

二十二日間に亘れる第一第二第三讀會の議會演說中、吾人は殊に價値ある二三を紹介すべし、先づ三月二十九日に於ける比公の第一演說の點を掲げん。

吾政友にして其紙上に於て、余が年齢既に高くして勞力に堪へずと云ふものあらば、是れ過言と稱して可ならんか。予の力量は到底往年の比にわらずと雖も、若し余にして一大國の外務大臣となり、老年に於て其任務を十分に執行するを得ば、必ずや他國に於て壯年の士の事業として視らるべき功績を建つるを得べし。自餘の關係に於ては余に代はるべき人多し。然れども唯余が前後三十年間の外

三月二十九日
の比公の演說

交政策に由りて得たる信用及經驗は余が他に傳へ譲ると能はざる所なりと。是を以て公は社會政策提出案の草案をボッチヘル氏に委托したり。氏の功勞は實に公が虚心平氣に敢て自ら及ぶ能はずと承認せし所とす。然れども此件に就きては予も亦偉大なる功績あり、予にして決定の際に臨み此の法案を抛擲すべしと信するものあらば、予は殆ど之を侮辱と認めんと欲す。社會政策は悉く予の工夫に出でしと言ふべく、又予が目下從事せる近來の諸決議は皆予に負ふ所なり。予は是等の處置に對して故維廉一世皇帝の嘉納を得るの運に達せり。故皇帝は貧者に對する救助が政府に由りて決定せらるゝに至らむは、皇帝が當に有すべき又實行せむと希へる最善美なる勝利なりと表示し給ひき。今上皇帝(即ち維廉二世)亦實に故祖皇(即ち維廉一世)の意向を服膺して敢て違ふなからんことを夙に宣言し給へり。余たる者何爲れぞ此く余の奮發に由りて起りし事業の決定に對して拒絶反抗することを得んや。人は或は言ふ是れ

社會民權黨
の疑念

獨り故老皇帝の威望を汚すのみならず、又現皇帝の任務を無視するものなりと。此言を以て余に加へむとするものは、實に侮辱的要求と謂ふべきのみ。

既に論せし如く社會民權黨は第一條に賛成の決議をなせしに拘らず、相率ゐて全法律に反對を表しぬ。該黨の首領リーブクネヒト氏が全く經濟政策或は社會政策上の問題を談するの器にあらざるは、今や端なくも氏が労働者に大干繋ある此等重要なる法律の討議に際し、一語をも發せざるの事實に由りて知悉するを得たり。當時氏は所屬新聞及氏の所謂人民會ゾルクスフェルンツに於て、二個の暗號を作り、労働者をして其新法律及其立法者を輕侮せしめんと欲せしに過ぎず。曰く、第一、此法律は唯ベッテルペンニヒ即ち給與金を契約するのみ、而も其僅少なるは適、以て受領者を蔑視するものなり。第二、斯法は救貧組織の一部整理を目的とせる警察法律に過ぎず、何となれば此法律に由りて、補助せらるべきものは、既に現行法律に従ひ、吾人の救貧規定に由り、但し他の方式に由

リーブクネ
ヒト氏の態
度マルシャル
の演説

りて既に補助を受取る可き者なればなりと。さればリーブクネヒトは既に千八百八十四年帝國議會に於ても、全く彼の不具者法を知らざるか如きの言論を弄しぬ。千八百八十四年速記録一九一頁。千八百八十八年十二月四日國務副尙書フォン・マルシャル氏は、巧に這般無稽の議論を駁撃して左の如く曰へり（速記録一六一頁以下）。

此方案は従前發布せられたる社會政策法律類似の救貧法にあらず。此法案は貧民給養及救貧法と何等の關係を有せざるなり。本法に於ては貧困なるものを以て、給養を許可するの條件となさず。其緊要なる點は全く他の方面に在り。貧民給養法と此の社會法律の効力とは、法律上及社會政策上、根本的相違せる性質を有するのみか、二者は全く異なる目的を有す。左れば社會民權黨の紳士の如く之を同一視するものは、煽動的目的を趁ふものか、又は人生の眞趣を全く解せざるの人なり。然らば貧民給養の主眼とする所は果して何ぞ。曰く、此法は個人には如何なる權利をも與へずして一團體の義務を

制定するのみ。此結果に由りて、諸關係は調和せらるべく、隨て貧民給養を受くるの箇人は、選舉權即ち重大なる政治上の權利を失ふに至るべきなり。而して吾人の社會政策法律の契約する所如何、二者は果して同一なるや否や、此區別は我國民の境界、殊に労働者の範圍に於て深く感せらるゝ所なるべし。何となれば彼等の各自が生活の維持を失ひて、賑恤救養の資格を有するに至りしか、若しくは猶僅少なる恩給に安じ居るべきか、労働者に取りては此區別甚だ明なればなり。兩受領者の間には、諸氏か言語の穿鑿に由りて填充すべからざる懸隔、既に歴然として成立せり。或は賑恤を受くるも又は僅少なる恩給に安ずるも、吾が労働者に對しては全く同様なりと主張するは、是正に吾全労働社會を侮蔑するの辭と云ふべし。然れども社會民權黨諸氏にして、今日社會政策法律に由りて恩給を受くる幾千の労働者に對し、渠等は此恩給の關係に由り公然賑恤に與るものなることを言ふことあらんか、然らば是等の諸氏は其の黨中より

ボラチヘル氏の演説

一返答を得るなるべく、此返答により諸氏は肅然として其の閑居に退かざるを得ざるに至らむと。マルシャル氏は更に進んで、賠償の標準に於ても、社會政策法律は實かに貧民給養のあらゆる成效に卓越せるものなるを證明し、論結して曰く、諸氏は恐らく二三の労働者に對して此法律を誹謗することを得べけんも、端正なる獨逸労働者（又其大多數）は速に事の眞偽を鑑別し、此法案の一年間に於ける最少の恩給に於てすら、社會民權黨が一生涯保證し得、或は保證せむと欲するよりも多額の扶助を、獨逸労働者に捧くるものなることを承認するに至らむと。

大臣ボラチヘルは千八百八十九年五月十七日を以て、獨逸の労働者が如何に天擧して社會政策法律の確乎たる擴張の動議を政府に強ひしかを論證したる後、附言して曰く、速記録一七九九頁、

「吾人は着々其計畫を實行すべし、然れども他の堅固なる保護を以て、世界を指令する社會民權黨諸氏の綱領と、一も一致すること能はざ